

菰野町地域防災計画

—風水害等対策編—

〈令和7年度修正〉

菰野町防災会議

菰野町地域防災計画

一風水害等対策編一

〔目 次〕

第1章 総 則

第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関の責務と業務の大綱	1
第3節	菰野町の概要	10

第2章 災害予防計画

第1節	防災思想、防災知識の普及計画	14
第2節	防災訓練実施計画	16
第3節	自主防災組織、防災リーダーの育成、強化計画	18
第4節	広域相互応援要請整備計画	20
第5節	ボランティア活動支援計画	22
第6節	備蓄資材、機材等の点検整備計画	23
第7節	災害対策本部整備計画	24
第8節	気象業務整備計画	25
第9節	通信施設災害予防計画	25
第10節	避難対策計画	28
第11節	要配慮者等救援計画	32
第12節	医療、救護計画	35
第13節	公共施設、ライフライン施設災害予防計画	37
第14節	生活救援対策計画	39
第15節	防災営農計画	41
第16節	砂防、地すべり等対策計画	42
第17節	治山、治水計画	45
第18節	文教対策計画	46
第19節	火災予防計画	47
第20節	林野火災予防計画	50
第21節	危険物施設等災害予防計画	52
第22節	都市型水害予防計画	55
第23節	雪害対策計画	56

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制	5 8
第2節	配備、動員計画	6 1
第3節	災害対策要員の確保	6 4
第4節	自衛隊派遣要請計画	6 5
第5節	ボランティアの受入れ体制	7 0
第6節	気象予報及び警報等の伝達活動	7 2
第7節	被害情報収集、連絡活動	7 6
第8節	通信運用計画	8 2
第9節	避難対策活動	8 4
第10節	林野火災応急対策計画	9 2
第11節	消防救急活動	9 3
第12節	救助活動	9 4
第13節	水防活動に関する計画	9 5
第14節	医療、救護活動	9 6
第15節	交通応急対策	9 9
第16節	緊急輸送活動	1 0 1
第17節	県防災ヘリコプター活用計画	1 0 4
第18節	危険物等災害応急対策	1 0 6
第19節	公共施設、ライフライン施設応急対策	1 1 0
第20節	航空機事故、列車事故等突発的災害に係る応急対策	1 1 3
第21節	農林、商工、観光施設等災害応急対策	1 1 4
第22節	住民への広報活動	1 1 5
第23節	給水活動	1 1 7
第24節	食料供給活動	1 1 9
第25節	生活必需品等供給活動	1 2 2
第26節	防疫、保健衛生計画	1 2 4
第27節	清掃活動	1 2 7
第28節	遺体の搜索、処理、埋火葬	1 3 1
第29節	文教対策	1 3 5
第30節	住宅応急対策	1 3 9
第31節	災害救助法の適用	1 4 2
第32節	災害義援金、義援物資の受入れ	1 4 4
第33節	雪害対策活動	1 4 6

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設災害復旧事業計画	148
第2節	激甚災害の指定	149
第3節	中小企業振興対策	151
第4節	農林漁業経営安定対策	151
第5節	被災者の生活確保	151
第6節	被災者生活再建支援制度	153

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、菰野町防災会議が作成する計画であり、町の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。

なお、各機関は、この計画の修正に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正のある場合はもとより、本町の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、菰野町防災会議を毎年開催し、必要があると認めるときは、これを検討し修正する。したがって、各対策担当課及び各防災機関は関係のある事項について検討し、毎年10月末日（緊急を要する事項については、そのつど菰野町防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を菰野町防災会議事務局（総務課）に提出するものとする。

資料編 菰野町防災会議条例

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう指示、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、町、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (9) 地域住民に対する避難指示等
- (10) 被災者の救助に関する措置
- (11) ボランティアの受入れに関する措置
- (12) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (13) 被災公共施設の応急対策
- (14) 災害時の文教対策
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (17) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (18) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置

- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

3 四日市西警察署

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集、連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

4 指定地方行政機関

(1) 東海財務局（津財務事務所）

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置
- オ 災害時における金融機関等が実施する災害関係融資、預金の払戻及び中途解約、手形交換又は不渡り処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予、営業停止等における対応に関する措置などの要請

(2) 東海北陸厚生局

- ア 県内の国立病院及び療養所による救護班の編成
- イ 知事の派遣要請に基づく救護班の派遣及び罹災者の医療措置
- ウ 県外の国立病院及び療養所による応援救護班の出動
- エ 県内の国立病院及び療養所における罹災傷病者の収容治療

(3) 東海農政局（津地域センター）

- 災害時における主要食料の供給に関する連絡調整

(4) 近畿中国森林管理局（三重森林管理署）

- ア 防災を考慮した森林施業
- イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備

- ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
- エ 国有林における荒廃地の復旧
- オ 災害対策用復旧用材の供給
- カ 林野火災予防対策

(5) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
- イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
- ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導
- エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

(6) 中部近畿産業保安監督部

- 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導

(7) 中部運輸局（三重運輸支局）

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督を行う。
- ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督を行う。
- エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- キ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

(8) 東京管区気象台（津地方気象台）

- ア 気象、地象、地震及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援、助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(9) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
- オ 非常通信協議会の運営に関すること。

- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
 - (10) 三重労働局（四日市労働基準監督署）
 - ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導、監督の実施
 - イ 事業場における労働災害発生状況の把握
 - ウ 労働災害と認められる労働者に対しての迅速かつ適正な保険給付等の実施
 - (11) 中部地方整備局（三重河川国道事務所、北勢国道事務所）
 - ア 災害予防
 - （ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - （イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - （ウ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - イ 初動対応

大規模災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
 - ウ 応急復旧
 - （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - （ウ）所管施設の緊急点検の実施
 - （エ）情報の収集及び連絡
 - （オ）要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
- 5 指定公共機関
- (1) 日本郵便株式会社
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - （ア）郵便物の送達確保
 - （イ）支店の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
 - （ア）被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
 - （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - （ウ）被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた援助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
 - （エ）被災者の援助を行う団体が被災者に配布する援助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
 - ウ 災害の発生又はおそれがある場合においては、可能な限りの窓口業務を確保する。
 - (2) NTT西日本株式会社（三重支店）

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行

 - ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のた

めの回線疎通措置

- ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(3) 株式会社NTTドコモ（東海支社三重支店）

災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行

ア 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

- ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(4) KDDI株式会社（中部総支社）

ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

- ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(5) 日本赤十字社（三重県支部）

ア 災害時における医療、助産及びその他の救助

イ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整

ウ 救援物資の配分

エ 義援金の募集及び配分

(6) 日本放送協会（津放送局）

ア 県民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知

イ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(7) 中日本高速道路株式会社

ア 新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

(8) 独立行政法人水資源機構

水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持及びこれらの施設の災害復旧の実施

(9) 中部電力パワーグリッド株式会社（三重支店）

ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保

イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携

エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案

オ 電力供給施設の早期復旧の実施

カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

6 指定地方公共機関

(1) 三重県医師会

ア 医師会救護班の編成及び連絡調整

イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社、株式会社シー・ティー・ワイ）

日本放送協会（津放送局）に準ずる。

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分

イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 近畿日本鉄道株式会社

ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送、又は連絡他社線による振替輸送

イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(5) 三重県トラック協会

災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備及び配車

(6) ガス事業者（三重県エルピーガス協会、東邦ガス三重株式会社）

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

7 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練に協力参加

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 一部事務組合（三重県三重郡老人福祉施設組合、朝明衛生組合）

それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力

(2) 四日市医師会

ア 医療及び助産活動

イ 防疫及び遺体の検案の協力

ウ 県医師会及び各医療機関との連絡調整

(3) 四日市歯科医師会

ア 歯科医療活動

イ 遺体の検案の協力

ウ 保健衛生活動の協力

(4) 四日市薬剤師会

ア 薬剤師の派遣等による医療及び助産活動の協力

イ 医薬品、衛生材料等の供給

(5) 三重県薬種商協会（四日市支部）、三重県薬事工業振興会

医薬品、衛生材料等の供給

(6) 関連建設業者

ア 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力

イ 倒壊住宅等の撤去の協力

ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力

エ その他災害時における復旧活動の協力

- オ 加盟各事業者との連絡調整
- (7) 三重県建築士会四日市支部
 - ア 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力
 - イ その他災害時における復旧活動の協力
- (8) 三重県石油商業組合（北勢支部菰野ブロック）
 - ア 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備
 - イ 供給等設備の災害予防及び復旧を実施し需要者に対する早期供給
- (9) 三重北農業協同組合
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - イ 農作物の災害応急対策の指導
 - ウ 被災農家に対する融資及びあっせん
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - オ 災害時における食料及び物資の供給
- (10) 菰野町商工会、他商工関係団体、大型小売店、生協
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力
 - エ 被災者に対する炊出し及び支援
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
- (11) 菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野管工事協同組合
 - ア 災害時における上下水道の復旧活動の協力
 - イ 加盟各事業者との連絡調整
- (12) 四日市電気工事組合
 - ア 災害時における電気設備の復旧活動の協力
 - イ 加盟各事業者との連絡調整
- (13) 四日市西地区防犯協会、四日市西地区交通安全協会
 - ア 災害危険箇所、異常現象等を発見した場合、町、警察署、消防署等へ連絡通報すること。
 - イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力
 - ウ その他災害応急対策の業務の協力
- (14) 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入れ
 - イ 要介護者の救助及び生活支援活動の協力
 - ウ 県による生活福祉資金貸付の申込み受付
- (15) 福祉関係団体等
 - ア 町が行う要配慮者救援活動への協力
 - イ 会員との連絡調整の協力
 - ウ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力
- (16) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護

- ウ 災害時における高齢者、障がい者等のための専用避難所の提供
- (17) 危険物、有毒物等保管施設の管理者
 - 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備
- (18) 町内タクシー事業者
 - 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給
- (19) 町内宿泊事業者
 - 災害時における一時避難、入浴サービスの提供等
- (20) 町内金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資に関する協力
- (21) 区、自主防災組織、PTA等地域団体
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力
 - イ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所運営の協力
 - ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力
 - エ 自主防災活動の実施
- (22) 土地改良区
 - 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工及び防災管理の実施

第3 住民、事業所のとるべき措置

1 住民

- (1) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのために地域において相互に協力すること。
- (2) 平常時から非常用食品、飲料水、生活必需品等（最低3日分、できれば1週間分）の備蓄に努めること。
- (3) 県及び町が行う防災に関する事業に協力すること。
- (4) 県及び町が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

2 事業所

- (1) 事業活動に当たって、その企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのために努力すること。
- (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保及び救援保護に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 県及び町が行う防災に関する事業に協力すること。
- (4) 県及び町が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福利の向上に努めること。

資料編 防災関係機関連絡先一覧

第3節 菰野町の概要

第1 自然的条件

1 位置

本町は、県北西部に位置し、西は鈴鹿山脈を境に滋賀県（甲賀市、東近江市）と接し、北はいなべ市に、東と南は四日市市に隣接している。県庁所在地である津市の中心部へ約35km、県内人口第1位の都市四日市市の中心地へ約10km、中部経済圏の中心名古屋市中心部へ約40kmの圏内にある。また、町の3分の1を占める山岳地帯は、鈴鹿国定公園に指定されている。

役場の位置は、東経136度30分35秒、北緯35度1分35秒である。

2 面積

（1）本町の面積、広ぼう及び標高は、次のとおりである。

面積	広ぼう		標高		
	東西	南北	最高	役場	最低
107.28km ²	13.0km	10.6km	1,212m	77.1m	40m

（2）地区別の面積は、次のとおりである。

菰野地区	鵜川原地区	竹永地区	朝上地区	千種地区
26.77km ²	8.26km ²	6.86km ²	33.15km ²	32.24km ²

※ いなべ市との境界は、一部未定

3 地形

町域の地形は山地、丘陵地、台地、低地に大別される。西域に広く分布する山地は鈴鹿山脈であり、御在所岳（標高1,212m）を始め鎌ヶ岳（1,161m）、釈迦ヶ岳（1,092m）等が南北に連なり急峻な地形を形成している。鈴鹿山脈東縁は活断層である一志断層系がほぼ南北に位置し、山地域と台地～低地分布域を境している。一志断層系は第四紀後半においても顕著な活動をしているため鈴鹿山脈の東西方向の断面は東側に急傾斜（台地、低地との境は急崖）、西側にやや緩傾斜する傾動地塊山地となっている。鈴鹿山脈内部に発達する河川系も傾動地形を反映し、東側の河川（朝明川、三滝川等）は山麓までの河川距離が短く、河床勾配の急な河川が多い。花崗岩からなる地域では風化が進行しているところが多く、山地内では崩壊地が多く見られる。町域山地部のほぼ全域は砂防指定地であり、主要河川は砂防指定河川となっている。

町域南部には、四日市市から連続する四日市丘陵の一部（桜丘陵）がある。丘陵地は河川により開析が進んでいる。

鈴鹿山脈東側の山麓一帯には緩斜面を形成する台地が広く分布している。これらは山麓沿いに形成された扇状地が段丘化したものや、河川営力の消長に伴って形成された河岸段丘である。段丘面は形成された時代により区分されている。

町域を流れる主な河川（二級河川）としては、朝明川、田光川、杉谷川、田口川、焼合川、海蔵川、竹谷川、三滝川、金溪川があり、また、田口川には山合川、三滝川には鳥居戸川、竹谷川、金溪川には赤川、瀬戸川などの支流がある。

町域の東側を形成する低地は、河成低地からなり表層部には自然堤防、谷底平野、氾濫平野が

見られる。河川の多くは、天井川、水無川と呼ばれ、渇水期になると流れはなくなり河床の白い砂礫だけになる。三滝川や金溪川では特にこの現象がよく現れる。溪谷を流れてきた水は伏流水となり扇状地、平野や氾濫原の地下を流れ、町内東部の平地に入ると湧水となって地表に現れる。これらは町内で多く見られた農業用の湧水池であり、水は年中涸れることがない。

4 気象

菰野町の気候は、年間平均気温16度前後と温暖な東海型気候区に属しているが、冬には「鈴鹿おろし」と呼ばれる強風が吹き、山間部では時には多量の積雪を見るといった、鈴鹿山脈に大きく影響を受けた気候区を形成している。

(1) 気温 (°C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最 高	13.5	19.8	23.6	27.2	29.0	30.9	37.5	37.1	36.8	31.1	23.4	16.8
最 低	-2.5	-10.0	-1.9	5.0	6.4	16.1	20.7	22.5	18.9	10.1	4.1	-1.1
平 均	5.5	7.5	8.1	16.4	18.3	22.9	28.2	28.9	26.9	20.6	13.9	6.7

年間平均気温 17.0°C

(資料：『「令和7年版消防年報」菰野町消防本部』)

(2) 降水量 (mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
一日最大降水量	19.5	21.5	59.5	46.0	42.5	84.0	89.0	169.5	48.5	65.0	98.0	3.0
総 降 水 量	76.0	98.5	246.5	205.0	204.0	292.0	235.0	415.5	147.0	193.5	155.0	9.5
降 水 日 数	12	12	16	11	12	10	12	11	15	14	4	5

年間総降水量 2,277.5mm

(資料：『「令和7年版消防年報」菰野町消防本部』)

第2 社会的条件

1 人口

町の人口は、令和2年国勢調査においては40,559人となっており、令和7年12月1日現在住民基本台帳人口（外国人を含む。）は40,491人（菰野地区：7,241世帯16,567人、鵜川原地区：1,533世帯3,883人、竹永地区：2,388世帯5,718人、朝上地区：3,604世帯8,293人、千種地区：2,366世帯5,705人、施設：324世帯325人）となっている。

世帯数は、令和2年国勢調査において15,382世帯であり、平均世帯人員は、平成22年に3人を切り、それ以降も減少している。

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	32,263	35,117	37,972	38,903	39,978	40,210	40,559
(伸び率)	104.8	108.8	108.1	102.5	102.8	100.6	100.9
14歳以下	5,806	5,966	6,387	6,245	6,123	5,789	5,598
(構成比)	18.0	17.0	16.8	16.0	15.3	14.4	13.8
15～64歳	22,047	23,577	24,861	24,789	24,553	24,067	23,816
(構成比)	68.3	67.1	65.5	63.6	61.4	59.9	58.7
65歳以上	4,407	5,574	6,694	7,869	9,051	10,187	10,630
(構成比)	13.7	15.9	17.6	20.2	22.6	25.3	26.2

(資料：「国勢調査」)

2 産業

(1) 本町の就業人口の推移は、下表のとおり。中京工業地帯にもアクセスしやすいことから、町内では様々な産業が行われている。伝統産業として萬古焼といわれる陶器の製造業も盛んで、町内には多くの製陶所があり、鍋や皿などが製造されている。また、豊かな自然環境のもと、水田農業が盛んに行われている。近年は、農業就業人口の減少や高齢化等により農地の集約化が進んでおり、「米、麦、大豆」の2年3作ブロックローテーションによる生産体系が確立されている。

＜産業別従業者数の推移＞

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	845	815	607	570	424	469	459
(全産業比)	5.2	4.5	3.2	3.0	2.3	2.5	2.3
第2次産業	7,235	7,816	7,907	7,412	7,248	7,291	7,381
(全産業比)	44.2	43.1	41.9	38.8	39.4	38.4	36.6
第3次産業	8,262	9,483	10,300	10,927	10,739	11,222	11,571
(全産業比)	50.5	52.3	54.6	57.3	58.3	59.1	57.4
全産業計	16,362	18,139	18,871	19,086	18,411	19,652	20,154

(資料：「国勢調査」)

(2) 本町は、「湯の山温泉」と「御在所岳」を始め、多くの観光地を有するため、観光客の数も多く、町全体で約180万人の観光客を迎えている。

＜観光客入込み人員の推移＞

区 分		平成 4 年	平成 9 年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	令和 4 年
湯の山温泉	日帰り	989, 262	898, 717	721, 759	925, 553	1, 036, 463	1, 557, 154	1, 180, 281
	宿 泊	534, 933	301, 263	284, 660	197, 872	176, 902	170, 223	110, 144
	合 計	1, 524, 195	1, 199, 980	1, 006, 419	1, 123, 425	1, 213, 365	1, 727, 377	1, 290, 425
町全体	日帰り	1, 477, 044	1, 566, 736	1, 447, 285	1, 666, 088	1, 733, 368	2, 227, 843	1, 723, 270
	宿 泊	651, 060	406, 113	355, 837	259, 348	236, 956	226, 310	161, 859
	合 計	2, 128, 104	1, 972, 849	1, 803, 122	1, 925, 436	1, 970, 324	2, 454, 153	1, 885, 129

(資料：「菰野町内観光地別観光客入込み人員調査」菰野町観光協会)

3 交通

(1) 道路

菰野町の道路網は、南北方向の基幹道路として機能する国道306号及び県道四日市菰野大安線（ミルクロード）、東西方向の基幹道路として機能する国道477号及び国道477号バイパス（四日市湯の山道路）を骨格道路として、これに準幹線的に機能する主要地方道2路線（桑名大安線、菰野東員線）、一般地方道10路線が加わり幹線道路網を形成し、さらに約2,000の町道が配置され幹線道路と連携している。また、中京圏と関西圏を結ぶ新名神高速道路の菰野インターチェ

ンジを有し、道路交通の結節点となっている。

国道477号は、四日市市から大阪府池田市へ至る国道で、鈴鹿山脈を越える部分は鈴鹿スカイラインとなっており、湯の山かもしか大橋により湯の山温泉街に接続し、また、東名阪自動車道四日市インターチェンジに接続している。

国道477号バイパスは、東名阪自動車道四日市インターチェンジと新名神高速道路菰野インターチェンジを結び、高速道路へのアクセス機能等を持つ地域高規格道路であり、新名神高速道路とともに当町の広域道路ネットワークを形成している。

(2) 公共交通網

菰野町の地域公共交通網は、町の南部を走る鉄道路線としての近鉄湯の山線と町が運行するコミュニティバス路線、のりあいタクシーにより形成される。近鉄湯の山線は、町内に4駅（湯の山温泉、大羽根園、中菰野、菰野の各駅）が開設されており、四日市、名古屋方面への通勤通学の足として、また、湯の山温泉等の町内観光地への観光客の流入のための重要な交通の動脈となっている。

コミュニティバス路線は、地域住民の身近な公共交通として菰野駅と菰野町保健福祉センターけやきを拠点に三重北医療センター菰野厚生病院（以下「菰野厚生病院」という。）、町内大規模スーパーマーケット等の町内の各所を結んでおり、交通弱者の買い物、通院等の移動支援や通勤通学に利用されている。

また、湯の山温泉と名古屋市の中心部を結ぶ路線として東名阪自動車道を経由して高速バスが運行されている。

その他、湯の山温泉街から御在所岳山頂まで、ロープウェイが運行されている。

第3 災害履歴等

平成以降、本町に大きな被害をもたらした風水害は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 町内の災害記録

第2章 災害予防計画

第1節 防災思想、防災知識の普及計画

総務課	消防本部
環境課	

第1 計画目標

町の有する「地域としての災害危険性」に即して、大規模な災害が発生した場合においても災害対策活動を円滑に実施し得ることを目標として、以下の2点を重点として、防災思想、防災知識の普及を行う。

- 1 住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
- 2 災害に強いまちを支える人材（住民、職員）をつくる。

また、町、県、防災関係機関、民間事業者、住民は、防災活動に積極的に取り組むとともに、相互に連携、協力する必要があることから、この計画に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させ、その実践を促進するよう住民運動を展開する。

第2 住民に対する普及計画

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及、啓発を図る。なお、普及に当たっては、要配慮者や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った普及活動に十分に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

1 「広報こもの」や町ホームページ等の活用

町内全世帯に配布する「広報こもの」や町ホームページ等を通じて、防災知識の普及を図る。また、防災啓発行事日や災害要注意時期を選んで、コミュニティFM緊急割込放送設備、広報車による街頭巡回など様々な機会を積極的に活用し、「自らの身の安全は自らが守る」ことの重要性を訴える。

なお、防災マップや行動マニュアルなど、住民の適切な避難や防災活動につながる資料を作成、配付する。

2 ラジオ、テレビによる防災知識の普及

ラジオ、テレビ等放送機関が独自に企画取材する防災番組について、積極的に情報の提供を行う。

3 住民向け防災啓発行事の開催

関係機関と連携し、次の記念日等を機会に、防災関係施設等見学会、講習会、地震体験車体験会、映画会等の防災啓発行事を開催し、過去の教訓の学習や防災上必要な知識の習得の機会の拡大に努める。

(1) 防災とボランティアの日（1月17日）

阪神淡路大震災（1995年）にちなむ。

(2) 防災の日（9月1日）

関東大震災（1923年）にちなむ。

(3) みえ風水害対策の日【伊勢湾台風襲来の日】(9月26日)

戦後最大の台風災害となった「台風15号」(1959年)にちなむ。

第3 要配慮者に対する普及計画

要配慮者については、障がいの程度に応じた対応が必要なため、主に次の事項について普及に努めるものとする。

- 1 家具等の転倒防止、たんすの引き出しは飛び出さないよう工夫する。
- 2 災害時に継続的に連絡を受けられるよう日ごろから地域住民とつき合いを深めておく。特に、夜間における伝達方法、聴覚障がい者の連絡のとり方等は、あらかじめ決めておくようにする。
- 3 暖房器具等は、火災の発生しにくい器具を選択するようにする。

第4 児童生徒等に対する普及計画

災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校(園)においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関、自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

第5 職員に対する防災教育

1 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確かつ有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

2 研修会等の実施

新任研修、職員研修、幹部研修等の中に防災研修を総合的に組み合わせて、職員(学校職員、保育士を含む。)の生涯研修プランを作成するとともにその効果的実施に努め、全職員の防災行動力の向上を図る。

3 マニュアルの作成

本計画の概要を示すとともに、災害時における職員としての行動基準、対策項目ごとの初期活動要領、防災関係機関リスト、防災行政無線取扱要領等を内容とする職員防災マニュアルを作成し、その習熟の徹底を図る。

第6 企業の活動

町内各企業は、次の対策を講ずるよう努めるものとする。なお、町は、県と連携して、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、町の行う防災訓練への参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

1 事業継続計画の策定

災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

2 防災活動の推進

防災体制の整備や町と企業等が連携した防災訓練、事業所の耐震化を実施するほか、予想被害からの復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努める。

3 企業防災力の向上

企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価することにより、企業防災力の向上を図る。

第7 防災上重要な施設の管理者に対する普及計画

町は、ホテル、旅館等防災上重要な施設の管理者に対し、防災機関と協力して防災訓練等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るよう努める。

第8 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水を始めとする生活用水、食料、生活必需品等を最低3日分（できれば1週間分）、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努めるものとする。

第9 普及の方法

防災知識の普及は、各記念日を始め、定期的を実施し、次のような方法で行うものとする。

- 1 「広報こもの」、住民用防災マップ、コミュニティFM緊急割込放送設備、広報車、町ホームページ、町行政情報メール、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。
- 2 町消防は、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、ビデオ、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
- 3 ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。
- 4 異常気象時等においては、随時コミュニティFM緊急割込放送設備、広報車等による巡回を行い、防災知識の普及を図る。

第2節 防災訓練実施計画

総務課	消防本部
-----	------

第1 計画目標

大規模な災害が発生した場合においても、県を始め防災関係機関、災害時応援協定締結市町村、事業者、住民等と連携して災害対策活動を円滑に実施できるよう、平常時から防災訓練を実施する。

第2 訓練の種別

防災訓練は、基礎訓練として、通信連絡訓練、非常参集訓練、避難訓練、救出、救助訓練、水防訓練、消防訓練、その他必要に応じて行う訓練とする。

第3 総合防災訓練

第2に掲げる基礎訓練を組合せ、各機関が共同して同一想定のもとに有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

1 県が行う総合防災訓練への参加

県は、毎年防災週間（8月30日～9月5日）中の防災の日（9月1日）を中心に、国、市町その他の防災関係機関及び地域住民の参加協力により大規模地震を想定した職員の非常参集、情報伝達、防災広報、避難誘導、消火活動、救出活動、交通規制、公共施設の応急復旧等警戒宣言発令から地震発生さらに災害発生後の応急復旧に至るまでの総合防災訓練を実施しているが、町は、

県、防災関係機関及び他市町との連携に関する習熟を図るため、これに対し独自の実践的な課題を設定するなど積極的に参加する。

2 町としての総合防災訓練の実施

地震、水害、土砂災害など災害タイプごとの総合防災訓練を定期的実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、各人各組織の防災行動力の到達点の現状やその他課題を明らかにするため、実践的な課題を設定し行う。

(1) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑、的確に発揮できるよう、防災技術の鍛練を図るためのものであり、訓練課題には次のものが挙げられる。

ア 警報の伝達及び通信訓練

イ 非常参集訓練

ウ 災害対策本部運営訓練

エ 災害防ぎょ訓練

(ア) 大火災の消火訓練（消防訓練）

(イ) 水害時の積み土のう工法訓練（水防訓練）

オ 水門、樋門等の閉鎖訓練

カ 避難訓練

キ 救急、救助訓練

ク 災害応急復旧訓練

(ア) 鉄道、道路の交通確保訓練

(イ) 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練

(ウ) 堤防の応急修復訓練

(エ) 電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練

(オ) 防疫及び清掃等の訓練

(カ) 災害広報の訓練

(キ) その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

(2) 図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するためのもので主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画

イ 災害応急対策用資機材及び救助物資等の緊急輸送対策

ウ 災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等

エ 災害対策本部の活動訓練等

第4 個別訓練

1 地域における防災訓練の実施

複数の自主防災組織を単位とする防災訓練や地区等を単位とする防災訓練を年次計画により行う。

なお、実施に当たっては、当該地域又は地区内事業所の積極的参加を要請する。

2 災害対策基幹要員の研修、訓練の実施

本計画の円滑な実施と、実際に即した見直しを図るため、災害対策基幹要員の研修や防災に係る図上訓練、実地訓練を実施する。

3 各課、各機関の定期的訓練の実施

各対策項目に習熟し、その役割、分掌に関する実施手順の点検、整備を行うため、各課、各防災関係機関は、計画的に個別防災訓練を実施する。

第5 その他の訓練

災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めるものとする。なお、土砂災害警戒区域等に指定されている地域については、毎年、避難訓練を実施することを基本とする。

第6 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

第7 住民が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や防災ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について、積極的に協力、支援していく。

第3節 自主防災組織、防災リーダーの育成、強化計画

総務課	消防本部
-----	------

第1 計画目標

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき地域及び事業所単位等で自主防災組織の結成並びに地域防災の中核を担う防災リーダーの養成を積極的に促進し、要配慮者への支援や女性の参画の促進に配慮しながら、その育成強化を図るとともに、自主防災組織の活動に協力し、防災資機材の整備等積極的な育成の援助に努めるものとする。

第2 自主防災組織等の活動内容

1 地域住民の自主防災組織としての婦人消防隊及び自警団の結成促進、強化

町では、資料編に掲げるとおり、地域住民の自主防災組織として、婦人消防隊5隊、自警団32団が組織されているが、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、引き続きこれら組織の結成促進、隊員、団員の資質向上、装備の強化を進める。

なお、自主防災組織には、本計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、おおむね次の事項について、平常時及び災害時における活動計画等を定めるよう求めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

- (ア) 防災研修会、講演会の開催
- (イ) パンフレットの発行
- (ウ) 避難場所、避難経路の指定や周知
- (エ) 高齢者、病人、障がい者家庭の慰問
- (オ) 定例的打ち合わせ会議の開催

イ 防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加の消火訓練等の実施
- (イ) 住民参加の応急手当講習会の実施

ウ 火気使用器具等の点検

「点検の日」を制定し、この日に各家庭や町内で一斉に次のような点検を行う。

- (ア) 火気使用器具（ガス、石油コンロ、ストーブ）、風呂釜などの故障やいたみ
- (イ) 危険物品（プロパンガスボンベ、石油、食用油、スプレー缶など）の保管状況
- (ウ) 木造建物などの点検（建物、ブロック塀などの安全確認）

エ 防災資機材の点検

防災活動に必要な資機材は、日ごろから自分達の自主防災組織の力量に応じて用意し、いつでも使用できるよう点検、整備しておく。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報連絡活動

- (ア) 住民に対する地域内の被災情報の説明
- (イ) 各班の連絡調整
- (ウ) テレビやラジオ、防災関係機関からの災害情報などの住民への伝達
- (エ) 地区民の安否の確認
- (オ) 消防や町との連絡状況報告
- (カ) 各種記録の作成、掲示

イ 避難誘導活動

- (ア) 避難場所、避難経路の状況確認、安全な経路の選定
- (イ) 高齢者、障がい者、病人などの要配慮者の確認、優先避難
- (ウ) 火災の拡大、土砂災害等の避難指示等が発令された場合の避難誘導、避難誘導後の人員把握

ウ 消火活動

- (ア) 火災が発生した場合の消火作業及びプロパンガスボンベ等の除去
- (イ) 地区内の飛び火警戒、巡視、プロパンガスボンベの元栓の閉鎖
- (ウ) 救出救護班が救出作業中の出火防止
- (エ) 火災がなかった場合の救出作業の協力

エ 救出救護活動

- (ア) 建物の倒壊や落下物により救出、救護を要する者が生じたときは班員を編成し、救助資機材等を持ち出し直ちに救出にあたる。
- (イ) 家屋、ブロック塀等の倒壊で避難路の確保が困難な場合の除去作業
- (ウ) 救護所の開設、応急手当の実施
- (エ) 負傷者が医師の手当を必要とする場合の病院への搬送
- (オ) 救出活動と同時に火災が発生したときには、消火活動を優先

資料編 自主防災組織

2 防災リーダーの養成とネットワーク化の促進

地域防災の中核として、災害時に活動できるよう防災に関する知識や防災活動の技術を習得した実践的なリーダーの養成を図る。また、防災リーダーが地域において自主防災活動を展開する

のを支援するため、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

3 事業所における自主防災体制の強化

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制の強化に当たっては、大規模災害を考慮した防災組織の拡大、強化を図るとともに、自主防災計画の作成を働きかける。また、地域の自主防災体制の強化という観点からの地域ぐるみ自主防災体制の強化の一翼を担う主体となるよう促進する。

4 地域における相互協力体制の確立

(1) 自主防災組織協議会の結成促進

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となつて有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは、共同して防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

(2) 要配慮者通所、入所施設と地域内他組織との交流の促進

要配慮者通所、入所施設と、施設周辺地域における自主防災組織、事業所自衛消防組織との交流を促進し、地域における要配慮者の救援救護体制の強化を図る。

第4節 広域相互応援要請整備計画

総務課	環境課
観光産業課	消防本部
上下水道課	

第1 計画目標

大規模な災害により、町の災害対応能力のみでは対応が困難と判断した場合は、速やかに防災関係機関に応援を要請して災害に対処する。応援の受入については菰野町災害時受援計画で定める。

第2 法令に基づく応援要請

1 他市町村への応援要請

災害対策基本法第67条により、町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長等に対し、応援を求めることができる。

なお、他の市町村に応援を求める場合、県等に情報の提供を求め、近隣市町の被害情報を把握し、非被災市町村からの応援が求められるように努める。

また、警察等から町周辺の道路通行状況等の情報収集に努め、応援要請市町村に当該情報を提供する。

2 知事への応援又は応援のあっせん要請

災害対策基本法第68条により、町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めることができる。

3 指定地方行政機関等への派遣要請等

災害対策基本法第29条に基づき、町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員

の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

4 自衛隊の派遣要請

災害対策基本法第68条の2により、町長は、町域内において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（防災対策部）に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

なお、知事に対し要請ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第3 協定に基づく応援要請

県内外の市町村との災害時における相互応援協定を締結して、災害応急対策、復旧対策の体制整備に努める。町のみでの災害の対処に不足を生じる場合は、前記第2の1による応援要請と併せて締結市町村等に応援を求める。

第4 応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請

総務省が構築した応急対策派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5 応援職員等の受け入れ施設

他市町からの応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等をリスト化するなど、受援体制の整備に努める。

資料編 応援協定一覧

三重県市町災害時応援協定

三重県災害等廃棄物処理応援協定書

災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書

三重県内消防相互応援協定

三重県水道災害広域応援協定書

新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書

三重県菰野町と茨城県東海村との災害時における相互応援に関する協定書

災害時における広域避難等相互応援に関する協定書

第6 郵便局との協力連携

災害時に避難所等の開設状況を提供するなど、四日市西郵便局及び菰野町内郵便局と災害時協力に関する協定を締結しているが、災害時における郵便業務の確保、災害時特別事務取扱及び援護対策について協力連携を求めるものとする。

資料編 災害発生時における協力に関する協定

第7 近隣市町との連携強化

四日市地区広域市町村圏協議会を始めとする近隣市町は、都市基盤施設の整備や地域経済的な観点からその結びつきが強く、また各市町職員は相互に自市町内に居住する者も多いことから災害時の適切な相互協力を図れるよう一層の連携強化に努めることが期待される。このため、特に次の事項について相互の連携強化に努めるものとする。

- 1 行政境界地域における初期消火、救出救助活動に関する活動要領の作成
- 2 河川の総合的治水対策の推進
- 3 災害時における通勤通学者の「安否確認情報」の交換
- 4 行政境界地域における「災害時広報」や「避難所」の相互提供
- 5 物資、人員等の相互応援
- 6 大規模災害発生初期における自市町内居住他自治体職員に関する相互交換配置等

第8 応援協力協定の拡充

災害時に必要となる人員、応急資機材、救援物資、対策拠点施設等に関する応援協力を迅速かつ適切に受入れられるよう、現在協定締結又は未締結の団体、事業者等と、見直し又は締結を進め、協力体制の拡充を図る。

第5節 ボランティア活動支援計画

健康福祉課

第1 計画目標

災害時は各種救援を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される。

行政としてボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、これを積極的に位置づけ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう役割設定を行い、行政、町社会福祉協議会、ボランティア関係団体等の相互協力体制を構築し、災害時のボランティア活動の円滑化と活動支援のシステム化を図ることを目的とする。

第2 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町、町社会福祉協議会、ボランティア関係団体、ボランティアと要配慮者、被災者との間をつなぐ「災害ボランティアセンター」機能の構築が求められる。このためには、混乱時においても、こうした「災害ボランティアセンター」機能が発災直後から円滑に機能するよう、活動拠点、資機材、情報発信収集システム等の基盤整備をマニュアル化し、活動環境を整える。

第3 人材等の育成

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時においてボランティア登録等の底辺の拡大、団体の組織化、相互交流を図るとともに、ボランティアの人材育成や企業ボランティア等との協力体制づくりに努める。

1 ボランティアコーディネーターの育成

ボランティアの受入れ、供給に関する「災害ボランティアセンター」機能を円滑に行うための人材を確保するため、ボランティアコーディネーターとして要求される技術、心構え等に関する研修、訓練の場を設け、組織化を促進する。

2 企業ボランティア等の確保

町域における事業所等の協力を得て、企業ボランティアを確保するよう努める。特に実践的かつ専門的な技術を有するボランティアの登録を促進する。また、このための研修制度の充実や、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして、理解、評価されるよう努める。

第4 ボランティアの受入れと活動体制

平常時から、町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成、連絡体制の構築等を行い、災害発生時における行政とのボランティアの連絡調整等の役割を担う「災害ボランティアセンター」の体制づくりを推進する。また、県内等で災害が発生した場合、町社会福祉協議会と協力し「災害支援ボランティアセンター」を立ち上げ、被災地支援のためのボランティア活動を積極的に支援し、より実践的な活動体制づくりに努めるものとする。

第5 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、町社会福祉協議会、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が「災害ボランティアセンター」を中心に研修や訓練等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を促進する。

第6節 備蓄資材、機材等の点検整備計画

総務課	消防本部
健康福祉課	環境課
上下水道課	財務課

第1 計画目標

災害の予防及び応急対策に必要な資機材について、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともに、これら資機材を定期的に点検するものとする。

第2 資機材等の点検

1 町、住民及び事業所における適正備蓄の推進

(1) 町における適正備蓄の推進

被害の拡大防止及び応急対策に必要な資機材として、次の品目について、適正量の備蓄を行うとともに、定期的に点検整備を行う。

備蓄資機材	点検責任者
救助、救出活動用資機材	総務課長、消防署長
水防資機材	総務課長、消防署長
救護用医薬品、衛生材料	健康福祉課長
防疫用資機材	健康福祉課長、環境課長、消防署長
給水活動用資機材	総務課長、上下水道課長
燃料その他本部運営用資機材	総務課長、財務課長

(2) 住民及び事業所における適正備蓄の推進

自主防災組織及び各区において、災害発生初期における被害の拡大防止及び応急対策に必要な資機材として、次の品目について、適正量の備蓄を行うとともに、町に準じて、定期点検整備を行う。

- ア 初期消火活動用資機材
- イ 救助、救出活動用資機材
- 2 大規模災害を想定した緊急調達体制の整備、強化

大規模災害時に特に必要となる応急対策用資機材については、迅速かつ適切に調達できるよう、様々な事態を想定し、町内外を超えて広く供給協力先を求め、品目、調達先、連絡方法について、万全を期すものとする。

第3 備蓄資機材の整備

点検の結果、不足を生じた場合、町長は速やかに整備、充足しなければならない。

第7節 災害対策本部整備計画

総務課 財務課

第1 計画目標

災害対策活動の中核となる町災害対策本部の施設、設備について、安全性の確保及び各種設備の整備を図る。

第2 防災体制の推進

1 安全性の高い防災拠点機能の整備

(1) 災害対策本部職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害対策本部職員の食料や飲料水、仮設トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するための備えとして、災害対策本部職員用物資の備蓄を推進する。

(2) 災害対策活動用物資、機材の備蓄

町は、応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資、機材の備蓄を推進する。

(3) 商用電力、水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備

電気、水道が停止した場合にも災害対策本部としての機能を果たすために自家発電設備の維持管理に努めるとともに、飲料水、燃料等の備蓄を推進する。

(4) 本部代替設置予定施設における整備

大規模な災害により本部設置施設である町役場庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部代替設置予定施設を保健福祉センターけやきに定め、必要な整備を検討する。

施設の名称	所在地	電話番号
保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田1281番地	059-391-2211

(5) 地区防災拠点の整備

各コミュニティにおける迅速かつ適切な災害対策活動のための拠点を指定し、施設の耐震性の強化、情報通信機能の強化を重点目標とした整備を推進する。

資料編 活動拠点施設一覧

(6) ヘリコプターによる応急活動を想定した環境整備

ヘリコプターによる応急活動の実施を容易にするため、町役場、消防本部、学校、病院等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング及び主要施設チェックリストの作成、専用又は臨時ヘリポートの整備を推進する。

資料編 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

2 迅速な初動体制確立のためのソフト環境整備

(1) 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、災害対策要員への、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

(2) 各課非常時初動マニュアルの作成

地域防災計画に基づく、各課の役割分担をより迅速かつ適切に果たすため、各課における各職員への連絡方法、関係機関、団体等の責任担当者への連絡方法、応急活動に必要な物資、設備の利用方法や不足時における調達方法、職員の配置計画、その他不測の事態における対処要領等からなる詳細マニュアルを作成する。

第8節 気象業務整備計画

総務課

第1 計画目標

気象通報組織及び気象観測施設を整備し、関係機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第2 気象等観測施設の整備

気象状況の早期把握に努め、事態に即応する体制確立のため、町域内各所への気象計、河川監視カメラ等の整備充実を図るものとする。

町は、気象計を湯の山浄水場、朝明キャンプ場、切畑配水池、朝上小学校及び菰野町役場の5か所に整備している。

第3 関係機関との連携の強化

県及び気象庁、四日市市（杉谷地区尾高家族旅行村に有線テレメーター式雨量観測所設置）等関係機関との連携を強化し、気象情報の迅速かつ適切な収集体制の確立を図る。

第9節 通信施設災害予防計画

総務課 消防本部

第1 計画目標

災害時に防災関係機関において、相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確

保するため、多様な通信手段の整備に努める。また、通信施設の安全性を確保するために必要な予防措置を講じる。

第2 通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、浸水のおそれのない場所への設置、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

1 利用可能な通信施設

- (1) 町防災行政無線（移動系）
- (2) 県防災行政無線（衛星系、地上系）
- (3) 消防救急デジタル無線
- (4) 簡易無線
- (5) 一般加入電話（災害時優先電話）
- (6) 携帯電話（災害時優先設定）
- (7) 衛星携帯電話
- (8) インターネット、メール
- (9) コミュニティFM緊急割込放送設備
- (10) 全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急情報ネットワーク（エムネット）、災害情報共有システム（Lアラート）

2 関係機関との連絡方法

町←→県	県防災行政無線、インターネット、メール、消防救急デジタル無線、電話
町←→消防本部・消防署	県防災行政無線、町防災行政無線（移動系）、消防救急デジタル無線（半固定型）、電話
町←→四日市西警察署	県防災行政無線、電話
町←→区長	簡易無線、インターネット、メール
町←→自主防災組織（住民）	コミュニティFM緊急割込放送設備、インターネット、メール
町←→ 湯の山	町防災行政無線（移動系〔湯の山区公民館（旧湯の山温泉協会事務所）〕）、電話、衛星携帯電話（ドコモ）
町←→朝明ヒュッテ	町防災行政無線（移動系〔朝明茶屋〕）、電話、衛星携帯電話（イリジウム）
町←→切畑、八風キャンプ場	町防災行政無線（移動系〔八風キャンプ場〕）、電話、衛星携帯電話（イリジウム）
消防本部・消防署←→消防団	消防救急デジタル無線（半固定型、車載型、携帯型）、メール

第3 町防災行政無線（移動系）

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、停電、断線その他の事由により固定電話、携帯電話、インターネット等が使用不可となった場合にでも通信を行えるよう、町防災行政無線（移

動系)の整備、点検を図るものとする。

基地局を町役場庁舎内に設置し、陸上移動局を65台配備している。

第4 県防災行政無線

県と町及び防災関係機関との災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用している。

第5 消防救急デジタル無線

消防救急デジタル無線(260MHz帯)は、基地局を消防本部に置き、常備消防用として移動局32局(半固定型4局、車載型12局、携帯型16局)、非常備消防用として移動局22局(車載型11局、携帯型11局)を整備している。また、常備消防の消防隊用として、署活動用携帯無線(400MHz帯)36局を整備している。

資料編 消防通信施設

第6 簡易無線

各区との通信のため、簡易無線局を43局整備している。

第7 一般加入電話(災害時優先電話)・携帯電話(災害時優先設定)

災害時においても一般加入電話及び携帯電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話及び携帯電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、資料編に掲げるとおり災害時優先電話の登録を行っている。

なお、当該電話機には、次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編 災害時優先電話設置状況

第8 衛星携帯電話

災害により孤立のおそれがある湯の山地区、朝明キャンプ場、切畑地区、八風キャンプ場は、道路が途絶し、さらに一般加入電話が使用困難となる状況が危惧される。このため、通信施設の孤立防止対策として衛星携帯電話を整備する。

第9 コミュニティFM緊急割込放送設備

災害時において住民に対し、気象情報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、コミュニティFM緊急割込放送設備の整備充実を図るものとする。本町では、役場庁舎内に緊急割込放送設備を配備している。

第10 全国瞬時警報システム(Jアラート)

緊急地震速報等の緊急情報を速やかに伝達するため、当該設備を整備充実させ、伝達手段の多様化、多重化を図るものとする。

第11 緊急情報ネットワーク（エムネット）

国からの緊急情報を速やかに受信するため、当該設備を整備充実させ、伝達手段の多様化、多重化を図るものとする。

第12 災害情報共有システム（Ｌアラート）

避難指示等の情報をテレビやインターネット事業者などを介して、広く住民に伝達するため当該設備を整備充実させ、伝達手段の多様化、多重化を図るものとする。

第13 町における情報ソフト環境整備**1 非常時における情報連絡、処理マニュアルの作成等**

情報が集まらない場合や少ない場合にも、限られた情報材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることが可能となるよう、優先して収集すべき情報一覧、収集分担一覧、不測の事態を想定した情報拠点一覧等からなる情報連絡、処理マニュアルの作成を行う。また、あわせて情報処理のスペシャリストを養成するための各種研修、講習及び研究を進める。

2 無線従事者の確保

町職員に対し、無線従事者資格の取得を奨励し、増員確保を図る。

3 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底

災害発生直後の電話の輻輳を防止し、重要通信の確保を図るため、住民及び事業所に対し、非常時における「注意事項」として、「町、消防、警察等防災機関への通報で、しかもきわめて緊急性の高い場合を除き、電話利用は控える」ようＰＲに努め、その徹底を図る。

第10節 避難対策計画

総務課	税務課
健康福祉課	子ども家庭課
都市整備課	消防本部
教育課	環境課

第1 計画目標

住民を安全に避難させるための、避難場所、避難所、避難路を整備する。また、これらの施設を住民に周知する。

第2 避難場所、避難路等の指定

避難場所、避難所及び避難路をあらかじめ指定しておくものとする。なお、指定に当たっては、管内の警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておくものとする。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

1 避難所の種類**（1）緊急避難所**

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため、緊急に避難しなければならない、一時的に避難する近くの施設等であり、災害対策基本法第49条の4で定め

る指定緊急避難場所に相当するものである。

(地域で管理していて、緊急時に開放できる施設)

(2) 収容避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により住居を失った方などが長期的に避難する施設等であり、災害対策基本法第49条の7で定める指定避難所に相当するものである。

(町等が所有する施設で、ある程度の人員を長期間収容できる施設)

(3) 福祉避難所

収容避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者が避難する施設

(必要に応じて開設する施設)

2 避難場所等の留意事項

- (1) 避難場所の安全を確保すること。
- (2) 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- (3) 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- (4) 仮設テントの設置に配慮すること。

3 避難所の留意事項

- (1) 危険が目前に切迫して至近で安全な場所への緊急避難の場合や住居が全壊(焼)、半壊(焼)等の被害を受けたものを一時的に収容する場合を考慮して避難所指定を行うこと。
- (2) 被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、プール、自家発電設備、再生可能エネルギーを活用した発電、及び蓄電池設備、その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布、飲料水等を確保しておくこと。
- (3) 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- (4) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や、感染症対策を考慮し、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- (5) テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- (6) 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレ、マンホールトイレ等を確保しておくこと。また、避難者が安心してトイレを使用できるようライト等を備えておくこと。
- (7) 感染症対策に必要なマスク、アルコール、体温計等を確保しておくこと。
- (8) 平常時から、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図ること。
- (9) 避難生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄、プライバシー確保のための空間や入浴施設、医師又は看護師等の派遣及び巡回体制、暑さ、寒さ対策、ごみ処理やトイレ使用のルール化等について検討しておくこと。

4 避難所の指定

以上の留意事項に従って、本町では資料編に掲げるとおり避難所を指定する。

資料編 緊急避難所及び収容避難所一覧

5 避難所外に滞在する避難者の支援

避難所外避難者に対して、必要な生活関連物資の配布、情報の提供、福祉医療サービスの提供、

その他生活環境整備に努める。

(1) 避難所外避難者の把握

避難所外避難者の把握のため、区、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力について日頃から周知、啓発に努める。

(2) 避難所外避難者への物資、情報提供

避難所避難者と同様に、避難所外避難者に対しても、食料、物資の供給や情報の提供等を行う。また、自宅が安全な場合等、避難所以外に避難が可能な場合は、在宅避難等に向けた周知、啓発を行う。

(3) 車中泊避難者の把握

車中泊避難は長期化するとエコノミー症候群等の健康面の危険性があるため、車中泊避難者の健康被害への対策と健康管理方法等について検討を行う。

第3 避難誘導體制の整備

1 避難指示等の発令基準の策定等

(1) 避難指示等

災害対策基本法に定める避難指示等のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める（警戒レベル3）高齢者等避難を活用する。

(2) 避難指示等の類型

避難情報	発令の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	【災害のおそれあり】 ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難する。 （避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等に対してはハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で「屋内安全確保」とすることも可。） ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難準備をしたり、自主避難する。
警戒レベル4 避難指示	【災害のおそれ高い】 ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	・立退き避難をする必要のある者は立退き避難する。 ・立退き避難することがかえって危険な場合は、2階以上の安全な場所へ移動する。
警戒レベル5 緊急安全確保	【災害発生または切迫】 （状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない） 居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	・自らの判断でただちに命を守る最善の行動をとり、安全を確保をする。 ・指定避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(3) 避難指示等の基準等の策定

避難指示等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

2 伝達体制の整備

急を要するため、消防用無線、コミュニティFM緊急割込放送設備、町ホームページ、緊急速報メール、町行政情報メール、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図るものとする。このほか、ケーブルテレビ等を活用した緊急放送体制の整備に努めるものとする。

3 避難誘導体制の整備

避難に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

4 自助、共助による自主的な避難への指導、啓発

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、要配慮者への配慮、避難の方法等の周知を図り、自助、共助による自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が行えるように指導する。

第4章 安全避難の環境整備

1 避難情報伝達体制の整備、強化

土砂災害や浸水の危険がある地域における適切な避難情報の伝達を行うため、発令、伝達基準の定量化の検討、コミュニティFM緊急割込放送設備の点検、整備等に万全を期し、避難情報伝達体制の整備、強化に努める。

2 避難路の整備

避難場所に至る道路の整備が不十分な地域に関しては、避難路の整備を図る観点から、緊急度の高いと想定される地域から順次道路整備等を進める。

また、夜間における安全避難や要配慮者の安全避難に配慮した誘導標識や案内標識等の整備を図る。

3 避難所運営体制の整備

緊急避難所は、区、自主防災組織等の地域住民で開設し、運営するものとし、地域住民が、高齢者、障がい者等、要配慮者への特別な配慮の必要性和非常時優先ルール確立を基本原則とする避難所を円滑に運営できるよう、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進し、周知に努めるものとする。

4 要配慮者等を念頭に置いた備蓄物資の整備

町は、要配慮者及び男女双方の視点に配慮し、次の物資を整備する。

(1) 洋式の仮設トイレ

- (2) 日用品（紙おむつ、生理用品）
- (3) 飲水、食料品（離乳食、粉ミルク）

5 学校等における避難計画

保育園、幼稚園、こども園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、慎重にして安全な避難の実施ができるように平常時からその体制整備に努める。

(1) 実施責任者

実施責任者は、小中学校は校長、保育園、幼稚園及びこども園は園長とする。

(2) 避難等の具体的計画及び訓練の実施

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等を内容とした避難計画を作成し、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。ただし、保育園、幼稚園及びこども園は少なくとも毎月1回避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

6 観光客対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じるなど観光客の避難対策について観光関連業者等との避難誘導體制の充実を図る。

7 ペット対策

ペットを飼育している被災者は、自身とペットの安全を図り、ペットと同行避難を行う。避難所の指定された管理場所に持参したケージ等に収納し、給餌や排泄物の始末等、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

第11節 要配慮者等救援計画

健康福祉課	子ども家庭課
住民課	総務課
企画情報課	

第1 計画目標

大規模な災害が発生した場合においても高齢者、障がい者、乳幼児その他介助支援を必要とする要配慮者が生命の安全を確保し得ることを目標として、必要とされる環境整備を行う。

第2 人にやさしいまちづくり

1 まちのノーマライゼーションの推進

公共施設の整備、避難所等の防災のための施設、設備の整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児が不自由なく日常的な利用が可能となるよう、段差、階段の解消又はスロープの併設、手すりの設置、洗面所、トイレの改善などを進めていく。

また、初めて訪れた人にもわかりやすい道路標識や案内板の整備、日本語を解さない外国人や視覚障がい者、聴覚障がい者にも配慮した都市設備の整備など、まちのノーマライゼーション（すべての人が自由に移動し、社会参加機会を保障されるまちづくり）を総合的に推進する。

2 地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり

町、民生委員・児童委員、関係社会福祉施設、要配慮者の居住地域内自主防災組織及び近隣住

民、在宅ケアチームやボランティア団体、組織等との連携により、要配慮者の緊急避難支援、安否の確認等安全確保のための相互協力体制の整備を図る。

3 他市町村との相互応援協定の締結及び相互扶助組織との連携の強化

他市町村との相互応援協定の締結により、非常時における要配慮者の安全確保のために必要な要員、資機材及び福祉避難所の緊急確保について、相互応援するための体制の確立を図る。また、高齢者、障がい者その他介護を必要とする者及びその家族、知人等で組織される相互扶助組織との連携を確保することにより、非常時における相互応援体制の迅速かつ適切な確立のための環境整備を進める。

第3 避難行動要支援者対策

町長は、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。また、一人ひとりの避難方法を事前に決めておく個別避難計画の策定に努める。

1 避難支援等関係者となる者

民生委員・児童委員、区、社会福祉協議会及び関係行政機関が避難支援等関係者となり、避難行動要支援者の支援に関する事項、個人情報保護に関する事項、その他支援に関し必要な事項等、適正な管理において知り得た秘密は漏らしてはいけない。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者、又は家族等の支援のみでは避難が困難な在宅で生活する者で、下記の範囲内とする。ただし、介護保険施設等入所者、病院に長期入院している者は除く。

- (1) 70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者
- (2) 介護保険の要介護認定で要介護4・5の者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の者
- (4) 療育手帳の交付を受けているA・B判定の者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の者
- (6) 上記に掲げる者に準ずる状態であり、災害時の支援が必要と認められる者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、災害時において支援を受けるために必要な個人情報を把握するため、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行い、対象者の把握に努め、災害時における支援の希望と本人情報を避難支援等関係者に提供することへの同意を得て名簿作成を行う。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先

(6) 上記に定めるもののほか、避難支援等実施に関し町長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者名簿の状況は住民異動等により変化していくことから、定期的に名簿の更新を行い、名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、町及び避難支援等関係者間で共有を図る。

5 名簿情報の提供に際し漏洩を防止するために町が求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者情報の適正な管理および情報漏洩を防止するため、名簿送付時に受領書を同封し、受領書提出時に旧名簿を回収する。また避難支援等関係者に情報漏洩防止のための指導を行う。

6 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難のための必要な通知又は警告については、避難行動要支援者にも分かりやすい言葉や表現、説明などを用い、一人一人に的確に伝わるようにすることや、避難行動要支援者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮するよう努める。また避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、防災ラジオや行政情報メールなど日常的に利用する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

第4 非常時における要配慮者支援体制の確立

1 福祉避難所の指定

町施設のうち、平常時に高齢者、障がい者、乳幼児の利用を想定する施設や、バリアフリー施設及び町内にある社会福祉施設を対象として、段階的に福祉避難所の指定を実施し、避難時における要配慮者の安全確保と救援救護の迅速かつ適切な実施を担保するとともに、順次必要な整備を計画的に進める。

2 要配慮者支援及び配慮

住民、自主防災組織に対して、要配慮者への支援や配慮の必要性とその趣旨の徹底、非常時における安全確保のための協力等の啓発を行うとともに、平常時における要配慮者と近隣住民の円滑なコミュニケーションづくりに努めるものとする。

3 要配慮者対策の推進

災害時における要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者に対する避難マニュアル等の災害対応パンフレットの作成、配布、要配慮者の避難を想定した防災訓練の実施に努める。また、手話通訳者の確保等の環境整備に努める。

4 (警戒レベル3) 高齢者等避難の発令による避難所の設置、運営等

(警戒レベル3) 高齢者等避難の発令により早めに避難する要配慮者を受入れられるよう、避難所の体制づくりに努めるとともに、その設置運営に当たり、民生委員などの福祉関係者、区、

自主防災組織との連携、協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応が行えるよう環境整備に努める。また、福祉避難所の早期開設のため、社会福祉施設等と連携強化を図る。

5 高齢者緊急時通信体制の構築

町は、身体が虚弱な一人暮らしの高齢者に対する非常時の連絡手段及び安否確認について携帯電話の普及等の通信及び社会情勢の変化を踏まえ、緊急時の新たな通信体制の構築に努める。

6 外国人対策の推進

災害時における、日本語を解さない外国人の安全確保を図るため、外国人向けパンフレットの作成、配布、外国人を想定した防災訓練の実施等に努める。また、通訳ボランティアの確保及び災害時を想定した研修の実施に努める。

第12節 医療、救護計画

健康福祉課	子ども家庭課
消 防 本 部	

第1 計画目標

大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ、即応体制が要求されるため、医療機関と連携してこれに対応できる応急医療体制を整備する。また、災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保、調達する体制を整備する。

第2 災害時医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

大規模な災害時における、様々な不測の事態にも迅速かつ適切な初期医療体制を確立できるよう以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

(1) 町内救急医療拠点となる病院の確保

町における初期医療体制上重要な拠点となる三重北医療センター菰野厚生病院（以下「菰野厚生病院」という。）が被災による重大な機能支障を生じないよう、ハード、ソフト両面にわたる必要な対策を講ずるよう促進する。

(2) 医師会等との連携の強化

町における初期医療救護活動の担い手となる四日市医師会、四日市歯科医師会、四日市薬剤師会等と連携し、災害時に出動要請した場合の体制、県及びその他の関係機関に協力要請した場合の体制の整備に努めるとともに、マニュアルの作成を図る。

(3) 自主防災組織等との連携の強化

自主防災組織等を中心として軽微な負傷者等に対する応急的な手当てを自ら行うことや医療救護班への活動支援を行うことに関し啓発に努めるとともに、自主防災組織等との連携を強化し、計画化を図る。

2 後方医療体制等の整備

町内では対応困難な重症者等が一人でも多く救命措置を講ぜられるよう後方医療体制（町外の医療機関への受入れ体制）の整備するため次の事項を重点に進める。

(1) 医療情報の収集、伝達体制の充実

災害時に傷病者等の診療の可否、受入患者数等の医療情報を迅速かつ的確な収集、伝達を行うために広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用する。

(2) 災害時の医療機関相互の役割分担や連携体制の整備

広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用し、同時多数の人命救助及び医療救護を可能とするため、適切な治療の優先度を医師等がトリアージし、その負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担を整備する。

(3) 後方医療機関への搬送体制の整備

町内では対応困難な重篤患者等を災害拠点病院等へ迅速に搬送するため、搬送体制の整備を図る。重篤患者のヘリコプター搬送を想定し、ヘリポートの確保に努める。

＜災害拠点病院の指定状況及び役割等＞

名称	医療圏	設置場所	役割、必要機能等
基幹 災害拠点病院	県内全域	三重県立 総合医療センター	災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る。
地域 災害拠点病院	北 勢	三重北医療センター いなべ総合病院 三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院 市立四日市病院 桑名市総合医療センター	重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 重症傷病者の受入機能 DMAT等の受入機能 広域搬送への対応機能 DMATの派遣機能 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
災害医療 支援病院	北 勢	三重北医療センター 菰野厚生病院	地域における医療救護活動 地域における医療救護班の派遣 地域における応急用資器材の提供等

資料編 医療機関一覧

第3 医薬品等の確保

大規模な災害時における、医薬品等の需要にも迅速かつ適切な確保、供給体制を確立できるよう、以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

1 医薬品、衛生材料等の確保

避難所の災害対策用救急箱の配備を含め医薬品、衛生材料等の確保のため、四日市医師会、四日市薬剤師会等と連携、協力し、体制整備に努める。

2 県による医薬品等の確保体制との連携

町は、県と適切に連携し、災害時の迅速な医薬品等の確保を行うべく必要な環境整備を行うものとする。

3 援助物資の活用

災害時相互応援協定締結市町村を含め他市町村等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受入れ及び供給体制の確立に努める。

第13節 公共施設、ライフライン施設災害予防計画

都市整備課	上下水道課
観光産業課	環境課
総務課	

第1 計画目標

道路、河川、電気、上下水道等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（代替性、多重化等）の整備を図る。

第2 道路

大災害により発生が予想される道路の損壊としては、道路の亀裂沈下、法面からの土砂等の崩壊等が想定される。

また、湯の山等の山岳部の道路においては落石のおそれがあるため、災害防除事業を関係機関に働きかける。

町は、幹線的な道路と町庁舎、消防本部・消防署、ヘリポート、中継拠点病院、収容避難所、物資供給拠点、緊急時給水拠点等の防災拠点を相互に連絡するなどの道路をそれぞれの道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため必要な整備を推進する。

資料編 活動拠点施設一覧

第3 河川

三滝川、朝明川等の県管理河川の適正な管理、早期改修を働きかけるとともに、町管理河川の管理、改修に努める。

第4 上下水道

1 上水道

町は、災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、配水ルートのループ化、水道管施設及び管路の耐震化、施設管理図書の整備、応急給水、応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

（1）施設の安全性の強化

水道施設の更新、拡張、改良、耐震化等に際しては、「水道施設設計指針」や「水道施設耐震工法指針解説」等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行うものとする。

また、施設の維持管理に際しては、災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく「国土交通省防災業務計画」、及び「水道の耐震化計画等策定指針」等により、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

（2）管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図る。

（3）応急対策（応急給水、復旧）のための体制整備

菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野町管工事協同組合との「災害時における水道施設の

「応急復旧作業等の応援に関する協定」に基づき、町は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水、復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、他部との連携、協力体制を含め迅速かつ円滑に応急給水に努めるものとする。

(4) 非常時の協力体制

三重県水道災害広域応援協定を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

2 下水道

災害時には、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、整備の際には次の措置を講ずるものとする。

(1) 安全性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工に当たっては十分な安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

また、処理施設の建物及び主要設備について、必要に応じて補修等安全の強化に努める。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握に努めるとともに早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握に努め、施設管理図書を保存、整備する。

(3) 汚水排除の制限

町は、下水処理場又は管渠の損壊等により処理不能となった場合、住民等に対して汚水排除の制限を行う。

(4) 汚水の仮排水及びし尿の応急処理

町は、管渠の損壊等による汚水の滞留に備えポンプ、高圧洗浄機等の確保に努めるとともに仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、「三重県市町災害時応援協定」及び「災害時における復旧支援協力に関する協定書」に基づき応援体制を整備する。

第5 廃棄物処理施設

1 管理体制の強化

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。

2 応援体制の整備

町は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく応援協定を活用するとともに、他府県の市町村や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

3 仮置場の候補地の選定

町は、災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、菰野町災害廃棄物処理計画にて、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積し処理するための仮置場、仮処分場の候補地を選定し、この計画に基づいた災害廃棄物処理を行うものとする。

第6 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

三重県地域防災計画及び近畿日本鉄道株式会社の予防計画による。

第7 バス（三重交通株式会社）

三重県地域防災計画及び三重交通株式会社の予防計画による。

第8 電気（中部電力パワーグリッド株式会社）

三重県地域防災計画及び中部電力パワーグリッド株式会社の予防計画による。

第9 LPガス（LPガス事業者）

LPガス事業者は、災害発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

1 LPガス供給設備の安全性の強化

- (1) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。
- (2) 安全性機器の設置を促進する。

2 緊急措置体制の整備

- (1) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- (2) 青年部による緊急動員体制を整備する。

3 LPガス需給家への啓発活動の推進

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第10 電話（NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモその他移動通信事業者）

三重県地域防災計画及びNTT西日本株式会社その他移動通信事業者の対策計画による。

第11 集中ガス（東邦ガス株式会社他）

集中ガス事業者は、災害発生時において、次の対策を実施する。

1 集中ガス供給施設の安全性強化と被害拡大防止

- (1) ガス施設の損壊に対して、早期の復旧体制を確保し被害の拡大を防ぐ。
- (2) 管路の埋設箇所を明らかにして、二次災害の防止に努める。
- (3) 耐震性の引込み管ではない家庭は、各自で整備する。

第14節 生活救援対策計画

総務課	上下水道課
健康福祉課	住民課

第1 計画目標

大規模な災害が発生した場合においても、町を始めとする防災機関、病院等の防災拠点施設における機能維持のため必要な水の供給、被災者の生命維持、生活維持に必要な飲料水、生活用水の供給及び食料、毛布、生活必需品等の救援物資の供給が迅速に行われる体制を確保することを目標とする。

第2 応急給水体制の整備

1 各家庭、各事業所、自主防災組織等における飲料水備蓄の促進

災害時に備え、各家庭、各事業所、各自主防災組織等がそれぞれに自家用井戸の点検、保全、

1 人1日3リットル最低3日分（できれば1週間分）の飲料水備蓄等、災害による水道停止時の水の確保対策を講じるよう促進する。

2 小学校、中学校における応急給水用給水源の整備

車両による運搬給水が困難になる事態を想定し、地域住民等の初期応急給水用給水源として、受水槽、飲料水備蓄等の方策を総合的に進める。

3 病院等防災拠点施設における応急給水用給水源の整備

車両による運搬給水が困難になる事態を想定し、病院等防災拠点施設がその機能を果たすために必要な初期応急給水用給水源として、飲料水備蓄等の方策を総合的に講ずるよう促進する。

4 町における応急給水源確保体制の整備

災害発生等の不測の事態発生に際しても、必要量の応急給水用給水源を確実に確保するため、次に掲げる対策を計画的に進める。ただし、(2)の項目については、飲料水としての安全を確保するよう配慮すること。

(1) 配水池等における応急給水源の確保

配水池等における緊急遮断弁の設置、他水道事業者との相互供給設備の整備、自家発電設備の点検強化及び整備等を行う。

(2) 避難場所等を対象として、給水体制を整備する。

5 給水用資機材等の確保体制の整備

災害発生等の不測の事態発生に際しても、必要な運搬給水用車両、給水用資機材等を確実に確保するため、次に掲げる対策を計画的に進める。

(1) 給水用資機材等の備蓄

ポリタンク、組立式給水タンク、可搬型発電機、水中ポンプ、ろ過機、仮設給水栓等の備蓄を進める

(2) 給水用資機材等の調達体制の確立

関係業者、団体等及び他水道事業者との連携、協力を強化し、非常時における迅速な給水用資機材等の調達体制の確立を図る

6 上下水道課における非常時マニュアルの整備

地域防災計画の見直しを踏まえて、大規模災害発生時における「水道事故対応マニュアル」を更新する。

第3 救援物資の備蓄

1 各家庭、各事業所、自主防災組織等における食料、生活必需品等備蓄の促進

災害時に備え、各家庭、各事業所、各自主防災組織等がそれぞれに最低3日分（できれば1週間分）の避難生活に必要な程度の食料、生活必需品等の備蓄を行うよう、促進する。

2 町としての食料、生活必需品等の備蓄の推進

災害発生初期に必要とされる避難者に要する食料、避難所開設に伴い最小限度必要となる備品類、毛布等の生活必需品等を菰野町庁舎及び町内防災備蓄倉庫において分散備蓄に努める。

第4 物資緊急調達、供給体制の整備

1 県及び物資供給協力協定締結事業者からの調達に関するマニュアルの作成

救援物資等の調達に関する手順等を規格化し、非常時における迅速かつ円滑な救援物資の調達に万全を期する。

2 寝具類に関するリース協力協定の締結

避難所で必要となる寝具（毛布、ふとん）類について、リース業者、宿泊業者等と協定締結を推進する。また、非常時における連絡、供給方法等について、実施要領を作成する。

3 共同炊事（炊出し）用燃料、機材調達協力協定の締結

被災者自身による共同炊事（炊出し）を支援するための調理機材、燃料の確保を円滑に行うため、リース業者、LPガス業者等と協定締結を推進する。また、非常時における連絡、供給方法等について、実施要領を作成する。

4 食料、生活必需品等調達、供給協力協定の締結

食料、生活必需品等調達、供給を円滑に行うため、町内のスーパーマーケット、農協等との協力協定締結を推進する。

5 救援物資輸送協力協定の締結

食料、生活必需品等を迅速かつ適切に配送するため、運送業者等との協力協定締結を推進する。また、非常時における連絡、調整方法等について、実施要領を作成する。

6 救援物資供給にかかる最適化の推進

食料、生活必需品等の救援物資を迅速かつ適切に避難所等に供給するため、救援物資の調達から保管、配送、配布まで総合的に最適管理できるよう、物資集積場の選定、物資保管、在庫管理、配送等についてマニュアルを作成する。

第15節 防災営農計画

観光産業課

第1 計画目標

町は、県及び国と連携し、各種災害による農作物等への被害（病虫害を含む。）の減少を図るため防災営農に努めるものとし、防災営農技術、気象情報等諸情報の末端への迅速な伝達及び指導の強化に努めるものとする。

なお、以下には県地域防災計画に基づく災害時の農作物等被害軽減対策を示す。

第2 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化を図る。

さらに、県内での対応が不可能な場合に、近県米麦協会に協力要請できるシステムを構築する。

第3 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、三重北農業協同組合等と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

第4 防災営農技術の伝達及び指導

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

第5 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、農業団体の関係職員及び獣医師等に

対し必要な技術の伝達指導を行う。

第16節 砂防、地すべり等対策計画

総務課 都市整備課
観光産業課

第1 計画目標

土石流、地すべり、崖崩れ等の被害を軽減する。また、土石流、急傾斜地対策に、三重県土砂災害情報提供システムを積極的に活用し、警戒体制の充実強化を図る。

第2 砂防対策

土砂による河川災害を防止するため、水源山地の溪間における砂防堰堤の築造、中流部における流路工の施工等の砂防対策事業の促進に努める。特に、朝明川、三滝川水系の砂防事業を関係機関に働きかける。

資料編 砂防指定地内の溪流一覧

第3 地すべり対策

一般に地すべりは、特殊な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見山崩れと判別しがたいが、緩慢な滑動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊を起こすものであり、主に地下水に起因するのが特徴である。

地すべりの事象を確認したときは、周辺住民の安全を確保するとともに関係機関に事前調査を検討するなど慎重に工事を行うよう働きかける。

第4 土石流対策

本町には、土石流危険溪流に指定され、人家等に被害を与える危険のある箇所が、資料編に掲げるとおり数多く存在する。

土石流対策として、危険溪流を把握し、国、県とお連携により、ハード面では、砂防堰堤の設置等の施工、ソフト面では、土砂災害関連情報について、住民との情報交換を推進するとともに、三重県土砂災害情報提供システムを活用し、警戒避難体制の充実、強化を図る。

資料編 土石流危険溪流一覧

第5 急傾斜地崩壊対策

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30度以上、高さ5m以上）で、人家等に被害を与える危険のある箇所が、資料編に掲げるとおり数多く存在する。

町は、住民の理解、協力を得ながら、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく規制指導の強化、危険区域指定の促進、がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施を国、県に要請するとともに、三重県土砂災害情報提供システムを活用し、警戒避難体制の充実、強化を図る。

資料編 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

第6 土砂災害対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57

号。以下「土砂災害防止法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されている。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域については、区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

1 情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達

気象情報、津地方気象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報や三重県土砂災害情報提供システム等から情報の収集に努める。また、情報の伝達、予報又は警報の発表及び伝達については、「本編 第3章第6節(気象予報及び警報等の伝達活動)第3予報及び警報等の伝達」及び「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に準ずる。

2 避難場所及び避難路その他の避難経路

土砂災害警戒区域等に指定された地域の避難場所については、資料編の「土砂災害警戒区域等一覧」のとおりとする。また、避難経路については地域住民と協力し、避難経路の選定や早い段階からの(警戒レベル3)高齢者等避難の活用などについて検討し、菰野町防災マップ等で整理し、各戸配布や回覧、町ホームページ掲載等により周知を図る。

3 避難訓練

第2章第2節「防災訓練実施計画」に準ずる。

4 配慮を要する者が利用する施設

警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設等、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は、資料編の「土砂災害警戒区域内における配慮を要する者が利用する施設一覧」のとおりとする。

5 救助

第3章第12節「救助活動」に準ずる。

資料編 土砂災害警戒区域等一覧

第7 山崩れ、崖崩れ対策

本町に存在する山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区に対し、集中豪雨等による、土砂災害の発生が予想される場合の巡視の実施、危険区域内居住者宅への警戒事項の徹底、自主的避難の要請等危険防止に万全を期する。また、適宜現地調査を行う等、新たな危険箇所の把握に努める。

資料編 山崩れ、がけ崩れ注意箇所一覧

第8 ため池対策

1 改修(補強)事業等の推進

町内のかんがい用ため池は、従来から農業用水の水源施設として重要な役割を果たしてきており、ほ場整備後、補強、改修工事を行い、ため池管理者による点検確認等の適切な維持管理に努めているが、漏水による決壊や地震動による損傷が懸念される。

そのため、ため池の管理者等から改修工事の要望を受けた場合、必要に応じて国、県の助成を受け順次改修補強工事を実施する。

2 ため池の安全管理体制の確保

町は、関係機関の協力を得て、ため池の管理者、操作責任者が気象予警報やその他の気象状況等の通知により、水位の変動の監視警戒、必要な樋門、樋管の開閉等の安全操作措置を適切に行えるよう、必要な体制の維持、確保に努めるとともに、異常気象時のため池点検マニュアルを作

成し、ため池管理者に周知を図る。

資料編 異常気象時に点検が必要な農業用ため池（防災重点農業用ため池）一覧

第9 宅地災害の防止

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく 開発許可制度等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

第10 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県と緊密な連携を取るとともに、震災時には応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

また、被災危険度判定活動を実施する際に、判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターとしての町職員を養成するものとする。

＜災害危険区域に関する類似用語の説明＞

区分	用 語	所管省庁	説 明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地
	土石流危険渓流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域
	地すべり危険箇所	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所
		農林水産省	地すべりが発生する危険性があり、農地等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が農林水産省の定めた基準に該当する箇所
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区

急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域 急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所
山腹崩壊	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
土砂災害	土砂災害警戒区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

第17節 治山、治水計画

都市整備課	観光産業課
上下水道課	総務課

第1 計画目標

土砂流出、河川の氾濫等を防止する。

第2 治山対策

本町における森林面積は、5,313haであり、その内訳は、民有林5,237ha、国有林等81haで民有林は森林面積の98.5%を占めている。また、森林面積のうち保安林は2,913haとなっている。災害予防の上からも適切な森林施業の実施、治山事業の推進が必要であり、国、県の助成を受けながら伐採地の再造林、荒廃林地の復旧整備を行うとともに、治山事業の推進、山地災害危険地区における災害防止措置、保安林整備事業の推進等により総合的かつ計画的に森林の保全を図る。

1 林業振興対策等の推進

森林の持つ自然的、社会的条件や、森林の持つ水源かん養、山地災害防止、保健休養などの多

面的機能を高度に発揮するため、長期的展望にたった林業振興対策を推進する。

2 治山事業の推進

計画的な治山事業の実施を県に働きかけていく。

- (1) 荒廃林地は、主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の素因となっていることから治山事業を推進してきたが、さらに重要河川流域の保全を図るため、荒廃地の現況把握に努めるとともに崩壊地復旧及び土砂流出防止のため治山事業を緊急度の高いものから計画的に施行するよう県に働きかけを行い、災害の防止に万全を期する。
- (2) 集中豪雨による災害は、住民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について、毎年台風襲来時期には点検を行い、警戒避難体制に万全を期するとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施するよう県に働きかけを行う。

3 保安林整備事業の推進

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで年次計画等によって保安林の維持改良が図られてきたが、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林整備事業を推進するよう県に働きかけを行う。

第3 治水対策

1 河川改修の推進等

(1) 河川防災計画

三滝川、朝明川等の県管理河川の早期改修を働きかけるとともに、町管理の河川の改修に努める。

(2) 排水路の整備による雨水排水計画の推進

都市化の進展に伴う農地の転用などにより、水路や小河川の排水能力不足を引き起こしている。そのため河川、排水路と都市下水路の整備を推進するとともに、適切な維持管理を行う。

2 雨水流出抑制施策の推進

(1) 開発行為における雨水排水流量の抑制

開発行為における雨水排水流量の抑制を行うよう、要請する。

(2) 公共土木事業における雨水流出抑制施策の推進

道路その他の公共施設整備に伴う雨水流出に対して、雨水流出抑制に努める。

第18節 文教対策計画

子ども家庭課 教 育 課 コミュニティ振興課

第1 計画目標

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保と、被災児童、生徒等の「教育的ケア」を図るため、必要とされる環境整備を行う。

第2 防災上必要な組織の整備、安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害に備え教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。また、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災思想の普及に努める。

第3 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時における迅速かつ適切な行動、被災児童、生徒等に対する「教育的ケア」がとれるよう防災計画を作成し、その習熟、訓練に努める。

第4 学校等における避難計画

保育園、幼稚園、こども園及び学校における園児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

実施責任者は、小中学校は校長、保育園、幼稚園及びこども園は園長とする。

2 避難計画の作成及び職員への周知

実施責任者は、あらかじめ避難計画を作成し、職員に同計画を周知徹底する。

3 避難誘導の要領、措置

（1）実施責任者は、状況判断のうえ、保育園、幼稚園、こども園及び小中学校の避難計画に基づき避難誘導を行う。

（2）実施責任者は、児童等を安全な地域、施設への避難を完了させたのち、完了報告を町長へ速やかに行う。

（3）災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

4 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておくこと。

5 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

ただし、保育園、幼稚園及びこども園は少なくとも毎月1回避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

第5 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

第6 施設等の予防

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第7 被害防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者、管理団体に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

第19節 火災予防計画

総務課 消防本部

第1 計画目標

災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2 組織

1 菰野町消防本部・消防署

菰野町消防本部・消防署（以下「町消防」という。）の組織は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 消防本部・消防署の組織

2 菰野町消防団

菰野町消防団（以下「消防団」という。）の組織は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 消防団組織

第3 火災予防対策

1 一般住宅、事業所に対する防火指導の強化

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、防火についての講習会、消火器、消防用設備の取り扱い、避難の方法等に関する指導を徹底して、自主防災意識の向上を図る。

2 火災予防運動の実施

住民に対する火災予防思想の普及高揚及び事業所等の自主防災管理体制を強化して火災の予防の徹底を図るため、春秋2回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デー、その他火災予防運動を県、関係機関、団体の協力のもと実施する。

3 防火管理者制度等の徹底

消防法（昭和23年法律第186号）第8条により防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第36条により防災管理者を選任しなければならない防火対象物については、その選任を徹底させる。

また、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、自衛消防組織の設置、育成、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

4 立入検査の強化

町消防は、常に当該区域内の防火対象物及び増改築、用途変更等の実態の変化の把握に努めて、消防用設備のハード面はもとより人的なソフト面の指導を強化した立入検査を行うものとする。

また、防火対象物の消防用設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

5 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の不燃化を促進するため、次の施設の推進を図る。

（1）消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用

（2）公会所、ホテル、福祉施設等の防火対象物の防災対象物品は、消防法第8条の3に規定する

防災物品を使用

第4 消防力の強化

1 消防水利の強化整備

消火活動に使用するための消火栓の整備充実に努めるとともに、大規模な災害時に消火栓が使用不能となった場合においても使用可能な多様な消防水利の確保及び整備に努めるため、次の施策を積極的に進める。

(1) 河川、ため池等の自然水利の活用方策の確立

(2) ビル受水槽、プール、噴水池、雨水貯留施設、農業用調圧タンク等の消防水利活用方策の確立

(3) 耐震性貯水槽の整備

2 消防施設等の強化整備

(1) 消防施設の強化

大災害時には、建物の倒壊、道路の寸断、消防水利の途絶、工場火災、危険物施設火災など通常の消防力では対処できない事案が想定されることから、次のとおり大災害に備えた消防力の計画的導入に努める。

ア 悪路対応型消防車両の採用

イ 高層建築物災害対応のためのはしご車の更新

ウ 危険物施設火災対応資機材等の備蓄

エ 消防通信施設の高度化

(2) 老朽化した消防施設の更新

消防施設の強化等安全性の向上を図るとともに、老朽化した消防施設の更新や市街化状況に即した配置計画の見直しを順次進める。

資料編 現有消防車両一覧 消防水利状況

3 迅速かつ適切な消防体制確立のためのソフト環境整備

(1) 災害時消防活動計画の確立

大災害発生時を想定し、消火、救助事案の同時多発時における適切な消防力の運用計画の研究、習熟に努める。

(2) 町消防団の活用

消防団の機能的活用を図るため、次のことに努める。

ア 消防団における資機材の整備

イ 消防団員の資質向上と定員確保

ウ 自主防災組織等との連携の強化

(3) 広域応援体制の維持、強化

県内他市町との相互応援体制の維持、強化を図るとともに、自動車専用道路網を軸とした、より広域的な相互応援体制の強化を進める。この場合、大規模災害発生時に備えて、担当者不在の場合や情報が不足する場合など不測の事態を想定した実地的な活動要領の整備と、効率的な応援受入れのための環境整備に特に留意する。

(4) 空中消火等多様な消火戦術の検討

県防災ヘリコプターや他消防機関、自治体、自衛隊の保有する航空機の運用による空中消火戦術の研究動向を絶えず把握するなど複雑多様化する災害事案に適切に対処するための消火戦術の検討に努める。

第5 防火対象物火災予防対策

1 防火対象物

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

町消防は、旅館、病院、福祉施設等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する一定規模以上の防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行わせる。

(2) 立入検査指導の強化

町消防は、消防用設備等のハード面はもとより、人的なソフト面の指導を強化した立入検査を行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

2 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備保守管理業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。また、国の文教施設整備計画等により、木造建築物の不燃化構造への改築を図る。

3 文化財

指定文化財等については、収蔵庫、消火栓、免震装置等防災施設設備を完備するよう努めるとともに、防災訓練の指導徹底及び管理者をして常に巡回させ、万全を期する。

資料編 町内指定文化財一覧

4 倉庫

倉庫火災の予防対策については、平常より予防査察を通じて、毒劇物や指定可燃物等の保管状態の把握に努めるとともに、管理者に対して消防用設備等の整備等防火体制の強化を図らせる。

5 車両

電車、バス等の旅客運送車両及び一般貨物運送車両については、車両火災予防運動その他適時に火災予防査察を実施し不備欠陥事項の改善、維持管理状況及び避難誘導等について指導を強化し、火災の未然防止と乗客等の安全確保に努める。

6 トンネル

トンネル火災に対しては、連絡通報の確立、トンネル内の消防用設備等の強化、人命救助の方法、他の車両の避難誘導、防火訓練の実施等について計画を策定する。

第6 自主防災組織の育成強化

本町では、資料編に掲げるとおり、地域住民の自主防災組織として、婦人消防隊及び自警団が組織されているが、今後も、これら自主防災組織の結成と活動強化を促進するとともに、防災資機材等の装備、消火技術の習熟、自主防災組織相互の連携、協力体制の確立を図り、地域における住民、事業所による初期消火体制の整備、強化を推進する。

資料編 自主防災組織

第20節 林野火災予防計画

総務課 消防本部 観光産業課

第1 計画目標

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多いが、一度林野火災が発生すると消火活動が困難である。

また、気象状況によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が少なくないので、林野火災の防止については万全を期するものとする。

第2 林野火災消防計画

- 1 町は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるものとする。
- 2 林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討の上、次の事項について、計画するものとする。

(1) 特別警戒実施計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防ぎょ鎮圧計画

(3) 資機材整備計画

(4) 啓発運動の推進計画

(5) 防災訓練の実施計画

第3 林野所有（管理）者への指導

町は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるほか、林野所有（管理）者に対して、次の事項について指導する。

- 1 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入
- 2 自然水利の活用等による防火用水の確保
- 3 事業地の防火措置の明確化
- 4 火入りに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づくほか、消防機関との連絡体制の確立
- 5 火災多発期（2月～5月）における見回りの強化
- 6 林野火災消火用諸資機材の整備

第4 監視体制の確立

町は、生産森林組合などの協力を得て、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に火災警報、林野火災警報発令時においては、菰野町火災予防条例（昭和37年条例第21号）の定めるところにより町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等、万全の対策を

推進するものとする。

第5 防災思想の普及

関係機関の協力を得て、住民に対し、「山火事予防運動」等の行事を通じて森林愛護及び防災思想の普及啓発を図るものとする。

なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取扱い注意看板の掲示」、「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講ずる。

第6 県が行う林野火災予防対策との連携

1 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災特別地域対策事業計画実施計画について、随時見直しを図るとともに、町総合計画等各種計画と整合性を保ちながら、当実施計画に基づき林野用消防施設資機材の整備等を行うよう、県と協議する。

2 空中消火用資機材の運用

林野火災の発生状況によっては、地上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、県は防災ヘリコプターを活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動を実施することとしている。

また、空中消火用資機材の整備を行い、三重県防災資機材備蓄センター、三重県備蓄倉庫及び尾鷲市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき町へ貸出し、林野火災対策に万全を期すこととしている。

このため、町は、これらの資機材を適切に活用し、迅速な消火活動を行うものとする。

第21節 危険物施設等災害予防計画

消 防 本 部

第1 計画目標

危険物、LPガス、毒劇物及び火薬類は、その取り扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分に認識し、自主保安体制の強化を行うとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第2 危険物災害予防対策

1 危険物製造所等に対する指導

町消防は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、施設の位置、構造、設備のハード面はもとより、人的なソフト面の指導を強化する。

資料編 危険物施設現況

2 危険物運搬車両に対する指導

町消防は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移

送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

町消防は、管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

第3 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

1 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

2 危険物施設の管理

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、一定規模以上のものは点検、管理、巡視基準を定め、必要に応じ修繕を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

3 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

4 保安体制の整備、確立

緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、必要に応じてイエローカードを携行する。

5 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは、必要に応じ教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

第4 L Pガス災害予防対策

L Pガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、L Pガス販売事業者及び取扱者並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期すものとする。

1 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びL Pガス販売事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

2 資料の提供

町は、必要に応じL Pガス販売事業者に対し、資料を提供する。

3 ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

4 ガス供給施設の安全対策

(1) L Pガス販売事業者は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に漏洩した場合にこれを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

5 ガス供給施設等の管理の徹底

(1) ガス販売事業者は、ガス供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

(2) ガス販売事業者は、ガスの消費施設の点検を定期に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。

(3) 大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始及び終了時に必ず設備の点検を行うよう努める。

6 緊急時の対応

大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス販売事業者等への通報訓練等を行う。

第5 高圧ガス災害予防対策

1 高圧ガス製造所等に関しては、県が所管しており県はその地域防災計画において、次のとおり行う旨を定めている。町消防は、県と連携し災害の未然防止に努める。

(1) 高圧ガス製造所等に対する規制、指導

高圧ガス製造所等に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合状況について確認を行うとともに、その都度、災害予防上必要な措置等について指導する。

(2) 高圧ガス移動車両に対する規制、指導

高圧ガスを移動する車両の管理者等に対し、移動基準を遵守させるとともに、移動監視者に対する講習会の開催、路上取締り等を実施し、移動中の事故、災害防止の徹底を図る。

(3) 保安教育等の実施

高圧ガス製造事業者等及びその取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、事業者自らが行う保安教育、訓練について指導助言を行うなど保安管理技術の向上を図る。

2 高圧ガス製造施設等の保安対策

次の対策を講じ災害の防止に努める。

(1) 保安管理体制の整備

施設の規模、製造実態等に応じた保安管理体制及び緊急時における通報体制を整備、確立する。

(2) 施設の管理強化

高圧ガス製造施設等を適正に運転、維持するため、点検基準、作業基準等を整備するとともにその充実に努める。

(3) 保安教育の推進

取り扱う高圧ガスの性状等に関する情報、異常時における対応方法等の習熟を図るため保安教育の推進に努める。

第6 毒物劇物等の災害予防対策

1 毒物劇物取扱施設に関しては、県が所管しており、県はその地域防災計画において、以下のとおり行う旨を定めている。町消防は、県と連携し、災害の未然防止に努める。

(1) 毒物劇物保有状況及び事故処理剤、治療用薬剤備蓄状況等の把握及びこれらのデータベース化

(2) 毒物劇物使用、保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）の策定及び指導

(3) 毒物劇物使用、保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施

2 毒物劇物業者等は、毒物劇物による事故の発生の防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

(1) 施設の管理、点検等の強化を図る。

(2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。

(3) 従事者に対し教育訓練を実施する。

3 火薬類取扱施設に関しては、県及び国が所管しており、県はその地域防災計画において、次のとおり行う旨を定めている。町消防は、火薬類取り扱い施設に関する現況を常に把握し、県と連携し、災害の未然防止に努める。

(1) 火薬類の規制、指導

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及びその他の取り扱いについて同法に定める技術上の基準に適合するよう関係事業者を指導監督することにより、災害の防止と公共の安全確保について万全を期する。

(2) 予防査察

常時関係事業の指導と関係者の防災体制のチェックを行うため、関係法令に定める権限に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等各場所の立入検査、保安検査を行う。また、施設の整備、法令の遵守等保安状態を整えるため、中部近畿産業保安監督部、県及び公安委員会（県警察）等関係機関を一体とした体制が構成できるよう努める。

(3) 火薬類の保安対策

火薬類取扱者に対する保安教育を実施することにより、保安意識の高揚を図り、自主保安の徹底を指導する。

第22節 都市型水害予防計画

都市整備課	健康福祉課
総務課	上下水道課

第1 計画目標

浸水による水害を未然に防止し、又は水害が発生した場合の被害の拡大を防止するために必要な措置を講じるものとする。

第2 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水による災害発生のおそれのある区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、都市の浸水の多い地域において高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、ハザードマップの作成を進める。

また、作成した洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な土地利用を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

第3 防災施設の耐水性の確保

町役場、施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進める。

第4 情報収集体制の整備

災害対策本部は浸水、被災状況、水防活動状況、水位情報等を収集する体制を整備する。

第5 側溝、マンホール等の転落防止対策

道路冠水時の転落防止策として、必要な箇所には側溝蓋の設置やマンホール蓋の浮上、飛散防止のための方策を道路占有者で行っており、今後もこれらの対策を継続、改良するように指導すると

ともに、道路パトロールにより路面状況の把握に努める。

第6 要配慮者対策

避難地、避難路等の防止施設及び病院、社会福祉施設等の要配慮者に関連した施設に対する災害対策を重点的に実施するとともにホール、体育館等の特殊建築物等の不特定多数の者が使用する施設、学校、医療機関等の応急対策上重要な施設については、水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第7 基礎調査、影響予測の実施

浸水の発生のおそれのある地域において高低差、浸水状況を把握するために、微地形調査を実施する。

第8 水災危機管理、被害軽減対策

1 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。

2 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。

3 水災破棄物対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災破棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ破棄物処理計画を検討する。

第9 住民避難、誘導

1 住民の避難誘導対策

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。

また消防団と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

2 要配慮者避難誘導対策

高齢者、障がい者その他の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者にかかる避難誘導体制の整備に努める。

第23節 雪害対策計画

総務課	健康福祉課
都市整備課	教育課

第1 計画目標

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による都市機能の阻害等を早期に解消するために必要な措置を講じるものとする。

第2 雪氷対策路線の指定等

1 国県道

国県道の雪氷対策路線は、道路管理者である三重県四日市建設事務所が定める。町は、必要に応じて三重県四日市建設事務所と国県道の雪氷対策路線の見直し等について協議するものとする。

2 町道

積雪、凍結、交通量、国県道の除雪路線等諸条件を考慮し、町道の雪氷対策路線をあらかじめ定めるものとする。

3 通学路

通学路の除雪箇所について、あらかじめ定めるものとする。

4 コミュニティバス路線

コミュニティバス路線の除雪等については、積雪の状況を考慮し、バス事業者と連携を図りながら必要に応じて行うものとする。

第3 除雪体制の整備

1 道路除雪体制

道路除雪を円滑に実施するため、国県道の道路管理者、雪氷委託業者、災害時応急対策業務に関する協定締結事業者との連携を密にするとともに、保有する除雪機械の整備を行い、除雪体制の強化に努める。また、各区との連携を強化し、各区における自発的な除雪協力体制の構築に努める。

2 公用車両の雪対策

除雪活動や巡視活動等を速やかに行うため、町が保有する車両のタイヤチェーン又はスタッドレスタイヤの装備を推進する。

3 除雪資機材、融雪剤の備蓄等

町が実施する除雪活動のため、除雪用資機材の備蓄を推進する。また、橋梁、歩道橋等の凍結防止のため、融雪剤を備蓄し、一定数を町内各所に配備するとともに、数量の不足が生じた場合に備えてあらかじめ調達先及び調達方法を定めておくものとする。

第4 避難行動要支援者対策

大雪によって孤立するおそれのある避難行動要支援者と支援の必要性をあらかじめ把握し、緊急時に備えるものとする。

第5 住民への雪害対策の呼び掛け

住民に対して雪害対策の必要性を呼び掛け、雪害に関する知識の普及啓発を図るとともに、雪害対策に必要な物資等を備蓄し、除雪協力を得られるよう、住民に広報していくものとする。

1 生活必需品の備蓄

住民は、大雪により買い物に行けなくなった場合に備えて、飲料水、食料、生活必需品等を最低3日分（できれば1週間分）備蓄する。また、雪の重みによる倒木等で停電した場合に備えて、ライト、乾電池、石油ストーブ、灯油、カセットコンロ、ガスボンベ等を備蓄する。

2 交通安全対策

住民は、交通安全対策として、積雪時の車へのスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等の装着を徹底する。

3 除雪対策

町は、あらかじめ指定した雪氷対策路線以外の除雪を原則行わないので、住民は、自宅周辺の除雪作業用に除雪用スコップ、融雪剤等をあらかじめ用意し、積雪時には自力除雪に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

各課共通

第1 防災目標

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる体制を構築する。

第2 災害警戒本部

1 設置基準

- (1) 町を含む地域に気象業務法に基づく、大雨、大雪、洪水の各注意報のいずれか1つ以上が発表され、かつ、災害対策本部設置までに至らないが、町長が災害に対する警戒が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が廃止される場合で、かつ、なお相当の災害警戒体制を維持する必要があると本部長（町長）が認めたとき。
- (3) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で町長が必要と認めたとき。

2 廃止基準

- (1) 当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- (2) 予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
- (3) 被害が拡大し、災害対策本部体制に移行したとき。

3 災害警戒本部の構成及び事務分掌

(1) 構成

災害警戒本部長等		災害警戒本部員	
本部長	副本部長		
町長 ※本部長に事故があるとき 副町長、教育長、総務課長、安全安心対策室長、消防長の順で代行する	副町長 教育長 ※本部長及び副本部長に事故があるとき 総務課長、安全安心対策室長、消防長の順で代行する	総務部	総務課長、財務課長、安全安心対策室長、観光商工推進室長、議会事務局長、機動班長・副班長、予定職員
		救 援 部	コミュニティ振興課長、税務課長、住民課長、健康福祉課長、子ども家庭課長、環境課長、まちづくり推進室長、会計管理者、教育課長、総合窓口推進室長、図書館長
		復 旧 部	企画情報課長、都市整備課長、観光産業課長、上下水道課長、上下水道課企画監
		消 防 部	消防長、消防総務課長

※本部長の判断によりこの規模を変更できるものとする。

(2) 事務分掌

災害対策本部事務分掌を準用するが、必要に応じて担当部署の変更を行う。その他本節第3「災害対策本部」の規定を準用する。

第3 災害対策本部

1 組織規定

災害対策本部は、町内において災害が発生し、あるいは発生するおそれがある災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項規定に基づき設置する特別な組織であり、災害対策本部の機構及び組織は、菰野町災害対策本部条例（昭和37年条例第25号）、同施行規則（平成22年規則第5号）の定めるところによる。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次の場合に町庁舎3階災害対策本部室に設置する。ただし、庁舎が風水害等の被害により使用不能となった場合は、保健福祉センターけやきに代替設置するものとする。

災害対策本部には、災害対策本部の所在を明確にするため「菰野町災害対策本部」の掲示をする。

（1）町内を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、暴風、暴風雪、大雨（雪）、洪水警報のいずれかが発表されたとき。

（2）その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生したとき又は予想されるときで町長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が終了したときに廃止する。

4 組織の概要

（1）本部長は町長、副本部長は副町長及び教育長とする。本部長に事故があるときは以下のとおりとする。なお、町長の不在又は通信の途絶等その他の事情により町長との連絡が困難なときの本部長権限の代行順位もこれによる。

第1順位 あらかじめ指定した副町長

第2順位 他の1人の副町長

第3順位以降 教育長

第4順位以降 総務課長、総務課安全安心対策室長、消防長の順位とする。

（2）災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第1項に規定する会計管理者、消防組織法（昭和22年法律第226号）第20条第1項に規定する消防団長、菰野町議会事務局設置等に関する条例（昭和36年条例第16号）第2条に規定する事務局長、菰野町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第5号）第3条第2項に規定する課の長、菰野町課設置条例（平成13年条例第22号）第1条に規定する課の長、菰野町図書館条例（平成19年条例第20号）第3条に規定する図書館長、菰野町消防本部の組織に関する規則（昭和60年規則第5号）第3条第1項に規定する消防長その他本部長が必要と認める職員とする。

（3）災害対策本部の組織及び所掌事務は、菰野町災害対策本部条例施行規則別表第1（菰野町地域防災計画資料編のとおり）のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示により、随時各部各班の相互応援体制をとる。

（4）災害対策本部は、発災直後の初動対応に迅速に対応するため、機動班を設置するものとし、機動班に所属する職員は町長が任命する。

5 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、主として災害予防、災害応急対策及びその他本部長が必要と認めた事項を協議する。なお、必要に応じて四日市西警察署、中部地方整備局、陸上自衛隊第33普通科連隊、菰野町社会福祉協議会等関係機関に対して出席を要請するものとする。

(2) 現地連絡所の設置

本部長が必要と認めるときは、各地区コミュニティセンターに現地連絡所を置き、各地区における情報収集、連絡拠点とする。また必要に応じて、各地区コミュニティセンター以外の施設に現地連絡所を置くことができる。

(3) 各部各班の運営

災害対策本部の各部各班は、本部員会議の決定した方針及びあらかじめ各部各班で策定したマニュアルに基づき迅速に災害対策業務の実施にあたる。

(4) 活動拠点の配置

本部長は、県、国等関係機関及び民間事業所、団体の協力を得て、町の施設、県、国等の公共施設及び民間施設を有効かつ適切に活用し災害対策本部としての活動拠点を確保する。

ア 災害対策本部としての主な活動拠点

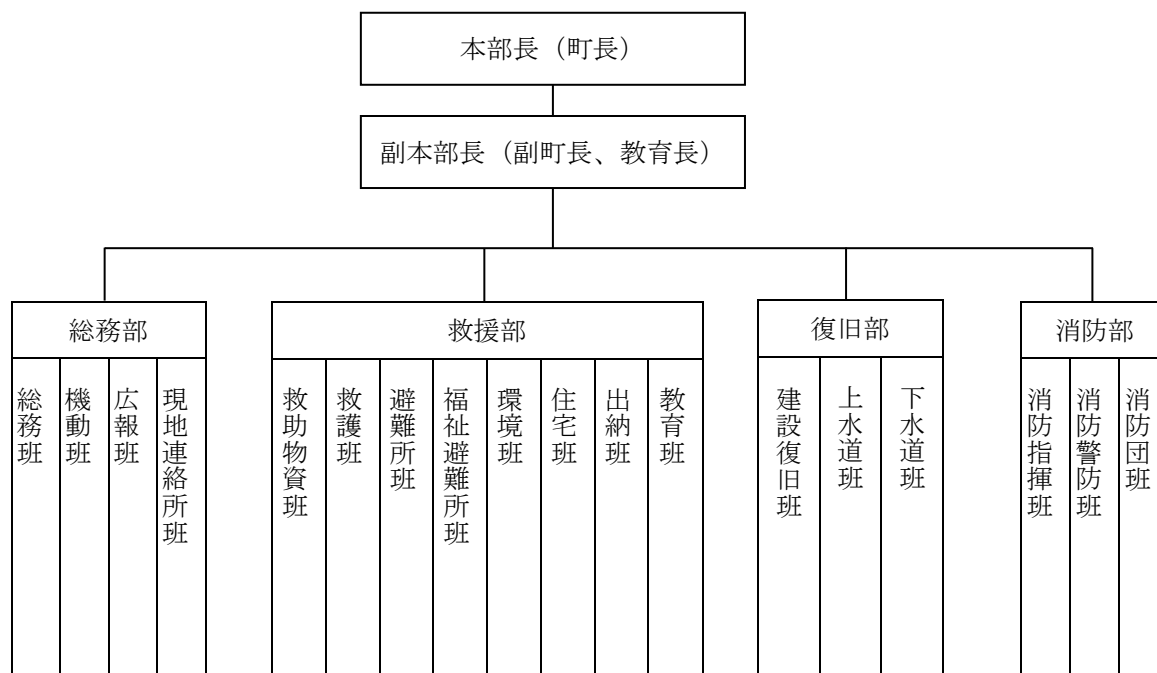
活動拠点としての施設の利用に関する連絡、調整は、原則として、本部総務部が行うが、休日、夜間等に災害の発生により緊急を要する場合は、消防部が行う。

イ 広域的応援受入れのための主な活動拠点

活動拠点としての施設の利用に関する連絡、調整は、原則として、本部総務部が行うが、休日、夜間等に災害の発生により緊急を要する場合は、消防部が行う。

資料編 活動拠点施設一覧

別表1 災害対策本部組織図



第2節 配備、動員計画

各課共通

第1 防災目標

災害応急対策に関し、所要の措置をとるものとする。

第2 配備体制

1 配備体制の種別、配備該当事由及び配備体制内容

災害に対処するため、町長は、災害が発生するおそれがあるとき又は災害の状況により以下に示す配備体制のうち必要な体制をとるよう副町長以下の各職員に指令する。

なお、町長は、災害の態様、被害の状況その他により必要に応じて、特定の課に対し、種別の異なる配備体制を指令することができるものとする。

種別	風水害等災害時配備該当事由	配備体制及び要員
準備体制	(1) 町域に次の注意報のいずれかが発表されたとき。 ア 大雨、大雪注意報 イ 洪水注意報 (2) その他異常な原因による災害が発生又は予想されるときで町長が必要と認めたとき。 【町長が必要と認めたとき災害警戒本部設置】	- 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行し得る体制 - 総務課のうち、あらかじめ定めた職員により対応 - 勤務時間内において総務課職員及び本部総務部に該当する課の職員は自席で待機 - 勤務時間外において、前記職員及び警戒体制該当職員は自宅待機 - 災害警戒本部を設置する時は、第3章第1節第2に記載する職員により対応

警戒体制	(1) 町域に次の警報のいずれかが発表されたとき。 ア 暴風、暴風雪警報 イ 大雨、大雪警報 ウ 洪水警報 (2) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで町長が必要と認めたとき。 【災害対策本部設置】	(1) 第1次体制 ・相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制 ・本部長、副本部長、本部員、総務課職員、機動班員及びあらかじめ定められた職員 ・前記以外の職員は自席で待機 ・勤務時間外において、前記以外の職員は自宅待機 (2) 第2次体制 ・第1次体制だけでは対応が困難であると本部長が認めたとき。 ・第1次体制のほか、必要とする職員 ・前記以外の職員は自席で待機 ・勤務時間外において、前記以外の職員は自宅待機
非常体制	町内に風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、町長が必要と認めたとき。 【災害対策本部設置】	・町の総力をもって対処する体制 ・全職員動員

第3 動員計画

1 職員の招集

職員を招集する必要があるときは、本部長は動員計画に基づき直ちに職員を招集するものとする。

2 勤務時間外、休日等における職員の招集方法及び職員の安否確認

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の勤務時間外、休日等における職員の招集のための連絡は、緊急連絡網、電子メールの一括送信等によるものとする。各部各班長は、あらかじめ緊急連絡網を作成するとともに、各職員の参集場所及び配備体制の周知徹底に努めるものとする。

また、緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要であるため、各部各班長は、緊急連絡網等により、職員の安否等を確認する。

3 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各部長は、部に属すべき本部員の参集状況及び災害の状況に応じ、班長の確保を行うとともに、部内各班の編成を行う。また、参集不能幹部職員が出ることを予想されるため、業務代行者を設定するものとする。

なお、その後の本部員の参集状況や災害の状況、実施すべき対策の業務量の推移に応じて以下の措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

- ア 災害に迅速かつ適切に対処できるよう適宜職員を再配置
- イ 職員の休養、睡眠、休暇等ローテーション体制等の採用
- ウ 高次の非常配備体制に迅速に移行できるための待機指令等の準備
- エ 他部への応援要員の要請等人員の補充措置

(2) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合又は「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、健康上の理由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

ア 主に勤務時間内における遵守事項

- (ア) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (イ) 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- (ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (エ) 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (オ) 被災者に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。
- (カ) 被災者に対する応接は、迅速かつ懇切に接するよう心掛ける。

イ 主に勤務時間外における遵守事項

- (ア) 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当すると予想されるときは、自主的にあらかじめ指定された場所又は所属の勤務場所に参集する。
- (イ) 大規模災害時の参集に際しては、原則として、自動車は使用しないものとする。
- (ウ) 災害の状況により指定場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属の長又は最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (エ) 災害のため緊急に登庁する際は、作業等に適する服装を着用する。また特に指示があった場合を除き、食料1食分、水筒（2ℓ程度）、懐中電灯及びラジオを携帯する。
- (オ) 参集途上においては可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- (カ) 災害により家族が死亡又は負傷した場合は、必要な措置を講じた後に、災害対策本部に参集する。

4 配置の報告

各班長は班員を配置したときは、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じてその累計を本部に随時報告するものとする。また、町は、県防災情報システムにより、配備状況を県に報告するものとする。

5 長期化に備えた職員の配備体制

本部長は、災害対策本部体制設置期間が10日間以上となる見込みの場合は、以下の原則に基づき、職員の体力、気力、知力の回復に留意しつつ、長期化にも継続し得る職員配備体制をとるものとする。

なお、業務量又は想定業務量に対して、作業要員が不足する場合は、他の部からの応援要員の配置、国、県、他自治体からの応援職員の派遣、職員の新規又は臨時採用、民間派遣会社の社員派遣、ボランティア等により補充する。

- (1) 菰野町業務継続計画（BCP）を策定し、災害時においても継続すべき必要最小限の住民サービス業務等、直ちに再開を要する業務を定め、災害対策本部設置1週間以内に関してはこの計画に基づき業務を継続させ、8日目以降に関しては被害状況、配備状況等によりその都度決め

る。

- (2) 災害対策本部設置4日目以降2週間を限度として、最大24時間50%配備体制をまた2週間を超える期間以降1箇月を限度として、最大24時間25%配備体制をしくことがそれぞれできるものとする。
- (3) 1箇月を超える期間以降又は被害状況や業務量（想定を含む。）により配備体制区分の切り替えにより対処可能と認める場合は、これによる。

第3節 災害対策要員の確保

総務課	消防本部
都市整備課	上下水道課

第1 防災目標

大規模災害の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、職員の動員及び県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保する。

第2 町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、動員計画に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとする。なお、災害発生時における町の職員配備状況は、県防災情報システムに入力し、報告する。

第3 他の防災機関による要員の確保

1 応援要請上の基本指針

被害が甚大であるため、町災害対策本部の人員のみで対応できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、国、県、隣接及び県内市町、災害時における応援協定締結市町村、関係団体、事業者等に応援要請するものとする。なお、自治体職員の受入に関しては菰野町災害時受援計画で定める。

2 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

町内の建設業者及び県を通じ職業安定所へ一般労働者の供給を依頼する。

3 市町村間の相互応援協力

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、協定に基づき近隣市町、県内市町及び県外相互応援協定締結市町村に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

資料編 応援協定一覧

三重県市町災害時応援協定

三重県内消防相互応援協定

三重県水道災害広域応援協定

新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書

三重県菰野町と茨城県東海村との災害時における相互応援に関する協定書

4 三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の要請等

町の消防力では災害の防ぎょが困難、又は困難が予想される場合には、町は県に三重県内消防相互応援協定による応援要請又は緊急消防援助隊の応援出動を求めるものとする。

5 日本赤十字社奉仕団の要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、県四日市地方部に応援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

第4 応援職員等の受入れ

1 受入れ担当部署

(1) 三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊：消防部

(2) 県、他市町村、指定地方行政機関等派遣職員：本部総務部及び関係対策担当部

自治体職員の受入れについては菰野町災害時受援計画で定める。

2 受入れ施設

三重県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊及び県、他市町村、指定地方行政機関等派遣職員の受入れ施設については、資料編に掲げる「活動拠点施設一覧」の3のとおりとする。

資料編 活動拠点施設一覧

第5 災害対策基本法に基づく人的公用負担

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

第6 応急対策職員派遣制度に基づく応受援体制の整備

災害対策本部の運営等、災害マネジメントの支援が必要な場合には、県を通じて応援職員確保調整本部（設置前は総務省）に対して統括支援チーム、対口支援チームの派遣を要請する。

第4節 自衛隊派遣要請計画

総務課

第1 防災目標

災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する。

第2 自衛隊の派遣要請

災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が災害対策本部の職員等の動員だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

第3 災害派遣要請の手続

1 町長の派遣要請の通報

町長は、派遣を要請しなければならないような事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事

項を記入し、四日市地域防災総合事務所所長を経由して知事（防災対策部）に要請するものとする。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で要請し、事後に文書を送付することができる。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

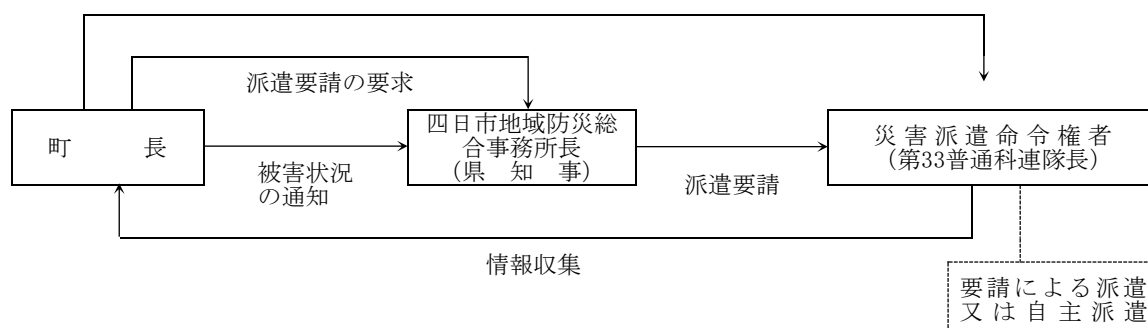
- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

＜緊急時派遣要請要求先電話番号等＞

名 称	電話番号	F A X 番 号	所 在 地
県四日市地方部	059-352-0560 三重県防災行政無線 8-**-22-611（地上系電話） 7-122-611（衛星系電話）	059-352-0589 三重県防災行政無線 8-099-**-22-613（地上系電話） 0-p-7-p-122-613（衛星系電話）	四日市市新正 4-21-5
県災害対策本部 総括部隊	059-224-2189 三重県防災行政無線 8-**-8-2189（地上系電話） 7-101-8-2189（衛星系電話）	059-224-2199 三重県防災行政無線 8-099-**-684（地上系電話） 0-p-7-p-101-684（衛星系電話）	津市広明町13
陸上自衛隊第33普通 科連隊長	059-255-3133 三重県防災行政無線 8-841-**-11（地上系電話） 7-841-11（衛星系電話）	同左（切替） 三重県防災行政無線 8-841（地上系電話） 0-p-7-p-841-19（衛星系電話）	津市久居新町 975

2 災害派遣の要請手続

派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を知照



資料編 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第4 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、町長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第5 派遣部隊の活動内容

災害派遣を要請するに当たっての自衛隊の活動範囲は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- 2 避難の援助（誘導、輸送）
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- 7 応急医務、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 救助物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去等

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- 2 避難の措置、立入
- 3 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
- 4 他人の土地等の一時使用等
- 5 現場の被災工作物等の除去等
- 6 住民等を応急措置の業務に従事させること。

第7 派遣部隊の受入れ

- 1 受入れ担当部署
本部総務部
- 2 受入れ施設

自衛隊派遣部隊の受入れ施設については、資料編に掲げる「活動拠点施設一覧」の3のとおりとする。

資料編 活動拠点施設一覧

3 災害派遣部隊の受入れ手順

(1) 準備

応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保及び調達を行う。派遣部隊の待機所、車両、器材等の保管場所、ヘリポートの準備その他受入れのために必要な措置及び準備を行う。

なお、この場合他の機関と重複競合しないよう重点的かつ効率的な作業を分担するよう配慮する。

(2) 受入れ

派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊指揮官を町役場本庁舎へ誘導し現地指揮所を開設する。作業実施期間中は現地指揮所において、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。

なお、派遣部隊の仮泊予定地は、八風スポーツ公園又は朝明運動公園とするが、これによりがたい場合は、町内の公共空地进行を緊急に確保する。

(3) 県への報告

本部総務部は、派遣部隊の到着後速やかに、また必要に応じて、所定の事項について四日市地域防災総合事務所長を経由し知事（防災対策部）に報告する。

資料編 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

(4) 災害派遣を要請しない旨の通報

本部長（町長）は、事態の推移に応じ自衛隊の災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を四日市地域防災総合事務所長を経由し知事（防災対策部）に連絡する。

第8 撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（町長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（町長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

資料編 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第9 費用の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- 1 宿泊施設に連絡のために設置した電話の設置費及び通話料金
- 2 宿泊のために要した宿泊施設の借上料、光熱水料、入浴料
- 3 活動のため現地で調達した資機材の費用
- 4 その他必要な経費については事前に協議するものとする。

第10 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

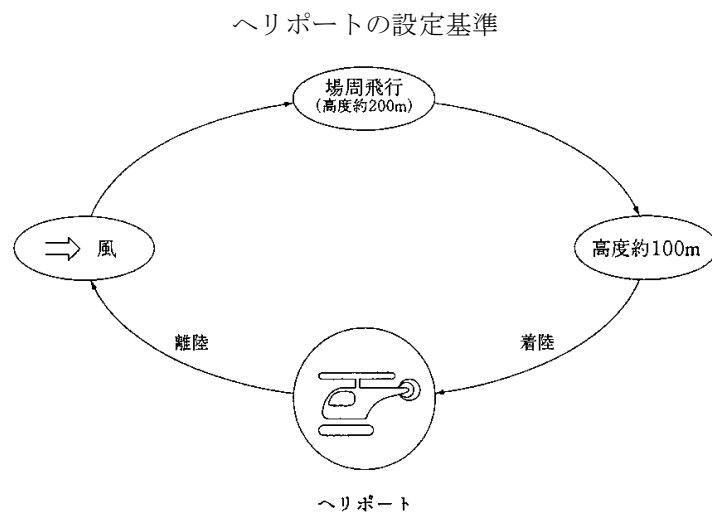
- 1 航空機派遣要請の受入れ準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策部）に連絡を行うこと。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mの㊸印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

2 ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策部）にその概要（略図添付）を報告すること。

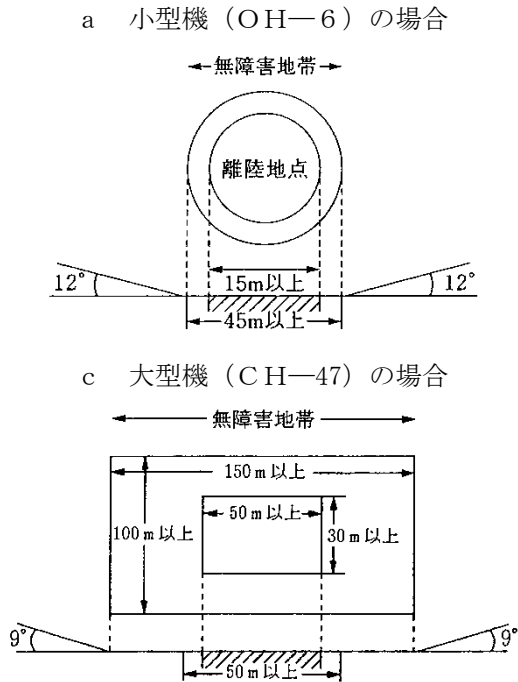
- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合設定に当たっては次の事項に注意すること。



- ア ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- イ 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- ウ 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。また、離着を要する地積は（図1）に示すとおりである。
- エ 風の方角が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図2）
- オ 着陸地点には石灰等を用いて、㊸の記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3）
- カ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

キ 大型車両等が進入できること。

図1 離陸地点及び無障害地帯の基準



b 中型機（UH-1）の場合

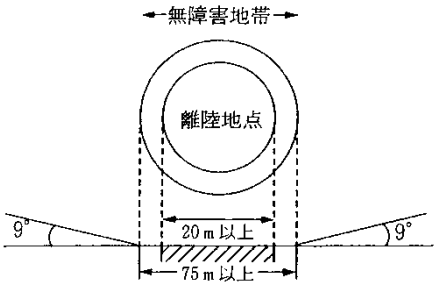
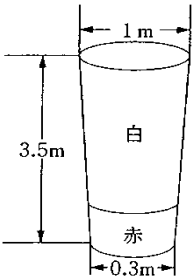


図2 吹流し

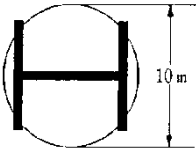


ク 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること。

ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図3 ヘリポート



資料編 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第5節 ボランティアの受入れ体制

住 民 課 健康福祉課

第1 防災目標

発災後の災害応急対策の実施に当たっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、町、町社会福祉協議会、県、ボランティア関係機関及び災害救援ボランティアグループ等と連携して受入体制の整備を図るものとする。

第2 ボランティア受入体制の整備

町は、菰野町災害時受援計画でボランティアの受け入れについて定め、町社会福祉協議会等との相互協力により、「現地災害ボランティアセンター」を保健福祉センターけやき内に設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

1 現地災害ボランティアセンターの機能

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- (2) みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- (3) ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- (4) その他ボランティア活動に関する庶務

2 ボランティア受入れ上の基本指針

- (1) 被害が甚大であるため、町職員のみをもってしては、迅速かつ適切な災害対応が困難であるときは、町の内外を問わず広くボランティアの参加呼びかけを行い、ボランティアを受入れる。
- (2) ボランティアの受入れに伴うコーディネート業務は、町社会福祉協議会を始めとする住民団体及び応援にかけつけた町外ボランティア関係組織が主体となって行うよう要請する。
- (3) 本部長（町長）は、連絡担当者を定めるとともに、必要かつ十分なボランティア活動実施のための拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに万全を期する。
- (4) 一般ボランティアのほか、国、県等を通じて派遣されるものやあらかじめ協定を結ぶ団体、事業所から出動する専門ボランティアの受入れについては、それぞれの部が必要な専門的能力を要する人員の受入れ及び活動の調整を行う。

3 ボランティア受入れ施設

施設名	所在地	電話番号
保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田1281番地	059-391-2211

4 ボランティア活動の内容

町は、ボランティア等に主として、次の活動について協力を依頼する。

- (1) 避難所等の運営
- (2) 被災者に対する炊出し
- (3) 配送拠点での物資の搬入、搬出、仕分け
- (4) 救援物資の配布、配達等
- (5) 高齢者、障がい者等要配慮者の介助
- (6) 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等
- (7) 現地災害ボランティアセンターの運営

5 初動措置

- (1) 町社会福祉協議会等への協力要請
 - ア ボランティア受入れ体制確立の要請
 - イ 町内被害状況に関する情報の提供
 - ウ 町災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
- (2) 町としてのバックアップ体制確立
 - ア ボランティアに関する広報活動

- イ 場所、資機材、設備、活動資金等の提供
- ウ その他要請のあったこと等必要な協力

(3) 連絡責任者、担当者の指定

- ア 町社会福祉協議会等との連絡調整
- イ 町各部、防災関係機関との連絡調整
- ウ 住民対応

(4) 町社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団等の役割

ア 運営体制

保健福祉センター内にボランティア受入れ本部を、また、必要に応じて、各支部設置施設又はその都度、本部が定める施設内にボランティア受入れ各地域支部を置く。受入れ本部及び各地域支部の運営要員はその都度、町社会福祉協議会等の責任者が協議し決める。

イ 受入れ本部組織

ボランティア受入れ本部及び地域支部の構成は、その都度、町社会福祉協議会等の責任者が協議し、以下を目安として決定する。

(ア) 受付班

- a 町内外ボランティアの受付、登録
- b 被災者ニーズ等の把握
- c ボランティア団体の連絡、調整
- d ボランティア派遣計画の作成、調整

(イ) 案内班

- a ボランティア希望者に対する研修、引継等
- b 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
- c ボランティア受入れ本部ニュースの作成、配布
- d その他広報業務に関すること

(ウ) 庶務班

- a 町、防災関係機関との連絡調整
- b 資機材、物資の調達、保管
- c 資金管理、伝票整理その他財務に関すること
- d 食事の提供、睡眠スペースの確保
- e その他本部機能維持業務に関すること。

(エ) 各対策項目班

- a その都度寄せられる需要及び供給状況に応じて、適宜編成する。
- b 各班2～3人ずつのリーダーを目安とする。

第6節 気象予報及び警報等の伝達活動

総務課	消防本部
-----	------

第1 防災目標

気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく警報、注意報及び情報、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）に基づく洪水予報、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく火災気象通報等の情報を防災関係機関相互において迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、被害を最小限度に防止する。

第2 特別警報、警報、注意報の種類と発表の基準

1 特別警報、警報、注意報等

気象業務法に基づき津地方気象台が発表する。

(1) 菰野町における特別警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 菰野町における警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
暴風警報	平均風速 20m/s以上と予想される場合
暴風雪警報	平均風速 20m/s以上と予想され、かつ雪を伴う場合
大雨警報	浸水害 表面雨量指数基準 次の基準以上となることが予想される場合 32
	土砂災害 土壌雨量指数基準 次の基準以上となることが予想される場合 148
大雪警報	降雪の深さ 12時間降雪の深さ20cmを超えると予想される場合
洪水警報	流域雨量指数基準 次の基準以上となることが予想される場合 田光川流域＝12.0 朝明川流域＝21.0 海蔵川流域＝ 5.7 三滝川流域＝14.2
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表期間中に 1時間雨量 120mm以上の雨量をアメダス等で観測した場合、あるいは解析雨量で解析した場合

(3) 菰野町における注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
強風注意報	平均風速 13m/s以上と予想される場合
風雪注意報	平均風速 13m/s以上と予想され、かつ雪を伴う場合
大雨注意報	表面雨量指数基準 次の基準以上となることが予想される場合 14
	土壌雨量指数基準 次の基準以上となることが予想される場合 97
大雪注意報	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cmを超えると予想される場合
濃霧注意報	視程 100m以下になると予想される場合

雷注意報		落雷等により被害が予想される場合
融雪注意報		
乾燥注意報		気象官署の実効湿度60%以下、かつ最小湿度30%以下になると予想される場合
着氷注意報		著しい着氷が予想される場合
着雪注意報		著しい着雪が予想される場合
霜注意報		晩霜期に最低気温3℃以下になると予想される場合
低温注意報		冬期に最低気温-5℃以下になると予想される場合
なだれ注意報		
洪水注意報	流域雨量指数基準	次の基準以上となることが予想される場合 田光川流域＝ 9.6 朝明川流域＝16.8 海蔵川流域＝ 4.6 三滝川流域＝11.3
	複合基準*	海蔵川流域＝ (7, 4.5) *（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※1 発表基準欄に記載した数値は、津地方気象台が過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

※2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り換えられる。

※3 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。

2 水防活動に必要な予報及び警報

津地方気象台が気象及び洪水等について水防活動の利用に適合するために発表する。水防活動用気象注意報、警報は大雨注意報、警報、水防活動用洪水注意報、警報は洪水注意報、警報をもって代える。

3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう津地方気象台と三重県が協議のうえ発表する。

4 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

5 火災警報

4の通報を受けた町長が必要に応じて町内に火災警戒を促すために発令するものである。

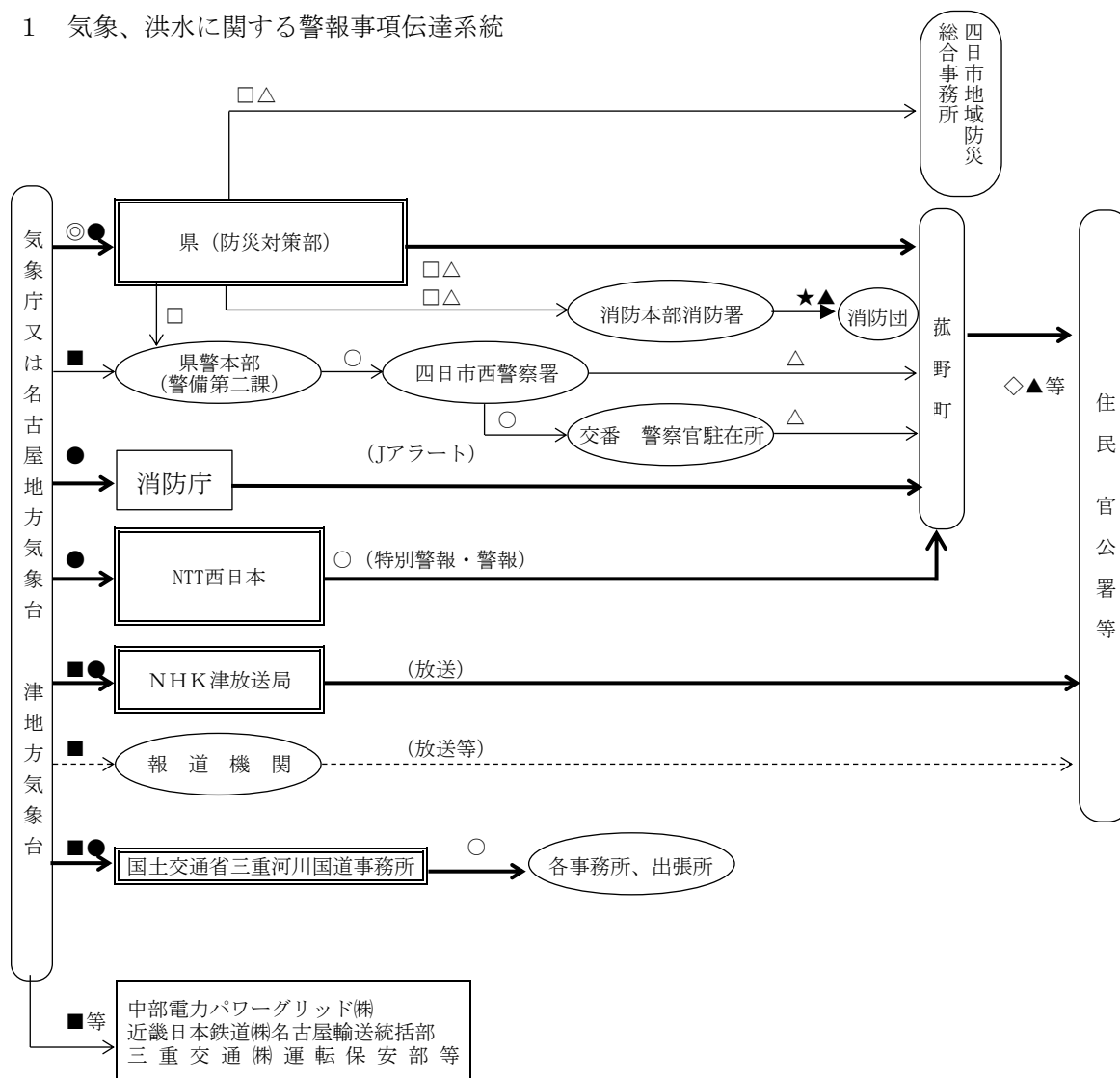
6 気象情報

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方気象台が発表する。

例えば、記録的短時間大雨情報は県下で1時間に120mm以上の雨量をアメダス等で観測した場合又は解析雨量で解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁が発表する。

第3 予報及び警報等の伝達

1 気象、洪水に関する警報事項伝達系統



凡 例	
——	気象業務法第15条等の法令による通知系統
-----	気象業務法第13条等の法令による周知系統
——	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関

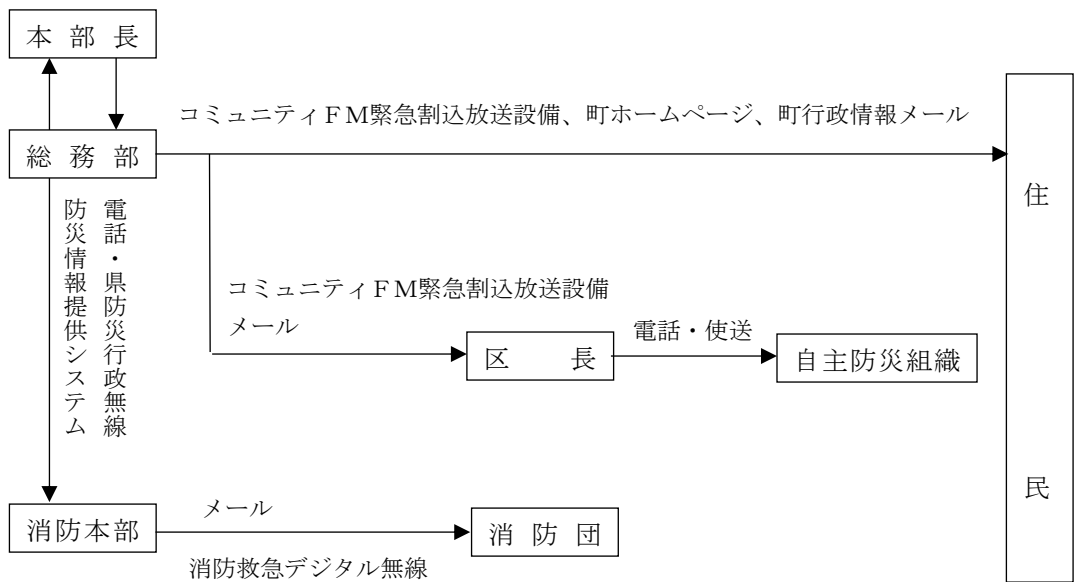
凡 例	
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線（ADESS回線等）
○	専用の電話、専用の電話FAX
△	一般の電話、FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	コミュニティFM緊急割込放送設備
▲	メール
★	消防救急デジタル無線

2 町役場本庁における措置

- (1) 県（防災対策部）、N T T 西日本から通知される警報等は、勤務時間中にあつては総務課が受理し、町長、副町長に報告し、各課等に連絡するものとする。なお、警報発表時はコミュニティFM緊急割込放送設備等で住民等に広報する。
- (2) 勤務時間外での警報発表時においては、宿日直者及び町消防は、総務課防災担当職員に連絡し、同職員が勤務時間中の措置に準じて活動を行うものとする。
- (3) 菰野町タイムラインを策定し、発災前から予測できる風水害である台風に対して、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理し被害を最小限に防止する。

3 住民等への伝達

町は、コミュニティFM緊急割込放送設備、町ホームページ、町行政情報メール等を活用して住民等へ警報等を伝達するものとする。



第7節 被害情報収集、連絡活動

総務課 消防本部
企画情報課

第1 防災目標

災害情報及び被害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。したがって、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに被害状況を収集把握して、本部長に報告し、またこれらに基づき応急対策の指示伝達を実施するものとする。

第2 災害情報の収集

1 災害発生前の警戒時の情報収集

風水害は、気象情報等から事前にある程度予測が可能なことから事前に情報の収集に努める。災害発生直前の警戒時に収集する情報は、次のとおりである。

- (1) 予警報の内容
- (2) 降雨量
- (3) 河川の水位
- (4) 土砂災害の予想される箇所の状況
- (5) 住民の避難状況（避難の必要がある場合）

2 災害発生直後の情報収集

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、災害初期段階での被害情報の収集は不可欠である。そのため、各職員は情報の収集に努める。

発生直後、収集する情報は、次のとおりである。

- (1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (2) 住民の行動、避難の必要性及び避難の状況
- (3) 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- (4) 家屋等建物の倒壊状況
- (5) 堤防、護岸、急傾斜地の状況
- (6) 道路及び交通機関の被害状況
- (7) 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
- (8) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

3 被害調査活動

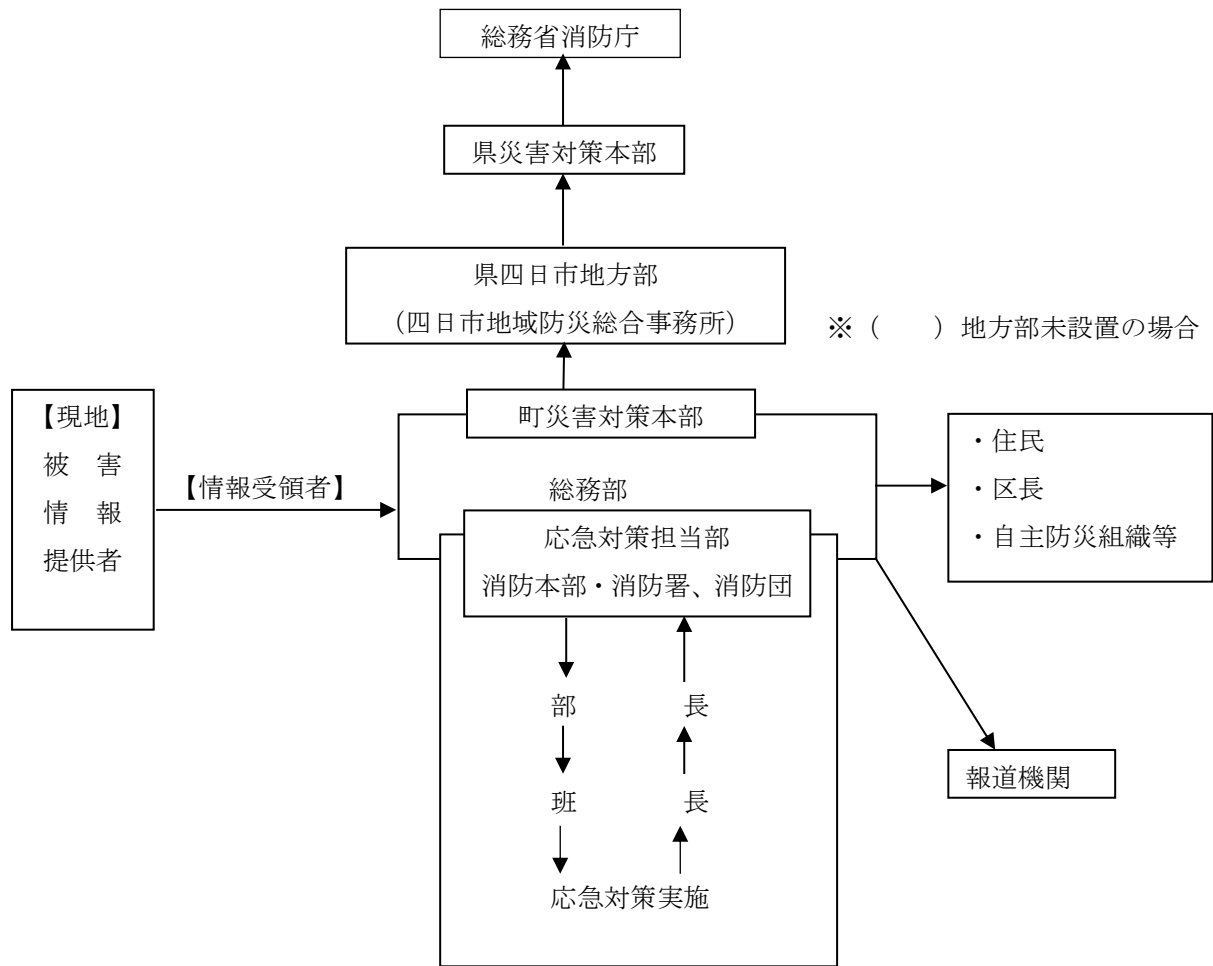
発災直後の情報収集により災害の概況を把握後、さらに具体的な情報を収集するため、各職員により被害調査活動を実施する。

被害調査により収集する情報は、次のとおりである。

- (1) 被害状況
- (2) 避難指示等発令区域又は警戒区域での避難状況
- (3) 避難所の設置状況
- (4) 避難生活の状況
- (5) 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- (6) 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
- (7) 医療機関の開設状況
- (8) 救護所の設置及び活動状況
- (9) 傷病者の収容状況
- (10) 道路及び交通機関の復旧状況
- (11) 避難所等における家庭動物の受入状況

第3 災害情報の伝達

災害時は、情報不足や不的確な情報の錯綜が予測されるため、情報の収集、伝達体制を確立し、確実に応急対策の実施ができるよう的確な情報の伝達を図る。



第4 災害情報に関する調査、収集、報告要領

災害情報及び被害報告は、災害対策業務上きわめて重要なものであり、被害情報受領者又は被害調査担当者は報告要領に従い、あらかじめ定められた情報責任者を通じて災害対策本部に迅速に報告するものとし、災害対策本部は応急対策担当部等へ的確に伝達するものとする。

1 情報責任者の指定

区 分	災害対策本部職名
総 務 部	総務部広報班長
救 援 部	救援部情報責任者
復 旧 部	復旧部情報責任者
消 防 部	消防部指揮班長
現地連絡所	各現地連絡所班長

2 町災害対策本部各部及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
町災害対策本部	各施設を所管する部 (管理者)	ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 イ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ウ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部	ア 農、商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 イ その他関連する施設等の人的、物的、機能的被害の有無 ウ 関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現況 エ 災害危険箇所等の被災の有無、現在の状況
	本部総務部	ア 火災発生状況 イ 避難の必要の有無及びその状況 ウ 主要な道路、橋りょう等の被災状況 エ 救急、救助活動の必要の有無及びその状況 オ 住家の被害その他の物的被害 カ 電気、LPガス、電話、上下水道その他の被害 キ 防災対策基幹施設、事業所、団体等の対策能力の現況 ク 被災地住民の動向及び要望事項 ケ 現地活動実施上の支障要因等の状況 コ その他本部長が必要と認める特命事項
	広報班	参集職員、地区役員、自主防災組織等からの情報収集 ※ 災害発生直後1～2時間においては比較的電話がつながりやすい。また職員の参集のたびに途上の情報も同時にもたらせられる。初期においては、電話、面接等により上記について聴取し地図上に集約し全体像を視覚化する。
	消防部	ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） イ 火災発生状況及び火災による物的被害 ウ 危険物施設の物的被害 エ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 オ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項

第5 概況速報及び災害速報

報告の種類は次のとおりとする。

1 概況速報

- (1) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、資料編に掲げる災害概況速報に基づく内容とし、県四日市地方部（四日市地域防災総合事務所）を経て、県災害対策本部（防災対策部）に報告する。

なお、様式第1号の代替として被害速報送受信票も可とする。

特に、次のア～カに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
イ 町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が近隣市町にもまたがるもので、町における被害は軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

- (2) 通信手段の途絶、輻輳等により県四日市地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで町は直接総務省消防庁へ連絡するものとする。また、火災、災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災、災害等（直接即報基準に該当するもの）については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第1報を県四日市地方部のほか、直接総務省消防庁に対しても報告するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

総務省消防庁（応急対策室）への連絡先は次のとおりである。

○平日 9:30～18:15

NTT回線、メール	※消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 メール fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 7-048-500-90-49013 FAX 0(ゼロ)-p-7-p-048-500-90-49033

※消防防災無線は、県が総務省消防庁（応急対策室）へ連絡の際使用

○上記以外の場合（宿直室）（危機管理センター）

NTT回線、メール	※消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 メール fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	TEL 90-49102 FAX 90-49036	TEL 7-048-500-90-49102 FAX 0(ゼロ)-p-7-p-048-500-90-49036

※消防防災無線は、県が総務省消防庁（応急対策室）へ連絡の際使用

資料編 災害概況速報

2 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び資料編に掲げる災害状況速報に基づく内容とし、町から県四日市地方部（四日市地域防災総合事務所）を経て、県災害対策本部総括部隊総括班（防災対策部災害対策推進課）に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県四日市地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に被害状況調書により住家等被害状況速報を、県四日市地方部（四日市地域総合防災事務所）を経由し

て県災害対策本部総括部隊総括班（防災対策部地域防災推進課）に報告するものとする。

資料編 被害状況速報

3 被害報告

(1) 中間報告

1、2の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目について三重県防災通信ネットワークシステム及び三重県防災情報システム等により県四日市地方部に報告するものとする。

(2) 確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の時期までに報告するものとする。

4 被害報告の内容基準

被害報告の際の用語の解釈は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 被害報告内容基準

第6 県知事への報告

本部で把握した被害状況については、三重県地域防災計画に定めるところにより県四日市地方部を経て県知事あてに報告するものとする。

第7 異常現象発見時の通報

災害対策基本法第54条により、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。

2 警察官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報するものとする。

3 町長の通報

上記1及び2によって、「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

(1) 気象官署

(2) 県

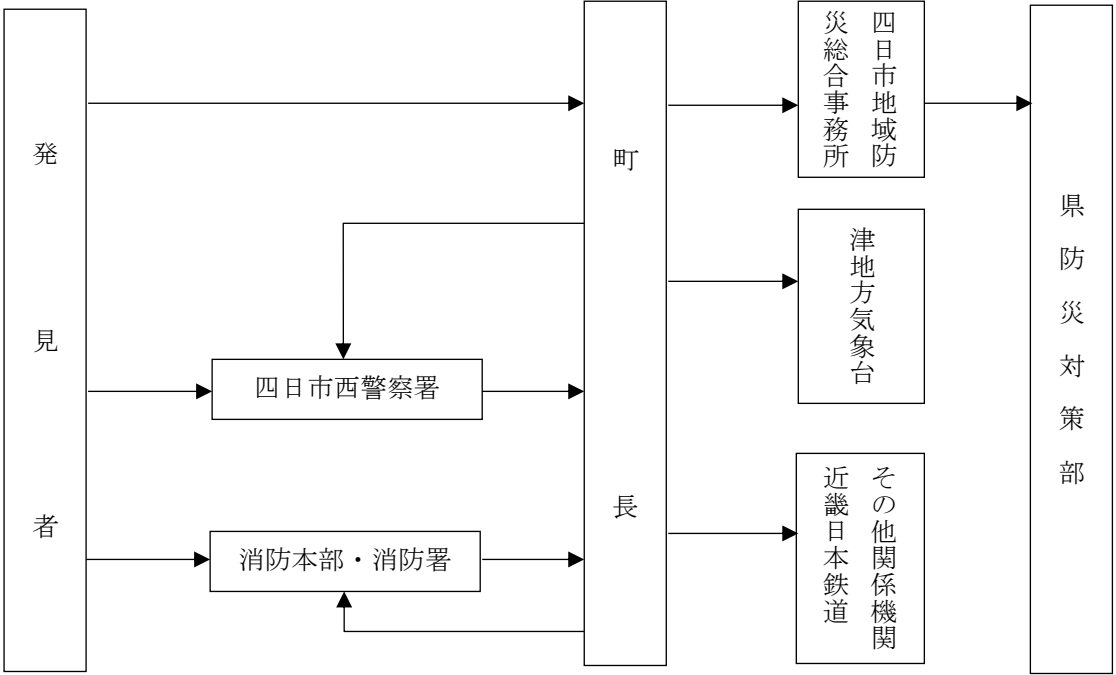
(3) 警察

(4) その他の関係機関

なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

気 象	水 象	地 象
○突風 ○竜巻 ○激しい雷	○河川等の異常な水位上昇 ○異常な湧水 ○洪水	○地割れ（亀裂） ○地すべり（土塊の移動） ○がけ崩れ、山崩れ ○地表面の沈下、隆起

＜異常現象発見時の「町」を経由する通報の流れ＞



第8 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第8節 通信運用計画

総務課 消防本部

第1 防災目標

災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信の確保に努める。

第2 通信の方法

1 電話による通話

(1) 非常通話、緊急通話

ア 非常通話

天災事変その他非常事態が発生又は発生のおそれがある場合に、救援、交通、通信、電力の確保など必要な事項を内容とする通話は、すべての手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、救援、復旧等を内容とする緊急通話は、非常電話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 災害時優先電話

災害時において、通話が規制された場合でも、あらかじめ登録された災害時優先電話については、優先的に発信することができる。

資料編 災害時優先電話設置状況

2 電報による通信

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、「115 番」にダイヤルしてオペレータに告げる。(※22時以降一翌朝8時までは、0120-000115で受付)

(1) 非常扱いの電報

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する内容の電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

3 町防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、町防災行政無線（移動系）を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

4 県防災通信ネットワークによる通信

災害時において町、県、地方部等各防災関係機関は、相互に県防災通信ネットワークを利用して広く正確な情報交換を行う。

5 インターネット通信の利用

迅速かつ正確な情報伝達のため、インターネットによる通報を行う。

第3 その他の通信手段の活用

災害時において町が管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、次のとおりその他の通信手段をもって通信を確保する。

1 警察電話、警察無線、電話及び警察電報による通信

警察機関を通じて通報するものとするが、この場合、あらかじめ署長に対し、使用する通信設備、通信理由、通信の内容、発受信者等を申し出て、その承認を得たうえで使用する。

2 消防救急デジタル無線による通信

消防部を通じて行う。

3 非常通信による通信

三重県地域防災計画の定めるところにより非常通信協議会の無線通信を利用して行う。

4 衛星携帯電話等による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するため町が設置している衛星携帯電話及び衛星ブロードバンドを利用して通信を行う。

5 通信が途絶したときの対応

(1) 公共の無線局、アマチュア等の無線局等を活用し非常通信を行う。

(2) 町職員、住民等によるボランティア協力により、伝令、情報ボランティアの派遣を行う。

(3) 次の機関を利用した迂回連絡ルートにより、迂回連絡して行う。

ア 非被災地にある協定締結市町村

イ その他本部長がその都度定める機関

6 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を、知事を通じて放送局へ依頼することができる。

ただし、やむを得ない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

第9節 避難対策活動

総務課	税務課
健康福祉課	子ども家庭課
教育課	コミュニティ振興課
消防本部	

第1 防災目標

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のため立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。

第2 自主避難の指導及び住民による自主避難

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

町は、警報等の発表をコミュニティFM緊急割込放送設備等で広報し、住民に周知する。住民は、災害が発生するおそれがあると認めたときは、区、自主防災組織等と協力連携して要配慮者を伴い避難場所等に自主的に避難する。局地的大雨など急に災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っていると判断したときは、近隣住民が助け合い緊急避難する。

第3 広域避難の受入、要請

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、他市町の応援を受けなければ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に三泗地区で締結した協定に基づき市町の枠を越えて住民を避難させる。また、他市町から避難者の受入要請があった場合、受入れるよう努める。

第4 避難指示等の発令

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難指示等を発令する。また、必要により県に対し、支援の要請をする。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町が避難指示等を発令できないときは、県等が避難指示等を発令することができる。この場合、速やかに町に対しその旨を通知する。

1 避難指示等の発令基準

基準については、第2章第10節「避難対策計画」に定めるとおりであるが、「切迫した状況」の具体的事象は次のとおりである。

(1) 洪水のおそれがあるとき。

- (2) 土砂災害のおそれがあるとき。
 (3) 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。

2 実施責任者

避難指示等の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。なお、避難指示等につき、本部長不在の場合には副本部長及び関係職員が避難指示等を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができるものとする。

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法	報 告 先
町 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項	知 事
知 事	災 害 全 般	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第60条第6項	
警 察 官	災 害 全 般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条	町 長
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条	公 安 委 員 会
知事、その命を受けた職員又は町長	洪 水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	警察署長（町長が指示したとき）
知事、その命を受けた職員	地 す べ り	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条	警 察 署 長
自 衛 官	災 害 全 般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条	

3 避難指示等の発令

避難指示等の発令は、次の状況において行うものとする。

(1) (警戒レベル3) 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（※）が危険な場所から避難するべき状況

※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

(2) (警戒レベル4) 避難指示

災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況

(3) (警戒レベル5) 緊急安全確保

(状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。)居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況

4 避難指示等の伝達内容

避難指示等の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

5 避難指示等の伝達方法

本部長は、避難指示等を発令、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して、次の手段その他実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

- (1) コミュニティFM緊急割込放送設備による放送
- (2) 町ホームページ、緊急速報メール、町行政情報メールによる広報
- (3) ケーブルテレビ局等による放送
- (4) 消防車、広報車による広報
- (5) 町職員、消防団員等による巡回

6 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示し、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

7 防災関係機関への連絡

本部長（町長）が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたときは、次の要領により関係機関等へ連絡する。

(1) 施設の管理者への連絡

町内の避難所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に指示の内容を伝え協力を求める。

(3) 近隣市町への連絡

総務部は、町内の災害の様相が深刻で、地域住民が避難のため近隣市町内の施設をやむを得ず利用せざるを得ない状況が想定されるときは、近隣市町に協力を要請する可能性があることを連絡する。

8 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

第5 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠
町 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知 事	災 害 全 般	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警 察 官	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自 衛 官	災 害 全 般	同上の場合において町長又はその委任を受けた町の職員、警察官が、その場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災 害 全 般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第14条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があつたときは、警戒区域を設定できる。

2 警戒区域の設定が必要とされる場合

(1) 土砂災害危険地域

- ア 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等
- イ 土石流危険渓流
- ウ 地すべり防止地域
- エ 山地災害危険地区
- オ その他責任担当部長が必要と認める箇所

(2) 倒壊危険のある大規模建物周辺地域

(3) 事業所、施設等の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

(4) 事業所、施設等の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

(5) 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域

(6) その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

資料編 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
 土石流危険渓流一覧
 山崩れ、がけ崩れ注意箇所一覧
 土砂災害警戒区域等一覧

3 火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生した場合人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定めるもの以外の者に対してその区域からの退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。

第6 避難方法

1 避難の誘導を行う者

(1) 危険地域における誘導

洪水等により著しく危険が切迫しているとき又は大規模地震等による広域的な延焼火災発生のため、避難指示等が本部長より発令された場合において、救援部は、あらかじめ指定する避難施設及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の町職員を派遣する。派遣された職員は、本部長からの指示、情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、こども園、事業所、大規模な店舗その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、幼稚園、保育園、こども園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、救援部を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

2 避難の順序

救援部は、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援に努めるものとし、避難立退きの誘導に当たっては、要配慮者を優先して行う。

また、要配慮者の情報把握については、町社会福祉協議会、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

3 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

4 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県四日市地方部に避難者移送の要請をするものとする。また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

5 避難誘導時の留意事項

(1) 火気、危険物等の始末

避難に先立ち、必ず火気、危険物等の始末を完全にする。特に会社、工場にあっては油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるものとする。

(2) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。なお、自動車による

避難及び家財の持出し等は中止させる。

(3) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおむね次のようなことを目安とする。

ア 交差点や橋りょう等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。

イ 避難経路は、本部長又は責任担当部長から特に指示がないときは、通学路を目安として避難の誘導にあたる者が指定する。

なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

ウ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、責任担当部長を経由し、復旧部長に対して、避難道路の啓開等を要請する。

6 避難の完了報告

避難の誘導にあたった町職員は、安全な地域、施設への避難を完了させたのち、完了報告を本部長へ速やかに行う。

第7 避難所の開設及び運営

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に收容し、保護するため、避難所を開設するものとする。また、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の收容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

1 收容者

避難所に收容する者は、次のとおりとする。

- (1) 住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に收容する必要がある者
- (2) 現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者で、一時的に避難所に收容する必要がある者

2 設置の方法

(1) 避難所の設置

ア 町は、前記のものを一時的に收容するため、関係機関と協力して予め指定する施設を避難所として開設する。この際、高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者に対しては、優先的に收容できるよう配慮するものとする。

また、福祉避難所の早期開設に努め、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保健施設や医療機関等に入所、入院するに至らない程度の在宅の要配慮者については、福祉避難所への收容について配慮する。

加えて、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れる。

イ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に收容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

住民が町長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁故者等の住家に集まって避難所としても認めることはできない。

ウ 避難所を開設した場合には、避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品、

避難に関わる情報を提供する。また、町施設等において設置した収容避難所へ職員の派遣を行うものとする。

資料編 緊急避難所及び指定避難所一覧

(2) 避難所が不足する場合の措置

ア 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、近隣市町長に住民の収容を委託し、あるいは近隣市町の建物又は土地を借り上げるほか、旅館やホテル等を借り上げるなどして避難所を設置する。

イ なお避難所が不足する場合には、県、関係機関、団体、事業所等の協力を得て、一時収容避難が可能な施設の確保、旅館やホテル等の借り上げ、野外受入れ施設（テント等）の確保、調達等により対応する。

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告するものとする。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

4 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

(1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町村に対し協力を求めるものとする。

(2) 男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握に努めることとする。

(3) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮することとする。

(4) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(5) 高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の配備等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

(6) ペット同行の避難者に対しては、被災者支援等の観点からペットの管理場所を指定し、持参したケージやキャリーバックに収容し、給餌や排泄物の始末等、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

(8) 獣医師会三四支部に対し獣医師の派遣等の支援を要請し、避難所において飼い主への助言、適正飼育の指導等を行う。

(9) 避難生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄、プライバシー確保のための空間や入浴施設、医師又は看護師等の派遣及び巡回体制、暑さ、寒さ対策、ごみ処理やトイレ使用のルール化等について対応に努める。

5 開設の期間

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。
- (2) 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。
- (3) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

6 費用の限度

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、災害救助法施行細則のとおりとする。

資料編 災害救助法施行細則

7 要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

- (1) 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- (2) 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

第8 避難所外避難者

避難所外避難者については、情報収集して、必要な生活関連物資の配布、情報の提供、福祉医療サービスの提供、その他生活環境整備に努める。

- (1) 避難所外避難者の把握のため、区、自主防災組織、民生委員児童委員等と連携し情報収集を行う。
- (2) 把握した避難所外避難者への情報伝達や食料、物資の提供等の支援は地区供給拠点等において実施する。
- (3) 災害により孤立している世帯や被害状況が把握できていない者がいる場合、区、自主防災組織、民生委員児童委員等と連携し訪問等により状況把握に努める。

第9 学校等における避難

保育園、幼稚園、こども園及び学校における園児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の集団避難については、避難計画に基づき慎重にして安全に避難するものとする。

1 実施責任者

実施責任者は、小中学校は校長、保育園、幼稚園及びこども園は園長とする。

2 避難方法

- (1) 実施責任者は、状況判断のうえ、保育園、幼稚園、こども園及び小中学校の避難計画に基づき実施する。
- (2) 実施責任者は、児童等を安全な地域、施設への避難を完了させた後、本部長に完了報告を速やかに行う。
- (3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

第10節 林野火災応急対策計画

総務課	観光産業課
消防本部	

第1 防災目標

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

第2 相互応援協定による応援要請

火災現場の状況により、他市町村、関係機関及び付近の一般住民の協力を要請するものとし、他市町の応援要請の場合の基準、手続等は三重県内消防相互応援協定の定めるところによる。

第3 自衛隊の災害派遣要請

林野火災の延焼が甚だしく、消防隊及び関係機関並びに付近住民の協力を得ても防ぎょ困難な場合は、町長から知事に自衛隊派遣の要請を依頼するものとし、要請の手続等は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第4 現地合同指揮所の設置

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消火活動が実施できるように現地合同指揮所を設置し、状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保するものとする。

第5 住民の安全対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を期するものとする。

- 1 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認に努め、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導するものとする。
- 2 林野内の住家又は山麓周辺の集落等に延焼拡大のおそれがあるときは、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防ぎょに適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防ぎょにあたるものとする。
- 3 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれがある場合、住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があるとき、町長は、当該住民の避難を指示するものとし、避難の方法は、避難計画によるものとする。

第6 空中消火活動

1 実施

林野火災の規模、状況により必要に応じ空中消火活動を行う。空中消火活動に当たり次の措置を講じるものとする。

- (1) 災害情報の報告
- (2) 空中消火基地の選定
- (3) 火災現場付近の状況の把握
- (4) 資機材の確保
- (5) 輸送手段の確立

2 県への報告

町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（防災対策部）に報告する。報告事項は、次のとおりである。

- (1) 林野火災の場所
- (2) 林野火災焼失（損）面積
- (3) 災害派遣を要請した市町村名
- (4) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (5) 散水回数（機種別）
- (6) 散水効果
- (7) 地上支援の概要
- (8) その他必要事項

第11節 消防救急活動

消防本部

第1 防災目標

災害が発生した場合には、建物等の損壊を始め、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため町消防は、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、的確な救急救助活動など、住民の生命、身体を優先した消防活動の効果的運用を図り、消防体制の万全を期す。

第2 指揮本部の設置

災害発生、発生のおそれのある場合又は必要と認めたときは、町消防に消防災害対策本部（指揮本部）を設置し、火災の発生状況、道路の損壊状況その他災害時消防活動上必要な情報収集、他部、関係機関との連絡、調整を行い、初期消火及び延焼防止のための活動の統括を行う。

第3 火災警報の発表

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは、その都度、情報配信システム、拡声装置付自動車等を通じて全住民に報知するほか、火災予防上必要な措置をとる。

第4 消火活動

消防力の総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

第5 火災発生時の避難計画

火災発生時における避難については、本章第9節「避難対策活動」に定める方法による。

第6 応援の要請

大規模火災等で、延焼阻止の見込みが立たない場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。「三重県内消防相互応援協定」の応援のみでは対応ができないほどの大規模な災害の場合は、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

資料編 三重県内消防相互応援協定

第7 災害時における救急業務対策

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、町内の医療機関及び運輸業者等の協力を求めて止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

町のみでは救急業務が不可能な場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき応援を要請するものとする。

第8 消防団の活動

消防団は、町消防及び自主防災組織（婦人消防隊、自警団）と連携し、消防救急活動に当たる。

第12節 救助活動

消 防 本 部	総 務 課
---------	-------

第1 防災目標

災害が発生した場合、迅速に救助活動を行う。また、周辺住民や自主防災組織等は、可能な限り早期に救助活動に参加する。

第2 実施責任者

実施責任者は町長とする。ただし、町では対処できないときは、町長は、他市町村又は県に要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第3 救出の対象者

被災者の救出は、次に掲げる、生命、身体が危険な状態にある者を対象とする。

- 1 火災時に火中にとり残された場合
- 2 倒壊家屋の下敷になった場合
- 3 孤立した地点にとり残された場合
- 4 鉄道又は自動車の大事故が発生した場合

第4 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

救出作業は、町消防を中心に行い、必要に応じて住民の協力を得るものとする。

第5 防災関係機関等の要請

町消防及び消防団のみでは救出が困難な事態の場合は、県、四日市西警察署及び他市町に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣を知事に要請要求するものとする。なお、県、他市町に対する応援要請は、「三重県内消防相互応援協定」に基づくものである。

- 1 協力日時
- 2 集合場所
- 3 協力人員
- 4 搜索範囲
- 5 搜索予定期間
- 6 携行品
- 7 その他必要となる事項

資料編 三重県内消防相互応援協定

第6 警察との連絡

被災者の救出に当たっては、特に四日市西警察署に連絡し協力を要請するとともに、町、町消防、消防団及び四日市西警察署は、常に緊密な連携をとるものとする。

第7 資機材の調達

応援を要請した場合、救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、必要に応じ町は、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

第8 住民への協力要請

町は、地元住民や自主防災組織等に対し、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に協力するよう呼びかける。

第9 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注) 「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については「遺体捜索」として行う。

2 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間が延長される。

資料編 災害救助法施行細則

第13節 水防活動に関する計画

総務課	消防本部
都市整備課	観光産業課

第1 防災目標

洪水による水災を警戒、防ぎよ及び被害を軽減する。

第2 消防部、本部総務部及び復旧部の活動

1 消防部の水防体制

(1) 水防隊の編成

水防配備指令が発令された場合、町消防及び消防団においては、町消防に消防署長を長とし署水防隊を、また消防団に消防団長を長とし団水防隊をそれぞれ編成する。

(2) 署水防隊及び団水防隊の出動

次の場合、本部長の指示により、署水防隊長及び団水防隊長は、あらかじめ定める計画に従

い、各署員及び団員を警戒配置につかせるものとする。

ア 河川の水位が警戒水位に達したとき。

イ 降雨状況によりため池の危険が切迫したとき。

2 本部総務部及び消防部の活動

本部総務部（本部設置前は、総務課）は、各種予報、警報の伝達、町消防との連絡調整及び各部の水防活動への支援業務のとりまとめ調整及び各部の水防活動への支援業務のとりまとめ、水防資機材等の点検、輸送等を行う。また、河川管理施設及びため池等農業関連施設の被害状況を把握する。消防部は危険箇所の監視、警戒に関する指導を行う。

3 河川管理施設等の応急措置

復旧部は、洪水等により河川及び内排水路の堤防、護岸その他の河川管理施設、農業用施設等が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急、復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

- (1) 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、河道閉塞箇所におけるガレキ等の除去、堤防、ため池崩壊法面のクラック等に雨水の浸透による増大を防ぐためのビニールシート張等必要な措置を実施する。
- (2) 水門等に被害を生じた場合は、必要に応じて、土のう、矢板等により応急的な締切を行うとともに、速やかに県に報告し応援を求め、これにより必要に応じて排水作業を継続し内水による被害拡大防止のための体制を確保する。

施設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。

第3 その他必要な事項

その他必要な事項については、菰野町水防計画及び菰野町警防規程による。

資料編 菰野町水防計画

第14節 医療、救護活動

健康福祉課 子ども家庭課

第1 防災目標

災害により医療の機能が不足し、又は医療機構が混乱した場合には、被災者に対し応急的に医療、助産を施し、もって人身の保全を図るものとする。

また、発災後は広域災害救急医療情報システム（EMIS）を随時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど傷病者へ適切に対処する。

第2 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、町長が行うものとする。ただし、町で対応できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行うものとする。

第3 医療、助産対策

1 医療救護班の編成

災害が発生した場合は、被災地における医療、助産を確保するため、菰野厚生病院その他町内医療機関及び四日市医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、必要に応じて出動するものとする。

医療救護班は、医師、看護師又は保健師、事務職員等で編成する。

資料編 医療機関一覧

医療救護班の編成基準

医 師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員等	1～2名

※ 災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また専門分野（医師、助産師、薬剤師等）を加えることとする。

2 実施方法

(1) 医療救護班の派遣による方法

被災地の現地において、医療の必要があるときは、町長は、それぞれ必要な医療救護班を派遣して行う。

なお、この場合医療救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施するものとし、あらかじめ施設所有者（管理者）と協議を行っておく。

(2) 医療機関による方法

実施責任者は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

また、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等については、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとするが、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

(3) 救護所の設置

救援部は、災害時の医療救護対策を実施するに当たり必要に応じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護協会等の協力を得て、次の施設において応急救護所を設置する。

小中学校における救護所設置場所は、原則保健室及び1階その他の教室等をもってこれに充てることとする。

なお、救護所を設置したときは、その目標識等により周知する。

救護所設置予定施設	所在地	電話番号
菰野小学校	菰野町大字菰野1490	059-393-2006
菰野中学校	菰野町大字菰野1192	059-393-2122
鶯川原小学校	菰野町大字大強原913	059-393-2118
竹永小学校	菰野町大字竹成2593-5	059-396-0009

朝上小学校	菰野町大字田光66	059-396-0004
千種小学校	菰野町大字千草3861	059-394-2590

(4) 傷病者の搬送

町消防は、救急自動車により傷病者を医療機関等に搬送する。また、必要により町有車両、タクシー等による搬送を行う。

ただし、緊急を要し、他に適切な手段がない場合は、県四日市地方部に防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するものとする。

(5) 巡回診療

避難所において検診等医療を必要とする場合は、県四日市地方部、日本赤十字社三重県支部等の協力を得て、巡回診療を行うものとする。

3 応援の要請

町長は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県四日市地方部に医療救護班の派遣要請を行い実施する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防応援隊の応援出動を要請する。

4 医薬品等資材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局等から調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合は、県四日市地方部（医療保健部）に次の事項を明示し、要請する。

(1) 品目別必要数量

(2) 必要日時

(3) 運搬方法について

(4) 集積場所

第4 災害救助法が適用された場合

1 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施するものとする。

(1) 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者

2 医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、おおむね次のとおりとする。

(1) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 期間

ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長することができる。

イ 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長することができる。

3 費用の支弁

(1) 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(2) 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

(3) 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額又は災害対策基本法の規定に準じた額とする。

(4) 費用の支弁区分

ア 町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

イ 県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

ウ 会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

資料編 災害救助法施行細則

第15節 交通応急対策

総務課 都市整備課

第1 防災目標

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領

について定める。

第2 交通規制の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急交通路を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行う。

1 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

2 災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に基づき指定された緊急交通路及びう回路を指定して、必要な交通規制を実施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限若しくはう回路における整理誘導を行う。

3 道路交通法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、前記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

4 その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察官においても、現場における危険防止のための交通規制を実施する。

5 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及びう回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

第3 路上放置車両等に対する措置

1 警察官の措置

災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあるとき、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいなかったため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。この場合において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

2 消防吏員の措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいなかった場合に限り、前記1で警察官のとした措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとした措置については、直ちに四日市西警察署長に通知しなければならない。

3 災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいな

い場合に限り、前記1で警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに四日市西警察署長に通知しなければならない。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令できる。また、運転手がない場合等は、自ら車両の移動等を行える。

第4 道路の応急復旧等

1 道路、橋りょう等の応急措置

(1) 復旧部は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、二次災害を防止する見地から通行止め等の措置を講じるとともに、当該道路が緊急輸送路又は住民生活の確保に必要な道路など、主要な道路から道路補強、崩壊土の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

(2) 緊急輸送路などの主要な道路で応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

(1) 災害時に道路、橋りょう等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況を調査するため、各部より道路交通調査隊を編成し、調査するものとする。

(3) 道路交通調査隊は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。

(4) 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第16節 緊急輸送活動

総務課	都市整備課
税務課	

第1 防災目標

災害の発生により、家屋の倒壊及び火災等が広域な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第2 実施責任者

災害時における輸送は、本部長の指示により災害応急対策を行う各部各班が行う。ただし、配車等総合調整は総務部が行う。

また、町で対処できないときは、県四日市地方部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定等に基づく市町村の応援を求めるとともに、生活必需品等の搬入搬出、保管、配送等について民間事業者、協定締結事業者等に協力を求めるものとする。

第3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- 2 ヘリコプター等による輸送
- 3 賃金職員等による輸送

第4 輸送の対象

- 1 第1段階（発災後3日）
 - （1）救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - （2）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - （3）災害対策、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
 - （4）後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - （5）緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資
- 2 第2段階（発災後1週間）
 - （1）第1段階の続行
 - （2）食料、水等生命の維持に必要な物資
 - （3）被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
 - （4）輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
- 3 第3段階（避難所開設期間）
 - （1）第2段階の続行
 - （2）災害復旧に要する人員及び物資
 - （3）生活必需品

第5 輸送車両等の確保

- 1 車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

 - （1）町災害対策本部所有の車両等
 - （2）公共的団体の車両等
 - （3）自動車運送事業用車両等
 - （4）その他の自家用車両等
- 2 輸送力の確保
 - （1）町有車両による輸送

ア 町災害対策本部各部は、予めそれぞれの部で保有する自動車等の数及び種類を掌握し、部

内での輸送計画を立てておくものとする。

イ 各部内の自動車等で輸送力の確保ができないときは、次の輸送条件を明示して、総務部に町有一括管理車両等の確保を要請するものとする。

(ア) 輸送区間又は借上期間

(イ) 輸送量又は車両の台数等

(ウ) 集合の場所及び日時

(エ) その他の条件

(2) 自動車運送事業用車両等による輸送

町災害対策本部車両が不足する場合は、管理自動車運送事業用車両の借上等を努めるものとする。また、支援物資の受入及び配送等に関する協定締結事業者等に対して輸送の協力を要請する。

(3) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、総務部庶務班は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により本章第4節「自衛隊派遣要請計画」に基づき、自衛隊の応援を要請するものとする。

(4) 賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送を図るものとする。

(5) 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、災害対策基本法第71条に基づく従事命令を執行して確保するものとする。

従事命令の方法は、次の者に対して行うものとする。

ア 鉄道事業者及びその従事者

イ 自動車運送事業者及びその従事者

第6 緊急輸送ネットワーク

県では、緊急輸送道路等を指定し、陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図っている。

本町においては、資料編に掲げる道路が緊急輸送道路として指定されており、災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう道路管理者にて整備を推進している。町では、町庁舎、消防本部・消防署、収容避難所、広域的地区物資供給拠点、緊急時給水拠点等の活動拠点を結ぶ道路が町緊急輸送道路として指定されている。

資料編 緊急輸送道路（菰野町関係分）

第7 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要として災害対策基本法施行令第32条の2で定められた車両をいう。

2 確認手続等

(1) 事前届出済車両の場合

緊急通行車両として、事前届出済証を受けている車両に関しては、総務部が一括して、警察署において、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

なお、緊急を要するものについては、事前届出済証を携行させ、災害時に設置される検問所において、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けさせることができる。

(2) 事前届出のない車両の場合

町において使用する車両のうち事前届出のない車両の確認手続に関しては、上記総務部が警察署に対し所定の書類をもって申請する。

資料編 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第8 燃料の確保

町災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。なお、調達については、災害時における物資供給の協力に関する協定締結事業者に要請するとともに、三重県と三重県石油商業組合との協定及び三重県市町災害時応援協定に基づき県四日市地方部を通じて県に要請するものとする。

第9 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

1 範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の捜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編 災害救助法施行細則

第17節 県防災ヘリコプター活用計画

総務課

第1 防災目標

町域内において、災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

第2 対策

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理規定」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

2 防災ヘリコプターの応援要請

町長は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するときは、知事に対し応援を要請するものとする。

ア 災害が、隣接する市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 町消防、消防団等町の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事（防災対策部）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請要求連絡先

防災対策部消防・保安課 防災航空班	T E L 059-235-2558（緊急専用回線）
	F A X 059-235-2557

資料編 防災ヘリコプター緊急運行要請書

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

(2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

(4) 被災者等の救出

(5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

(6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動

(7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

4 要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行うものとする。

(1) 町の連絡責任者の決定

(2) ヘリポートの確保

(3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

5 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の目安

大規模災害が発生した場合又は道路、橋りょうの損壊、交通渋滞の発生によりヘリコプターによる輸送が必要と認める場合、総務部は、あらかじめ定める臨時ヘリポート開設予定地について、被害状況等の把握及び開設、運営のために必要な措置を講ずる。

(2) 開設の方法及び県への通知

臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、直ちに県（県四日市地方部又は県災害対策本部）にそれぞれ開設の有無を報告する

資料編 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第18節 危険物等災害応急対策

総務課 消防本部

第1 防災目標

危険物施設、ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質取扱い施設や使用施設等の事故等により災害が発生した場合には、被害の拡大を防止するため直ちに応急措置を講ずるものとする。

第2 施設責任者のとるべき措置

1 石油类等危険物

(1) 発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに、町消防、四日市西警察署等へ直ちに通報する。

(2) 容器等が危険な状態になったときは、直ちに容器等は安全な場所に移動する。

(3) 緊急対応措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量と保有位置等について報告する。

資料編 危険物施設現況

2 高圧ガス

- (1) 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる等の安全措置を講ずるとともに、町消防、四日市西警察署等関係機関へ直ちに通報する。
- (2) 充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。
- (3) (1)、(2)の措置を講ずることができないときは、従業者及び必要に応じて付近の住民に退避、避難するよう警告する。
- (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量と保有位置等について報告する。

3 毒物、劇物

- (1) 発火源の除去、毒物及び劇物の安全な場所への移動、漏出防止、除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、町消防、四日市西警察署、桑名保健所等関係機関へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講ずることができないとき又は必要があると認めるときは、従業者及び付近の住民に退避、避難するよう警告する。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の毒物、劇物の保有量及び保有位置等について報告する。

4 火薬類

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は、速やかに移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては入口等を目張等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
- (4) その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、町消防、四日市西警察署等関係機関へ直ちに通報する。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量と保有位置等について報告する。

5 放射性物質

- (1) 放射性同位元素の安全な場所への搬出並びに放射線障害発生の防止措置及び汚染区域の設定を行うとともに、町消防、四日市西警察署等関係機関へ直ちに通報する。
- (2) 必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

第3 消防部の役割

1 石油类等関係施設保安応急対策

(1) 防ぎょ活動

- ア 現場到着と同時に、危険物の位置、類、品名、数量、燃焼状況を迅速に判断し、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期する。
- イ 危険物に対する消火は、類別等に適応する消火に留意し、消火薬剤等の緊急手配を考慮して計画的消火活動に努める。
- ウ 有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着し、風向、風速発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。

エ 注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、粉末消火、不活性ガス消火設備等、又は乾燥砂を用いる。

オ 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止、冷却注水を重点的に実施する。

カ 爆発による危険防止に留意し、輻射熱による火傷を防ぐ。

キ 爆発、飛散による飛火警戒に留意する。

ク 防油堤、配管結合部からの油脂類の流出を土砂築堤等によって防止する。

ケ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し、防ぎよする。

コ 建物自体が燃焼し、又は未燃焼物に延焼危険がある場合の防ぎよ活動は、一般火災に準じる。

(2) 消防部隊の運用

ア 部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して化学消火を図る。

イ 消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域及び火災警戒区域の設定等の要員の手配、部隊の増強手配、搬送増強等を図る。

2 高圧ガス、液化ガス、毒劇物等関係施設保安応急対策

(1) 防ぎよ活動

ア 高圧ガスの中でも塩素ガス等の有毒ガス関係施設の火災現場においては、ガスの濃度、風向、風速に留意して人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図らなければならない。

イ 消防隊は、現場到着と同時に関係者と連絡をとり、実態の把握に努め有毒ガスの発生する現場においては、空気呼吸器、防毒マスク、防護衣等の有効活用を図る。

ウ 充填所、製造所等の大規模火災に際しては、災害現場に指揮本部を設置し、統制ある防ぎよ活動を行う。

エ 火災現場の状況により、未燃容器の移動搬出が可能な場合は、未燃容器を安全な場所に移し、延焼阻止を主眼として、冷却注水を行う。

オ 液化ガスは、空気より比重が重く、低く流れて拡大し、地表に停滞し、空気と混合して爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、現場到着の各隊は、到着方面のガスの流動範囲の把握を最優先とし、隣接各隊は相互に緊密な連絡をとり外周より警戒区域を設定し、爆発あるいは燃焼危険から住民や隊員の危害防止と安全を確保する。また、建物への延焼防止、貯蔵タンク、タンクローリー、大型ボンベその他の爆発防止、未燃ガスの希釈拡散等に努めるものとする。

カ 毒劇物の貯蔵、取扱施設における火災防ぎよに際しては、専門家の立会を求め、数量、種類、危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を図るものとする。なお、その他については、高圧ガス、液化ガスの防ぎよ活動に準じて行うものとする。

キ 有毒ガスが発生し、又は発生するおそれがあるときは、コミュニティFM緊急割込放送設備、及び消防車、救急車、広報車等の拡声装置を活用し、周辺地区の住民に広報を行い、危害予防を図る。

(2) 救急活動

ア 炎上火災にあつては、消防隊、救急隊及び救助隊を出動させ、要救助者を検索、救出して救急医療機関に直ちに搬送する。

イ 要救助者が多数発生した場合には、救急部隊を増強する。

3 放射性物質関係施設の保安応急対策

(1) 放射線の検出

放射線の検出、測定は、要救助者の救出及び消火活動のための進入並びに汚染の拡大防止を目的として、次の箇所を重点に行う。

ア 救助隊、防ぎょ隊の進入経路

イ 出火行為者の避難経路

ウ R I（ラジオアイソトープ）を緊急搬送した場合の搬送経路とその周辺

エ 出入口、窓その他開口部とその周辺

オ 表面汚染のおそれのある箇所

カ その他被曝又は汚染拡大のおそれのある箇所

(2) 放射線危険区域の設定（放射線危険区域として設定）

ア 放射線が毎時1ミリシーベルト以上検出された区域

イ 火災発生時に放射性物質の飛散が予想され、又は認められた区域

ウ 煙、流水等で汚染が予想され、又は認められる区域

エ 施設関係者の勧告する区域

(3) 設定要領

放射線危険区域は、その範囲を後刻縮小することがあっても、拡大することのないようにするとともに、ロープ及び標識により明確に標示する。

(4) 放射線危険区域内での活動

現場指揮本部を設定し、検出班の検査結果、関係者の意見等により、防ぎょ及び汚染防止警戒区域の設定を行う。

(5) 隊員の被曝管理に配慮し、関係施設に設置してあるポケット線量計、線量バッジ等の被曝線測定器具の活用を図る。

(6) 活動は、被曝汚染の局限化を図り、必要最小限の隊員と持込装備も必要最小限とする。

(7) 呼吸保護具及び放射線防護服を着装し、外気と身体を遮断し、外傷のある者及び体調の悪い者は進入させない。

(8) 人命検索活動

人命検索活動は、放射線検出活動と併せて行う。

ア 放射線危険区域は進入前に、要救助者の位置、施設の状況、予想被曝線量、汚染の危険等について施設関係者の資料により確認する。

イ 活動は2名以上で、かつ、必要最小限の人員を指定して行う。

ウ 救助した者は、汚染されているものとして取扱処理する。

（ア）汚染検査の実施、汚染除去後、救急活動の要否を判断する。

（イ）救出活動に使用した物は、すべて汚染検査を行い、汚染物を処理する。

(9) 消火活動

消火活動は、施設関係者と連携を図り、消火手段は努めて施設設置の消火設備を活用し、開口部破壊、注水等については煙、流水等による汚染の拡大防止に留意し、安全確保に努め最善の防ぎょ活動を行う。

4 その他必要な事項

その他必要な事項については、菰野町警防活動規程による。

第4 各部の主な役割分担

1 総務部

- (1) 各部の編成に関するとりまとめ
- (2) その他各部の危険物、有毒物等関連対策活動協力のとりまとめ
- (3) 各危険物、有毒物等県所管部との連絡調整に関する協力
- (4) 現場活動用資機材等調達に関する協力
- (5) 応急対策活動従事職員の食事、宿舎等の確保
- (6) 危険物、有毒物等関連対策活動に関する住民向け広報活動の実施

2 救援部

- (1) 危険地域住民の避難誘導、収容対策
- (2) 応急救護所、災害支援病院、後方支援病院の確保による負傷者、重症者の受入れ

3 復旧部

- (1) 緊急活動用車両通行のための道路の確保
- (2) 町内の建設業者その他協力団体、事業者との連絡

第5 応援要請と指揮権

- 1 各施設の責任者から通報を受けた場合又は危険物、有毒物等取扱施設における災害発生を知った場合は、所管する県各部、関係機関、関連団体等による災害防除のための専門家その他要員の派遣を要請する。また、町の有する消防力によっては災害防ぎょが困難であると判断される場合は、近隣消防機関、自衛隊等への応援出動の要請、その他消防広域応援出動の要請等あらゆる方法を迅速に講じて、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- 2 災害発生直後においては、各部、各関係機関は、町消防の要請を最優先し、消防指揮所の統括のもと人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

第19節 公共施設、ライフライン施設応急対策

総務課	都市整備課
観光産業課	上下水道課
環境課	

第1 防災目標

道路、橋りょう、河川、砂防等の公共土木施設、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設等は、災害により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。

このため、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、発災後、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保に努めるものとし、迅速な応急復旧を行うため、機関相互において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2 対策

1 公共土木施設等

(1) 道路、橋りょう

ア 緊急輸送道路を含め、緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。ただし、二次災害防止の観点から復旧するまでは通行止めとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、四日市西警察署、町消防、自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。なお、必要に応じ、災害時における応急対策業務に関する協定書の締結事業者に協力を求めるものとする。

(2) 河川

河川の堤防及び護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。

(3) 地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

ア 発災後の降雨等による土砂災害の発生防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な避難対策を行うものとする。

イ 土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行うものとする。

(4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策

要配慮者関連施設が土砂災害発生のおそれあるとき又はそのおそれがあると県から通知があったときは、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て避難誘導対策を講じるとともに、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて速やかに応急対策を実施する。

2 水道

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

(2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

(3) 町の水道事業

ア 町の水道事業の復旧に当たっては、「水道事故対応マニュアル」に基づき、速やかに実施するものとする。自ら実施が困難な場合は、菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野管工事協同組合との「災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック、県等に応援要請を行うものとする。

イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、応急給水を開始する。

ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

3 下水道

下水道施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するものとし、万一処理不能となった場合、町は住民に対し、汚水排除の制限を行うとともに、できる限りの代替措置を講じるものとする。

溢水箇所については、ポンプによる排水や吸引車による吸引等によりその解消を図るとともに、「三重県市町災害時応援協定」及び「災害時における復旧支援協力に関する協定書」に基づき応援要請を行うものとする。

4 廃棄物

廃棄物の発生量や処理施設の状況から災害廃棄物処理実行計画を策定し、この計画に基づいて迅速かつ適正な処理を進める。本町で災害廃棄物処理を行うことが困難な場合、地方自治法に基づき、県に災害廃棄物処理事務を委託するなどして対応する。

5 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

三重県地域防災計画及び近畿日本鉄道株式会社の対策計画による。

6 バス（三重交通株式会社）

三重県地域防災計画及び三重交通株式会社の対策計画による。

7 電気（中部電力パワーグリッド株式会社）

三重県地域防災計画及び中部電力パワーグリッド株式会社の対策計画による。

8 L P ガス

L P ガス販売事業者は、災害により L P ガス器具等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。

（1）緊急対策

ア L P ガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。

イ その他、L P ガス消費設備の安全総点検を行う。

ウ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

（2）中期対策

ア 危険箇所からの容器の引上げ

イ 緊急性の高い病院等への L P ガスの供給

ウ 避難所への生活の用に供する L P ガスの供給

エ 一般家庭へ安全総点検後、早期 L P ガスの供給

9 電話（N T T 西日本株式会社、その他移動体通信事業者）

三重県地域防災計画及び N T T 西日本株式会社その他移動体通信事業者の対策計画による。

10 集中ガス（東邦ガス株式会社他）

災害発生時において、次の対策を実施する。

集中ガス供給施設の安全性強化と被害拡大防止

（1）ガス施設の損壊に対して、早期の復旧体制を確保し被害の拡大を防ぐ。

（2）災害発生時におけるメーターバルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第3 非常災害復旧に伴う用地使用許可

土地収用法第122条において「非常災害に際し、公共の安全を保持するために第3条各号の1に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、

使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもって足り、許可を受けることを要しない。」と規定されている。この許可に関する申請書及び国からの通知様式については資料編に掲げるとおりとし、県からの通知に関しては様式を定めない。

第20節 航空機事故、列車事故等突発的災害に係る応急対策

総務課 消防本部

第1 防災目標

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第2 活動体制

町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに警察署その他関係機関と連携して情報収集、消火、救助その他必要な応急対策を講じ、町長が必要と認めた場合には、災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、配備体制は、本章第1節「活動体制」に定めるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

1 活動体制の基本指針

- (1) 異常な自然現象又は人為的原因による災害で町長が必要と認めたとき。
- (2) その他町長（本部長）が必要と認める場合に発令する。

2 活動期間

活動の期間は、原則として発災直後3日目までとする。ただし、必要に応じ延長するものとする。

3 応援要請

災害対策本部を設置した場合は、県（防災対策部）へ報告するとともに、必要に応じ、自衛隊への災害派遣要請、ヘリコプターの出動、消防救急活動及び救助活動の支援、医療、救護活動支援、その他応急対策支援を要請する。

第3 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

- 1 被害情報の収集及び伝達
- 2 消防救急活動及び救助活動
- 3 医療、救護活動
- 4 被災者及び地域住民の避難対策活動
- 5 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第21節 農林、商工、観光施設等災害応急対策

観光産業課

第1 防災目標

風水害等により、農業用施設、林道施設、商工、観光施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害の発生が考えられるので、県及び関係機関と連携して被害の軽減及び拡大を防止する。

第2 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

第3 農作物に対する応急措置

1 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、四日市農林事務所及び農協等の協力を得て対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ三重県農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

2 採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、県および三重県米麦協会等に要請を行う。

3 病害虫の防除

(1) 町は、県病害虫防除所、農協等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導、助言を行い、病害虫の防除に努めるものとする。

(2) 防除は、特別の指示のない限り県の定める三重県病害虫総合防除計画で示された措置により、行うものとする。

第4 畜産に対する応急措置

1 被災地における病家畜の早期発見に努める。

2 被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、北勢家畜保健衛生所長の指示により実施する。

3 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県を主体に獣医師会の協力により治療の万全を期する。

4 家畜伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県の指導の下、実施する。

5 災害救助法が適用された場合は、家畜伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保するが、一般疾病の治療に必要な医薬品については、県にあつせんを要請する。

第5 林産物に対する応急措置

1 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り等に努める。

2 被災木は病害虫の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

3 風倒木による二次災害を防止するため、生産森林組合等と連携を図り、必要に応じ風倒木の除

去等の措置を講じるものとする。

第6 商工業及び観光関係対策

1 平常時商業機能の早期復旧支援

町は、国、県、電力、LPガス、電話等関係機関及び町商工会その他の業者団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア、一般商店等の再開のための支援措置を講じ、平常時商業機能の早期復旧支援に努める。ただし、被災した商工業者、農業従事者等の事業の再建は、自力復旧を原則とする。

2 その他

町は、国、県、関係機関、団体等との連携、協力による、仮設店舗、仮設工場団地の設置助成、支援コンサルタント等の派遣、取引先開拓等支援、観光復興と観光客誘致のためのイベントの開催、キャンペーンの実施その他必要な支援施策を総合的に検討し実施する。

第22節 住民への広報活動

企画情報課 総務課

第1 防災目標

収集した情報をもとに報道機関を通じ、又は直接住民に対して広報及び広聴活動を行い、災害時の諸知識の徹底と民心の安定を図る。

第2 広報の周知

コミュニティFM緊急割込放送設備、町ホームページ、緊急速報メール、町行政情報メール、広報車、電話等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、ケーブルテレビ等の報道機関による情報発信のほか、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話
各 防 災 関 係 機 関	電話、メール、広報車、連絡員の派遣
一 般 住 民、 被 災 者	コミュニティFM緊急割込放送設備、町ホームページ、緊急速報メール、町行政情報メール、町アプリ、広報車、広報紙、掲示板、チラシ（新聞折込み）
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、庁舎内ネットワーク、口頭

第3 広報の内容

民心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

1 気象予報及び警報

- 2 災害発生状況
- 3 二次災害の危険性に関する情報
- 4 主要道路情報
- 5 公共交通機関の状況
- 6 電気、上下水道、ガス等ライフライン施設の復旧状況
- 7 医療救護所、医療機関等の開設状況
- 8 給食、給水実施状況
- 9 医療、生活必需品等供給状況
- 10 河川、橋りょう等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- 11 被災者の安否に関する情報
- 12 住民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項

第4 要配慮者への対応

視聴覚障がい者や外国人等の要配慮者については、ボランティア等の支援を得て、適切な情報提供に配慮する。

第5 災害時総合相談窓口の設置

町は、被災者のための相談窓口を町役場本庁舎1階に設置し、住民からの意見、要望、問い合わせ、苦情等（以下「意見等」という。）に対応するものとする。

第6 報道機関への情報の発表

1 町の発表

（1）本部設置前

町長の指示又は副町長の指示により、企画情報課長が報道機関に対する連絡窓口となり、災害に関する情報の発表、協力の要請を行う。

（2）本部設置後

本部設置後については、総務部を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表、協力の要請を行う。

なお、必要に応じて庁舎内に特設の臨時記者詰所を設置し、本部活動に支障のないように、かつ、積極的に報道機関への情報提供を行う。

2 町消防の発表

町消防の行う警戒防ぎょに関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、指定する職員が行う。

第7 テレビ、ラジオ等による広報

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合において、その通信のため、特別の必要があるときは、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行うものとする。

町長は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底する必要がある場合、県知事を経由して、日本放送協会津放送局に放送を要請する。ただし、町と県の間に通信途絶等特別の事情がある場合、町長が直接要請し、要請後速やかに県知事に通知する。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するための避難指示等
- 2 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

- 3 災害時における混乱を防止するための指示等
- 4 その他県が特に必要と認める事項

第8 災害資料及び情報の収集

住民への広報又は報道機関への情報発表のため必要に応じ、現場に職員を派遣して、又は各現地連絡所班に依頼して、災害写真撮影等の現地取材を行う。収集した災害情報は記録、整理し、適正に保管するものとする。

第23節 給水活動

上下水道課	総務課
-------	-----

第1 防災目標

災害のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 実施責任者

飲料水の供給は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野管工事協同組合との「災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第3 飲料水及び応急給水用資機材、人員の確保

1 飲料水の確保

災害時の飲料水の水源として、自家発電機設置の浄水場、配水池等を主体とし、供給するものとする。

2 応急給水用資機材、人員の確保

- (1) 災害時に使用できる水道施設整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。
- (2) 応急給水用資機材や人員が不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車等応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

資料編 給水活動用車両及び資機材

第4 応急給水

1 応急給水の目標

大規模な災害により被災した水道施設の応急復旧は、避難所開設期間（災害発生後最大28日間を目安とする。）中に完了させることを目標とする。そのため、応急給水供給量の確保すべき目標量及び給水方法の目安は次のとおりとする。

給水対象	供給量人／日	時期区分（発災後）	給水方法
------	--------	-----------	------

断水地域における 一般利用者	30	3日目まで	ア 水道施設等における拠点給水 イ 給水タンク車等による運搬給水
	10～200	4日目～10日目	ア 水道施設等における拠点給水 イ 給水タンク車等による運搬給水
	20～1000	11日目～15日目	ア 水道施設等における拠点給水 イ 給水タンク車等による運搬給水
	100～2500	16日目～28日目	ア 水道施設等における拠点給水 イ 給水タンク車等による運搬給水
病院、福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	ア 仮設送水管の設置 イ 給水タンク車等による運搬給水
消火用水	必要量	水道復旧まで随時	—

2 応急給水の実施

復旧部は、他部、関係機関等と協力、連携して、応急給水をおおむね次の方法により実施するものとする。

- (1) 給水方法は、水道施設、収容避難所、緊急避難所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施したうえで、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3) 被災地において、飲料水を確保することが困難なときは、浄水場等から給水タンク車、容器等（給水タンク、給水袋）により運搬給水する。
- (4) 要配慮者に対しては、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

第5 医療機関、福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障がい児（者）救援サービス施設、老人ホーム等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず応急供給計画をたて、関係各部等と連携、協力し、給水タンク車その他町車両の運用により最優先で行う。

特に、災害支援病院となる菰野厚生病院については、災害発生後直ちに水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期すものとする。

第6 広報活動の徹底及び区、自主防災組織等との連携、協力

飲料水等供給対策の実施に当たっては、拠点給水方式実施地域の名称、施設設置場所、利用時間その他利用上の留意事項、運搬給水方式実施地域の名称、給水車の巡回コース、給水実施場所、スケジュールその他のサービス実施方法を明らかにしたものを含む「広報こもの被災者生活支援情報」を災害発生後2日目を目安として発行し、各避難所及び災害時総合相談窓口等において配布するとともに、コミュニティFM緊急割込放送設備、町ホームページ等による広報やケーブルテレビ局等の協力を得て、その周知徹底を図る。

また、応急給水に関する住民からの問合せ、要望等の取りまとめ役を被災地の区長、自主防災組織又は代表となる住民に依頼し、適切な飲料水等供給対策の立案、実施に反映させるものとする。

第7 応急復旧

水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、仮設給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第8 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難になった場合には、菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野町管工事協同組合との「災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、当ブロックの代表である四日市市を通じて三重県水道災害対策本部に応援を要請する。四日市市への連絡が困難なときは、県又は他のブロックの代表市を通じて行う。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

- 1 応急給水作業
- 2 応急復旧作業
- 3 応急給水及び復旧用資機材の供出
- 4 その他特に要請のあった事項

第9 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

2 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

3 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

資料編 災害救助法施行細則

第24節 食料供給活動

住 民 課	健康福祉課
子ども家庭課	観光産業課

第1 防災目標

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第2 実施責任者

実施責任者は、町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行う。

第3 食料の供給

1 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受け、炊事のできない者
- (3) 一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (4) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- (5) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 食料の供給

- (1) 災害時における緊急の食料供給に備えるため、非常食を備蓄する。
- (2) 食料は、食料の供給が必要な避難所等へ備蓄倉庫から必要な数量の食料を、町有車等で配送するものとする。
- (3) 災害発生初期段階では備蓄の非常食で対応し、避難担当等からの報告に基づき、食料の必要数量の把握を行う。当面は加工食品（カップ麺、パン、缶詰等）を中心に供給を行うとともに、食料品製造業者等の協力を得て弁当等を供給する。

なお、道路事情等による食料供給の遅れ等に関しては、各家庭における備蓄及び住民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうよう周知に努めるものとする。

- (4) 食料の供給は原則として避難所で実施し、ボランティア等の協力を得ながら実施する。なお、避難所等での食料の受入れ、及び配布については、区、自主防災組織、各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (5) 大規模災害の場合、食料の供給が必要な避難所が数多くなり、町の配送能力だけではまかないきれないときは、運送事業者等に配送業務を委託して対応するものとする。

3 必要数の把握

必要数の把握は、次の方法によるものとし、救援部がとりまとめを行う。

- (1) 町災害対策本部、各現地連絡所班、消防指揮所への被害情報による概数の把握
- (2) 救援部がとりまとめた避難所入所者名簿及び食品希望者名簿による把握
(乳幼児の数、高齢者の数及びその他一般被災者等の数)
- (3) 救援部が関係各班、部、関係機関、区等住民組織の協力を得て集計した在宅要配慮者数の把握
- (4) 各班、部の協力を得て、総務部が集計した災害応急対策活動従事者の把握
(医療機関、福祉施設等を含む。)

4 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

- (1) おにぎり、弁当
- (2) アルファ化米、乾パン、パン、缶詰、インスタント食品、牛乳等
- (3) 乳幼児については粉ミルク

第4 食料の調達

1 米穀の調達

町長は、被災者に対して供給の必要があると認めた場合は、次の措置をとる。

- (1) 町内の米穀取扱者（小売業者、農協等）及び災害時における物資供給協力協定締結事業者等から購入する。
- (2) 知事に対し米穀の供給を申請する。知事は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」により取り扱うものとする。
- (3) 災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、知事は米穀を供給する。

2 その他主食及び副食等

災害時における物資供給協力協定締結事業者、食料品製造業者及び町内食料品販売業者等との協力、連携により調達するものとする。

3 応援要請

町内で対処できない場合には、「三重県市町災害時相互応援協定」又は災害時における相互応援に関する協定等に基づき、協定締結市町村に物資等の供給を要請するものとする。

資料編 三重県市町災害時応援協定

新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書

三重県菰野町と茨城県東海村との災害時における相互応援に関する協定書

災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書

4 要配慮者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄又は入手経路等の確立を図る。また、その際には患者のプライバシーの保護に留意するものとする。

第5 炊出しの実施

1 炊出しの実施者及び協力団体

炊出しの実施については、救援部をもってあててるほか、自主防災組織、日本赤十字奉仕団のほかボランティア（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行うものとする。また、必要に応じて、飲食業組合、民間給食業者、外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託することができるものとする。

2 炊出し可能場所

炊出し可能場所は、資料編に掲げるとおりとする。

3 炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難所等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両、消防車、私用車等を使用する。

4 炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

5 炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

6 救助物資の受入れ及び配分

災害が甚大である場合、救援物資又は町内からの調達により食料等を供給することになるが、資料編に掲げるとおり、地区ごとに広域救援物資集配施設を設け、救援部を中心とする職員のほか、ボランティアの協力により行うものとする。物資の受入調整等については菰野町災害時受援計画で定める。

資料編 炊き出し可能場所一覧

活動拠点施設一覧

第6 医療機関、福祉施設等への食品の緊急供給の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障がい児（者）救援サービス施設、老人ホーム等高齢者救援サービス施設等の福祉施設の要請に基づく食品の緊急供給は、救援部が関係各班、部と連携し最優先で行う。特に、災害支援病院となる菰野厚生病院については、災害発生後直ちに、食品の確保状況を照会するなどして、その確保に万全を期する。

第7 応急的な食品供給対策の縮小又は停止

当該避難所周辺地域の食品供給機能及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、応急的な食品の供給を実施することが町内業者の復旧の支障となるおそれのある場合、又は被災者自ら食品を確保することが可能となった時点で、災害救助法に基づく食品の供給は縮小又は停止する。

なお、関係各班、部、関係業者、機関の協力を得て、避難所に共同炊事設備を設置するなどして、必要な自立支援措置を講ずるとともに、経済的な理由から食品の供給継続が必要と認められる被災者に対しては、食費相当額を含む生活費援助等により対応する。

第8 災害救助法が適用になった場合

1 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

2 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

3 費用の限度

「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編 災害救助法施行細則

第25節 生活必需品等供給活動

住 民 課 健康福祉課

第1 防災目標

災害により被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具等を給与又は貸与する。

第2 実施責任者

罹災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与については、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、災害時相互応援協定締結市町村を含む他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第3 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

第4 給（貸）与品目

種 別	品 目 例
寝 具	毛布、ふとん、シーツ、タオルケット等
外 衣	作業衣、婦人服、子供服、長靴、子供靴、運動靴等
肌 着	肌着、靴下等
身の回り品	タオル、バスタオル、手ぬぐい等
炊 事 用 具	なべ、やかん、包丁、まな板、バケツ等
食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日 用 品	石けん、洗剤、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、ビニールカーペット等
光 熱 材 料	マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットコンロ用ボンベ等
薬 品 雑 貨	哺乳びん、ミルク、紙おむつ、生理用品等
そ の 他	特に認めるもの

第5 物資の調達及び受入れ

1 物資の調達

町内の小売業者、商工会、物資供給協力協定を締結する事業者等に協力を依頼し、生活必需品の供給を行うものとする。町内で調達困難な場合は、品目別数量、必要日時、引取り又は送付場所、その他必要な事項を明示し、県、災害時相互応援協定締結市町村を含む他市町村に依頼し調達する。

2 物資の受入れ

集積所では、物資の受入れ、仕分け、品目、数量の把握、払出しを適正に行い、必要な品目の仕分けについては、現地災害ボランティアセンター、支援物資の受入及び配送等に関する協定締結事業者等と調整し協力を求める。物資の受入調整等については菰野町災害時受援計画で定める。

第6 物資の配分

広域的物資供給拠点を菰野町体育センターに、地区供給拠点を各地区コミュニティセンター等にそれぞれ設置し、迅速な物資の配分に努める。物資の受入調整等については菰野町災害時受援計画で定める。

1 各地区生活必需品供給拠点

救援部は当該地区、施設における備蓄物資等を使用するとともに、生活必需品供給拠点に供給

される生活必需品を提供する。

2 広域的供給拠点

災害対策活動従事者に対する生活必需品の供給、病院、福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救援部は、関係各班、部と連携し広域的供給拠点の機能確保を図る。また各地区生活必需品供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充するものとする。

3 必要数把握方法のめやす

「食料の供給」の規定を準用する。

第7 物資の管理

救援部は、関係各班、協定締結団体等と連携し、広域的物資供給拠点、地区供給拠点における物資の把握、仕分け、管理に努める。

第8 災害救助法が適用された場合

1 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 給（貸）与品目

第4に定める品目とする。

3 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

4 給（貸）与の期間及び費用の限度

（1）給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（2）給（貸）与のため支出できる費用は、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編 災害救助法施行細則

第26節 防疫、保健衛生計画

環 境 課 健康福祉課
子ども家庭課

第1 防災目標

災害発生時における防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

第2 防疫体制の確立

桑名保健所、四日市医師会及び菰野厚生病院と連絡を密にし、体制作り、器具器材の整備及び広報活動を整える。

第3 防疫種別と方法

1 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持にあたる。また、巡回健康相談等で、避難住民の健康課題を把握し、感染症等の予防に努める。

2 一斉消毒

消毒班を編成し、消毒用機械によって罹災地区の一斉消毒を原則とするが、必要に応じ薬剤を現物給付して各世帯、各自が実施する。

3 避難所、野外仮設便所の防疫

野外に避難所、仮設便所を設置した場合は、その施設及び周辺部を定期的に消毒するものとする。

4 防疫用薬剤、資機材の確保

町が行う初期防疫活動は、町が備蓄する分を使用して行う。町備蓄分で不足するときは、県に応援供給を要請するとともに、薬剤師会等に協力を要請し調達する。

5 他市町村への応援の要請

防疫、保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町村に対して、応援協力を求める。

6 県への報告

救援部は、桑名保健所を通じて、県（医療保健部）に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。また、災害防疫活動終了後は、災害防疫完了報告書を作成し提出する。

第4章 知事の指示による防疫措置の実施

1 知事の指示

知事が感染症予防上必要と認めて発する次の指示を受けた場合、町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行うものとする。以下、この節において、法とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいい、法施行規則とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）をいう。

根 拠 法	知 事 の 指 示 内 容
法第27条第2項	感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
法第28条第2項	ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
法第29条第2項	感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置に関する指示
法第31条第2項	生活の用に供される水の使用制限等の指示
予防接種法第6条	臨時予防接種に関する指示（町長が実施するのが適当な場合に限る）

2 町長が実施する措置

種 別	根 拠 法	実施要領
-----	-------	------

消毒	法施行規則第14条	(1) 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し十分な消毒が行えるような方法により行う。 (2) 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第15条	(1) 対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。 (2) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。
物件に係る措置	法施行規則第16条	(1) 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行う。 ア 消毒：消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により実施 イ 廃棄：消毒又は滅菌等により必要な処理をした後に実施 ウ 滅菌：高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により実施 (2) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

第5 食品の衛生監視

災害時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。このため、県は、必要に応じ食品衛生監視員を食品の流通集積拠点、避難所等に派遣し、おおむね以下のような活動を行い、食品の安全確保を図ることとなっている。

- 1 救護食品の監視指導及び試験検査
- 2 臨時給食施設及び営業施設の監視指導
- 3 その他食料品に起因する危害発生の防止

第6 その他の保健衛生対策

1 保健活動

(1) 保健師活動

救援部の保健師及び看護師は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的かつ継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康問題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

なお、発災後のフェイズ毎の対応については、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を参考にし行うものとする。

ア 救護所及び避難所の運営支援を行う。

イ 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する医療の確保及び継続支援、健康管理、衛生管理等を行う。

(2) 栄養、食生活支援

救援部は、関係機関や各部署と連携を図りながら、避難所での栄養、食生活支援活動を行う。また、栄養、食生活支援活動を行う管理栄養士及び栄養士が不足する場合は、関係機関に応援要請を行う。（「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン（第二版）」参考）

ア 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談及び支援を行う。

イ 避難所での共同調理、炊き出し等への指導又は助言を行う。

ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談及び助言を行う。

2 入浴施設の確保

救援部は、関係機関、協力団体、ボランティア及び町内事業者等と連携、協力して、避難所の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴施設を確保し、良好な衛生状態の維持に努めるものとする。具体的には、その都度可能な方法によるが、例えば自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置、保健福祉センター等町施設浴室などによるほか、日帰り入浴施設や町内ゴルフ場、ホテルなどのうち、開設可能な入浴、シャワー施設の提供協力を受け、必要な場合の燃料のあつせんとタンクローリーによる水の補給等により行う。

3 被災動物の保護収容

災害により飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策を行う。また、避難者の中にはペットとの同行避難が想定されることから、避難場所指定等の対策が必要となる。これらの対策については、県（医療保健部）、保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携、協力を得て行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。

(1) 放浪動物の保護収容

(2) 飼い主と同行避難するペットの受け入れ

(3) 保護した放浪動物に対する餌の配布

(4) 負傷している動物の収容、治療

(5) 飼育困難な動物の一時保管、飼い主等からの飼育動物の一時預かり要望への対応及び所有者、新たな飼育者探し

(6) その他動物に関する相談の受付

第7 事前広報の実施等

防疫、保健衛生対策の実施に当たっては、「広報こもの被災者生活支援情報」、災害時総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努めるとともに、住民、事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

1 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性

2 避難所等における手洗の励行

3 生水の飲用に対する注意

4 食中毒の防止のための注意

5 バランスのとれた食事、睡眠による健康の保持の重要性

第27節 清掃活動

環 境 課 観光産業課

第1 防災目標

被災地の廃棄物の収集、処理及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期するものとする。

第2 ごみ処理

1 処理体制

被害地域の廃棄物の発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、日々大量に発生する廃棄物の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた場合で、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、その程度に応じて三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村あるいは関係団体に応援を要請することとする。

2 甚大な被害を受けた場合の対応

廃棄物の発生量や処理施設の状況から災害廃棄物処理実施計画を更新し、この計画に基づいて迅速かつ適正な処理を進める。なお、本町で災害廃棄物処理を行うことが困難な場合、地方自治法に基づき、県に災害廃棄物処理の応援、協力を要請するなどして対応する。

(1) 被害発生直後の緊急措置

- ア 緊急活動用道路上の障害物のうち安全な通行を確保するための収集、搬送措置
- イ 有害廃棄物発生状況把握及び当面の危険防止措置
- ウ 「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づく三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村への応援要請依頼の判断
- エ 「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定」に基づく関係団体への応援要請依頼の判断
- オ 収集業務協力業者への応援要請
- カ 住民、事業所に対する分別、排出抑制等の協力要請、応急収集計画に関する広報

(2) 処理体制

ア 一般廃棄物、その他廃棄物、資源物

(ア) 清掃センター、リサイクルセンター、収集車等の被害状況を把握したうえ必要な体制を確立する。なお、施設、機材破損により町のみで収集処理困難な場合は、三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村、協力業者に応援要請し、なるべく早期に処理できるよう努める。

(イ) 応急的（発災後28日目までを目安とする）処理計画は次のとおりとする。

区 分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	それ以外の地域
一 般 廃 棄 物	災害発生後7日目まで直接収集（随時）	災害発生後7日目まで臨時ステーション収集（随時）	通常収集
	8日目以降避難所開設期間中直接収集（週2回）	災害発生後8日目以降臨時ステーション収集（週2回）	
そ の 他 の 廃 棄 物	災害発生後7日目まで直接収集（随時）	災害発生後7日目まで臨時ステーション収集（随時）	通常収集
	8日目以降避難所開設期間中直接収集（週1回）	8日目以降避難所開設期間中臨時ステーション収集（週1回）	
資 源 物	その他の廃棄物とあわせて収集	随 時	随 時

区 分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	それ以外の地域
有 害 廃 棄 物	県と協議し専門処理業者の協力により優先順位をつけて行う。		
医 療 廃 棄 物	避難所開設期間中は、町が専門業者を通じて処理		排出者が処理。ただし、業者委託による場合は避難所閉鎖以降。

イ 災害により発生したがれき等の廃棄物

(ア) 被災した住宅のがれき等の廃棄物は、発生量が多量となることが予想されるため、菰野町災害廃棄物処理計画に基づき、あらかじめ町の公共用地等の仮置場、仮処分場等を確保するとともに、これらにおいて適切に収集、運搬及び処分を行う。

(イ) がれき等の廃棄物は、発生現場において「木質系」「コンクリート系」「金属系」「プラスチック系」の分別を行うよう、処理関係者に要請、指導をする。

(ウ) 仮置場、仮処分場においては、出来る限りリサイクルをするためリサイクル業者に回収の協力要請を行う。

(エ) 「木質系」廃棄物については、周辺環境に配慮し、必要に応じて野外焼却を行う。

(オ) がれき等の廃棄物の収集運搬及び仮置場、仮処分場において処理できなかったがれき等の廃棄物の処理については、必要に応じ、応援協定に基づき関係団体へ協力要請をする。

ウ その他

道路等に排出又は放置された廃棄物については、業者等の車両により適宜収集する。

第3 し尿処理

1 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯留容量を超えることがないように配慮するものとする。

また、特に甚大な被害を受けた場合で収集処理に支障が生ずる場合には、その程度に応じて三重県、近隣市町あるいは関係団体へ応援要請することとする。

2 甚大な被害を受けた場合の対応

(1) 災害発生直後の緊急措置

ア し尿の要収集施設、場所、量等の把握及び防疫対策上、緊急を要する応急措置

イ 仮設トイレの補充確保及び設置（下水道、農業集落排水整備区域でその機能が活用できる場合は、下水道直結の流下型トイレ（マンホールトイレ）の設置を行う）

ウ 朝明広域衛生組合への連絡確認

エ 「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づく、三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村への応援要請依頼の判断

オ 「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定」に基づく関係団体への応援要請依頼の判断

カ 町委託業者への緊急指示

キ 住民、事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項及び応急的収集計画に関する広報

(2) 応急的し尿処理計画の策定

救援部は、被害の状況に応じて「応急的し尿処理計画」を策定する。

ア 処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿の排出対象者は、下水道機能の活用が困難な避難所の入所者と汲み取り地域内の世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。

し尿発生量は、一人1日当たり1.40を目安とする。

イ 仮設トイレ、バキュームカー等の確保

仮設トイレ及びバキュームカー等の確保については、県と関係者団体との協定に基づく応援を県知事に要請して、収集業者、レンタル業者等民間業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

(3) 他市町村への応援処理の要請

し尿の処理能力の余裕がある他市町村に対して、応援処理を要請する。

なお、応援処理については、各避難所その他の救援対策施設において直接バキュームカーにより応援収集する方式と、バキュームカーによる搬入受入方式の2つを想定する。

(4) 事前広報の実施

し尿処理対策の実施に当たっては、「広報こもの被災者生活支援情報」等を通じて事前に住民、事業所等の協力を要請する。特に次に掲げる点について周知徹底を図る。

ア 被害軽微な汲み取り地域に対する収集一時中止措置の必要

イ 仮設トイレ利用上の留意事項

ウ 平常時収集体制への移行に関する見通し

(5) 仮設トイレの設置

救援部は、下水道機能の活用によるし尿の処理が困難な拠点施設、被災地域における「し尿の処理対策」として、以下のとおり仮設トイレを設置する。

区 分	仮設トイレ設置の目安
設置すべき場所	1 避難地（避難が長時間に及ぶ場合） 2 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） 3 その他被災者を収容する施設 4 災害支援病院、集配拠点、仮置場等救援対策活動拠点施設 5 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき個数	利用者人口 50人当たり 1基
設 置 期 間	下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認めるときまで

(6) 初期における重点収集、処理の実施

ア 仮設トイレによる場合については、防疫対策上の観点から避難所、医療対策拠点施設その他の拠点施設を最優先で収集する。

イ 収集したし尿については、菰野町し尿浄化槽汚泥中継施設に一時貯留するとともに、朝明広域衛生組合のし尿処理施設に搬入して処理する。

(7) その他

ライフライン関連事業者等より、災害時のし尿処理について協力要請があった場合、可能な範囲でし尿汲み取り等の衛生対応に協力するものとする。

第4 死亡獣畜の処理

1 処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、必要に応じて、次のように行う。

(1) 埋却

埋却に十分な穴を掘り、死亡獣畜の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆う。

(2) 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に埋却葬する。

2 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

第28節 遺体の搜索、処理、埋火葬

環 境 課

第1 防災目標

既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がいない場合に急的な対策を実施し、民心の安定を図るものとする。

第2 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋火葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行う。

第3 遺体の搜索

1 所在不明者の申出、搜索依頼等

所在の確認できない住民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼等の対応は、警察署と協力して、次のとおり行う。

(1) 所在の確認ができない住民に関する問い合わせや搜索依頼等を受けた場合、その所在不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り、記録するとともに、救援部へ集約する。

(2) 救援部は、警察署と連携した所在不明者情報の集約、避難者情報等との照合及び所在不明者関係先への連絡等の安否確認を行い、確認ができない者について「要搜索者リスト」を作成する。

2 遺体の搜索

- (1) 行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を行う。
- (2) 遺体の捜索活動は、町長が町消防に指示又は消防団及び四日市西警察署に協力を要請し、救出に必要な舟艇その他必要な機械器具を借上げ、捜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。

3 応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、遺体漂着が予想される市町村に直接捜索応援の要請をするものとする。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
- (4) その他必要な事項

第4 遺体の収容処理

1 実施方法

遺体の処理は、町長が町消防に指示又は四日市西警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ菰野厚生病院を始め町内の医師、地域住民等の協力を求める。

2 処理の内容

遺体の処理には、次の3種類がある。

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として医療救護班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

医療救護班が医療、助産等のため行うことができないときは、町内の医師等に依頼する。

(2) 遺体の一時保存

町は、遺体を一時保存するための棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材の確保に努める。ただし、町において資材の確保が困難な場合は、県に応援を依頼する。また、遺体の一時保存場所は、資料編に掲げる「活動拠点施設一覧」の5「その他拠点」中の遺体安置所とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、町長は寺院等の施設を借上げ埋葬するまで保存する。

資料編 活動拠点施設一覧

(3) 遺体の検案

検視規則及び死体取扱規則に基づき、現地又は遺体安置所において警察署が検視（見分）した後の遺体は、医療救護班又はその他協力医師がその処理を引継ぎ、次のとおり、遺体の検案を実施する。

ア 遺体の検案は、各遺体安置所設置施設内において、町及び県医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。

イ 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体

検案書」(原本)を作成する。

ウ 身元不明者については、警察署が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

エ 現地において検案を行った遺体は、消防団班が関係各部、班、各防災機関の協力を得て、最寄りの遺体安置所へ移す。

3 遺体の収容、安置

救援部は、検案を終えた遺体について、警察署、区、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり、収容、安置する。

- (1) 救援部は、あらかじめ指定する施設に遺体安置所を開設する。なお、被災等により適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。又は町内寺院に対して、一時安置協力を要請する。
- (2) 町内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- (3) 死体検案書(写し)を引継ぎ、死体処理票及び遺留品処理票を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、死体処理票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- (6) 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長(町長)を身元引受人として、死体火(埋)葬許可証の発行手続をとる。

4 変死体の届出

変死体については、直ちに四日市西警察署に届出をし、検視後に遺体の処理に当たる。

5 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡すものとする。

第5 遺体の埋火葬

1 埋火葬の原則

遺体の埋火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続により行うことを原則とするが、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として町において火葬、埋葬を行うものとする。

また、埋火葬の実施が町災害対策本部でできない場合は、第3の2に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

2 留意事項

- (1) 事故死等による遺体については、警察署から引継ぎを受けたあと埋火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬とする。
- (3) 漂着した被災遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定に準じ処理する。
- (4) 遺体を火葬する場合は、災害遺体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- (5) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、遺体安置所又はその都度定める施設に設置する遺骨遺留品保管所に一時保管する。

(6) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引渡す。

(7) 身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに上記遺骨遺留品保管所に保管する。

第6 災害救助法が適用された場合

1 遺体の搜索

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次によるものとする。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、舟艇、その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体搜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の処理、収容

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

(1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く）ができない場合に行う。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

検案は、原則として医療救護班によって行われる。

(3) 方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものである。

(4) 費用の限度

ア 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の限度とする。

イ 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。（輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。）

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の埋火葬

災害救助法適用時における遺体の埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

(1) 遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず、埋火葬

を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合。

(2) 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は知事から通知された事項については町長が行うことを原則とする。

(3) 費用

ア 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

イ 費用の限度

資料編に掲げる「災害救助法施行細則」のとおりとする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内

資料編 災害救助法施行細則

第29節 文教対策

教 育 課 コミュニティ振興課

第1 防災目標

文教施設の被災又は園児、児童、生徒の被災により、通常の教育が行えない場合の応急教育対策は本計画によるものとする。

第2 実施責任者

町長が教育委員会、学校長の協力を得て行うものとする。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第3 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、町教育委員会その他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

1 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努め

る。

(2) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の防備

文教施設、設備等を被害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第4 災害発生初期の緊急措置

1 避難所設置に伴う学校としての協力

(1) 避難所開設に関する協力

学校長又は当日居合せた学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。

なお、その後直ちに教室等の安全点検を行い被災者が一時滞在するための避難室を確保するとともに、救援部又は最寄りの現地連絡所班にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

(2) 避難所運営に関する協力

学校長は、町の避難所運営担当職員又はその他の町職員が到着するまでの間、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間を目安とする。

2 その他救援対策活動拠点施設設置に関する協力

その他町地域防災計画に定める救援対策活動拠点設置予定校は、あらかじめ定めるところにより、施設、設備等を提供するとともに、児童生徒等及び被災者に対して、その旨を周知徹底する。

3 学校施設の被災状況の把握等

(1) 学校教職員による校内被災箇所、危険箇所の点検等

学校長又は当日居合せた学校教職員は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所、危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。また設備の被害状況とあわせて、救援部又は最寄りの現地連絡所に報告し、修理、代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 町による安全点検の実施

町は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、県、国等関係機関、建設業協会、建築士会その他協力団体等と連携、協力して、町内学校施設の安全点検、応急危険度判定等を実施する。

4 児童生徒、教職員の安全確保、安否の確認等

(1) 在校時間中に災害が発生した場合

学校長は、在校時間中に災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握するとともに、救援部又は最寄りの現地連絡所に対し被害の有無等

について連絡する。また、災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に一旦保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、併せて町本部にその旨報告する。登下校路の安全と被災状況が軽微であると確認された場合は、町本部に連絡の上、保護者への取り引きの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。

(2) 夜間、休日等に災害が発生した場合

夜間、休日等に災害が発生した場合は、原則として、直近登校予定日の休業措置をとる。

各教職員は、自ら甚大な被害を受けておらず、かつ、学校所在地域に大規模災害が発生したことを知った場合には、自主的かつ速やかに所属の学校に参集し、避難所の初期における運営協力及び児童生徒の「教育的ケア」、「応急教育対策」の実施に従事する。

第5 避難所開設期間中に必要な措置

1 児童生徒の応急的ケア対策

避難所及び校区内在宅児童生徒等の、避難所開設期間中の「こころのケア」と「教育的ケア」対策に関しては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 措置のあらまし

ア 校庭又は未使用の教室その他避難所内の適当なスペースを確保し「避難所内教室」として行う。

イ 教材の有無や屋外内にこだわることなく行う。

ウ 時間枠は、午前中又は午後の数時間とする。

エ その他全体として、災害遭遇後の混乱した児童生徒及び教職員自身の「こころのケア」と避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた「学校における生活秩序」を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。

(2) その他留意事項

ア 避難所に入所する被災者、家族に対する事前事後の広報活動は、「広報こもの」紙面や各避難所作成の掲示、ビラ等による事前事後の広報活動に加え、教室実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との良い相互関係を保つための活動全般を行うよう努める。

イ 「こころのケア」対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

2 疎開児童生徒リストの作成

学校長は、保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した限りにおける、疎開児童生徒リストを作成する。これにより疎開先に対する照会や児童生徒への連絡を行う。

なお、救援部は、必要に応じて学校長に対し疎開児童生徒リストの作成及び提出を求めるものとする。

第6 応急教育の実施

1 文教施設、設備等の応急対策

救援部は、学校施設の被害状況及び避難所の現状等に関する調査を踏まえ、学校長と連絡の上、おおむね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

なお、施設の状況により短縮授業、二部授業、分散授業、複式授業によることができるものとする。

(1) 学校の校舎の一部が被害を受けた場合

ア 速やかな応急修理

イ 軽被害の教室

ウ 特別教室、和室等

エ 屋内体育館

(2) 学校の校舎の全部が被害を受けた場合

ア 近隣の集会施設等の公共施設

イ 軽被害の近隣学校の校舎

ウ 応急仮設校舎の設置

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、町教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

第7 臨時休校等の措置

学校長は、被害の状況に応じ臨時休校等の適切な措置を講じる。休校とする場合は、保護者へ連絡するとともに速やかに町教育委員会に報告する。

第8 学用品の調達及び確保

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

第9 給食の措置

学校給食施設、設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努めるものとする。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意するものとする。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設、設備は、避難者の炊出し用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。

第10 文化財の保護

1 文化財被害調査等担当の編成

本部長は、大規模な災害が町域に発生した場合、直ちに部内に「文化財被害調査等担当」を編成し、町内の文化財の被害の有無、程度に関する情報の収集、とりまとめ、県教育委員会、文化庁、文化財保護振興財団等関係機関、団体との連絡、調整業務、文化財救出、保護のための他自治体派遣応援職員、専門ボランティアの受入れ等にあたらせる。

2 文化財施設の保護

文化財施設の保護について、町は、管理者及び関係機関、支援団体、ボランティア等との連携、協力により、次のような災害応急措置を講ずる。

(1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに町消防へ通報するとともに被災の防止又は被害の拡大防止に努める。

(2) 町消防及び関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

(3) 収納する建築物に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できないときは、仮保管や寄贈先のあっせんなどを行う。

(4) 文化財に被害が発生した場合は、所有者又は管理者は県指定の文化財にあっては、県教育委員会、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を通じて文化庁へ報告する。また、被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。

3 埋蔵文化財に関する応急措置の目安

埋蔵文化財に関する応急措置については、次の事項を目安として行う。

- (1) 県を通じて、他県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。
- (2) 発掘に要する費用は、原則として地権者の負担とする。その他文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取扱いを行う。
- (3) 特に、震災復興事業として認定された事業である案件など、その都度定める要件を備える案件については、公費負担で行うこととするよう県に要請する。

資料編 町内指定文化財一覧

第11 被災児童生徒の保健管理

被災児童生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たるものとする。

第12 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒とする。

2 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用及び期間

資料編に掲げる災害救助法施行細則のとおりとする。

資料編 災害救助法施行細則

第30節 住宅応急対策

都市整備課 財 務 課
総 務 課

第1 防災目標

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第2 実施体制

1 実施主体

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合には、知事が行う。ただし、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。

2 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

3 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようなあらかじめ体制を整備するものとする。

4 応急対策実施の応援要請

町で応急仮設住宅の建設及び住宅の修理等について対処できないときは、他市町村あるいは県に応急対策の実施又は要員、建設資機材について応援を要請するものとする。

第3 応急仮設住宅の建設

災害のため住家が滅失したり、罹災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっては、検討する。

1 建設用地の選定

原則として、公園等の空地を利用して建設するが、状況によりやむを得ない場合は民有地等を借り上げて建設するものとし、県、国、協力団体等の協力を得て、次のとおり行う。

区 分		管 理 者 等	手続その他において留意すべき事項
町	町 の 公 園	都市整備課	○ 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。
	その他の町有未利用地	財 務 課	
県	県 の 公 園	県土整備部	○ 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
	その他の県有未利用地	総 務 部	
国 有 未 利 用 地		東海財務局	○ 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。 (国有財産法第22条第1項第3号) ○ 所管する東海財務局に照会し提供を要請する。
公 有 未 利 用 地		各管理機関	—
民 有 未 利 用 地		各 管 理 者	○ 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交す。 ○ 町、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第275条第1項に基づき簡易裁判所に申立て建物の撤去時期、土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。

2 建設資機材及び業者等の確保

町は、建設業者等と協力して、応急仮設住宅の建設を行うものし、建設資材の調達については、三重県建設業協会等の業界団体に協力を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の入居者

被災者に対する一時的居住の場所である応急仮設住宅の入居者は次のものとする。

- (1) 住家が全壊（全焼）流失した世帯であること。
- (2) 居住する住家がない世帯であること。

(3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(注)(3)に該当する者の例

- ・ 生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・ 特定の資産のない失業者
- ・ 特定の資産のない寡婦及び一人親家庭
- ・ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者
- ・ 特定の資産のない勤労者
- ・ 特定の資産のない小企業者
- ・ 前各号に準ずる経済的弱者

4 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

5 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。町は災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について県に報告しなければならない。

6 費用の限度

資料編「災害救助法施行細則(抄)」のとおりとする。

7 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。なお、災害直後において一時的に収容するためのものであるため、その期間は短期に限定するものとする。

第4 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮するものとする。

第5 町営住宅の被害調査及び確保対策

1 町営住宅等の応急修理

既設の町営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 町営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- (2) 町営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 町営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

2 解体

既設の町営住宅又は付帯施設の解体が必要な場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

第6 住宅の応急修理

1 町、県が行う被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めた場合の、町、県が行う被災建物の補修実施計画の策定を行い、がれき処理量抑制と被災者負担の軽減を図る観点から、特例措置として公費負担による被災建物の補修給付(サービスの実施枠の拡大等)について、県、国に対して、強く要請する。

(1) 対象者

災害のため住宅が半壊若しくは半焼し、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 費用の限度

費用については、資料編「災害救助法施行細則（抄）」のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

2 被災者が行う補修に対する支援

町は、被災者が行う補修に対する支援として、おおむね次のとおり行う。

(1) 地区復興委員会等を通じた支援

融資制度等既存又は新規行政支援メニューの充実及び資料、申込書の提供等

(2) 建設業協会等協力団体等を通じた支援

被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和、優遇措置等

第7 被災宅地危険度判定の体制

町は、豪雨等による宅盤、擁壁等の変状及び建築物が被災した場合において、判定業務が必要であると判断した場合には、被災宅地危険度判定の実施を決定し、被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告するものとする。また、実施に当たっては、判定士の派遣を県に要請するものとする。

1 被災宅地危険度判定士

(1) 町は、豪雨等による宅盤、擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供をする。

第8 町営住宅等の活用

被災者に対し、町営住宅の一時使用を認めるほか、民間賃貸住宅の借上げ等による一時的住宅の提供に努め、当面の居住の安定を図る。

資料編 災害救助法施行細則

第31節 災害救助法の適用

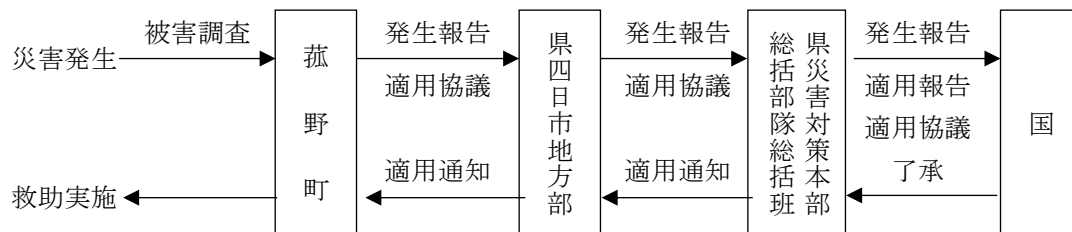
総務課

第1 防災目標

災害時においては、家屋の倒壊を始めとして、火災、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大の人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行うものとする。

第2 災害救助法の適用

1 情報伝達の流れ



2 適用の条件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 災害救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

3 適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるとき、災害救助法が適用される。

- (1) 町の区域内において60世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において30世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情（※1）がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、かつ、厚生労働省令で定める基準（※2）に該当するとき。

※1 厚生労働省令で定める特別の事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

※2 厚生労働省令で定める基準

次のいずれかに該当するとき。

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域にいる多数の者が、避難して継続的に救助を必要とするとき。
- 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

4 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

5 適用手続

- (1) 町長は、本町における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みである

ときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

6 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間は、「資料編 災害救助法施行細則」による。

第3 災害救助の種類と実施権限の委任

1 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所の設置、応急仮設住宅の供与
- (2) 食品、飲料水の給与
- (3) 被服、寝具等の給与
- (4) 医療、助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 障害物の除去

- 2 1のうち知事が通知した事項については、町長が行うものとする。

第32節 災害義援金、義援物資の受入れ

会 計 課	健康福祉課
-------	-------

第1 防災目標

住民からの義援金、義援物資等の募集、保管輸送及び配分並びに被災者あてに寄託された義援金、義援物資の受付及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第2 災害義援金等の募集、配分等

1 実施機関

災害義援金、義援物資等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

- (1) 三重県共同募金会
- (2) 日本赤十字社三重県支部
- (3) 三重県社会福祉協議会
- (4) 県
- (5) 市町
- (6) その他各種団体

2 募集

町内に大災害が発生した場合、町は他の関係機関と共同し、あるいは協力して、一般住民、企

業等を対象に募集するものであり、募集内容に当たっては被災地のニーズ、状況等を十分考慮して行うものとする。このため、町は義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告するとともに、町ホームページ及び報道機関等を通じて公表するものとする。また、梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするように、一般住民、企業等に呼びかけるよう努めるものとする

3 窓口

(1) 義援金の窓口

義援金の受領窓口は、会計管理者が行うものとする

(2) 義援物資等の窓口

義援物資等の受領窓口は、救援部が行うものとする。

4 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む）については、町災害対策本部（出納班）において一括とりまとめ保管し、義援物資等については、各関係機関において保管する。

(1) 町での義援金の取扱い

会計管理者は、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、町指定金融機関に保管する。管理に際しては、受払い簿を作成しなければならない。

なお、県に義援金配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。ただし、寄託者が配分先や用途を指定した場合は、町の責任において処理する。

(2) 町での義援物資等

救援部は、義援物資等の品名、数量等を記録し適正に保管するとともに、受払い簿を作成し授受の状況を記録する。

5 配分

被災地のニーズ、状況、義援金、義援物資等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。

(1) 配分方法の決定

県が組織する委員会が協議の上決定する。

(2) 配分の実施

町は、県が組織する委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

県が組織する委員会が行う配分結果の公表をもって、町の公表とする。県が組織する委員会から公表がない場合、町は収集できる情報の範囲において配分結果の公表を行う。

(4) 県が組織する委員会が設置されない場合については、県に準じて、町に委員会を設置し行う。

6 費用

義援金、義援物資等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、実施機関において負担するものとする。

第33節 雪害対策活動

総務課	健康福祉課
都市整備課	教育課
コミュニティ振興課	消防本部

第1 防災目標

雪害による人的被害を最小限に留めるとともに、住民の日常生活を可能な限り早期に復旧させることを目標とし、雪害対策を行うものとする。

第2 配備体制

大雪による災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合における町職員の配備体制等は、「第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制」及び「第3章 災害応急対策計画 第2節 配備、動員計画」のとおりとする。

第3 気象情報の収集

1 情報収集及び職員間の情報共有

大雪による災害の発生が予想される場合は、気象庁の防災情報提供システム、津地方気象台ホットライン等から情報を収集する。なお、雪に関する気象警報、注意報等は、「第3章 災害応急対策計画 第6節 気象予報及び警報等の伝達活動」のとおりである。収集した情報は、必要に応じて電子メールで全職員に周知するとともに、事前対策会議を開催して情報共有し、対応についての協議等を行う。

2 町内の積雪観測所

町内の積雪観測所は、町消防とする。

3 住民への情報発信

町は、各関係機関との連携強化を図り、除雪状況、交通規制状況、公共交通機関の運行状況その他の大雪に関する情報を収集し、防災ラジオや行政情報メールの配信等により住民に対して情報提供を行う。

第4 雪害対策

大雪による災害を防止するため、町施設及びあらかじめ指定した雪氷対策路線の除雪等を実施する。なお、宅地内の積雪は、所有者又は管理者が対応することを原則とする。

1 除雪対策

(1) 道路除雪

町及び道路管理者は、積雪量に応じてあらかじめ指定した雪氷対策路線、通学路等の除雪等を実施する。なお、各区、住民等が自発的に道路や歩道の除雪を行う場合で、融雪剤提供の依頼があった場合は、本庁又は各地区コミュニティセンターを通じて配布するものとする。また、雪の重みによる倒木等で道路交通障害が発生した場合は、その都度対応する。

(2) 施設除雪

町施設の管理者は、所管する施設の除雪を実施する。また、所管する施設の周囲において、階段の転落防止措置、落雪危険箇所の明示等を実施し、利用者の安全確保に努める。

第5 救助救援対策

町は、雪の影響により発生する下記の事案について、人命救助を最優先とした救出救助活動を実施する。なお、積雪の状況により、現場への到着が困難となる場合、救助事案が多数発生して人員が不足する場合又はそれらの発生が予想される場合には、県、他市町村、自衛隊、災害協定締結団体等に応援要請して対応するものとする。

- 1 人的被害を伴う家屋倒壊
- 2 落雪による生き埋め
- 3 除雪作業に伴う屋根からの転落、水路への転落
- 4 道路上での立ち往生等に伴う車内への閉じ込め
- 5 停電を伴う集落等の孤立の発生
- 6 その他雪に関連する救助救援事案

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設災害復旧事業計画

第1 基本方針

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、可及的速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第2 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川災害復旧計画

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、県と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

2 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、十分な強度を有する工夫をもって復旧工事を行うよう県に要請する。

3 道路災害復旧計画

緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。ただし、二次災害防止の観点から復旧するまでは通行止めとする。

4 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ、県と連携し、計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。

第3 農林水産施設災害復旧事業計画

1 農地農業用施設災害復旧計画

本町における農地の災害は、河川のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋堆、がけ崩れ、地すべりによって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊、かんがい用井堰の流出、ため池堤防及び農道の決壊等である。

今後は、国、県と連携して、被災の原因等を検証しつつ、災害を未然に防止する方法を講じる。

2 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか、山村住民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

3 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、森林組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。(農林業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

第4 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉事業を行う関係施設

- 1 地方公共団体の設置に係るもの
- 2 その他のものの設置に係るものが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。
- 3 2に規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(2)に規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助をするものとする。

第5 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒等を収容する学校施設の災害は、その生命保護及び正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立に当たっては次の点に留意する。

- 1 災害の原因を研究し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- 2 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- 3 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

第6 その他の災害復旧事業計画

その他災害により必要な復旧事業については、県と連携して行うものとする。

第2節 激甚災害の指定

第1 基本方針

災害発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

第2 対策

- 1 知事は、町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各班は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第3 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。

激甚法の対象となる事業は次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても「激甚法」第2条にいう激甚災害とされる。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 中小企業振興対策

町内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う融資に関する援助指導に町商工会とともに協力し、ひいては、町経済活動の回復を図るものとする。

第4節 農林漁業経営安定対策

第1 日本政策金融公庫資金等融資

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

第2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

貸付限度、償還期限等については、天災の都度、政令で定めるところによる。

第5節 被災者の生活確保

災害を受けた地域の民生を安定させる復旧に必要な対策を講ずる。

第1 被災者に対する公的資金による融資

1 菰野町災害弔慰金の支給等に関する条例による支給又は貸付け

菰野町災害弔慰金の支給等に関する条例により、次の資金が支給又は貸付けされる。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金

2 生活福祉資金の貸付け

(1) 貸付けの対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

ア 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

イ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯

ウ 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

(2) 借入れの手続

貸付けを受けようとするものは、借入申込書（町社会福祉協議会に備付）をその居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出する。

（3）貸付金の種類

- ア 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- イ 福祉資金（福祉費、緊急小口資金等）
- ウ 教育支援資金（教育支援費、就学支度金）
- エ 不動産担保型生活資金（一般世帯向け、要保護世帯向け）

3 母子、父子、寡婦福祉資金の貸付け

（1）貸付けの対象

配偶者のない女子（男子）であって、現に20歳未満の児童を扶養している者、母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者の原則とする。

（2）借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町を経由して県へ提出する。

（3）貸付金の種類

- ア 事業開始資金
- イ 事業継続資金
- ウ 修学資金
- エ 技能習得資金
- オ 修業資金
- カ 就職支度資金
- キ 医療介護資金
- ク 生活資金
- ケ 住宅資金
- コ 転宅資金
- サ 就学支度資金
- シ 結婚資金

第2 罹災証明書等の交付

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

第3 税その他公的徴収金の徴収猶予、減免等

災害により被災した住民に対しては、災害対策基本法第85条の規定により、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、公的徴収金の猶予及び減免措置を実施し、被災者の民生の安定に寄与するものとする。

1 国税の徴収猶予、減免等

（1）災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をするこ

とができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

(2) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 県税の減免及び期限延長

(1) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

(2) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとする。

3 町税その他公的徴収金の徴収猶予及び減免等

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長、その他公的徴収金の徴収猶予及び軽減、減免について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

第4章 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金のあっせん

1 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅政策として、県及び町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構資金のあっせん

県及び町は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、被害復興資金の借入の促進を図る。

第6節 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が拠出した基金活用により、被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する制度である。

第1 適用基準及び支給条件

暴風、豪雨、豪雪、洪水、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害は、次のいずれかに該当する自然災害とする。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域にかかる自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域にかかる自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域にかかる自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域にかかる自然災害又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にかかる自然災害

(2) 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯、⑤大規模半壊に至らないが相当規模の補修を要する世帯に対し、住民の被害程度に応じた支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）を支給する。

＜複数世帯の場合＞

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設、購入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃貸（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設、購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃貸（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊世帯	建設、購入	—	100	100
	補 修	—	50	50
	賃貸（公営住宅以外）	—	25	25

＜単数世帯の場合＞

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設、購入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃貸（公営住宅以外）	75	37.5	112.5

大規模半壊した世帯	建設、購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設、購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

第2 支援金支給手続き

町は、支援金支給窓口を開設し、支援金支給対象者の申請書を受付け、速やかに県へ提出するものとする。

第3 被災者生活再建支援制度の周知

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、当該被災者生活再建支援制度について周知の徹底を図るものとする。

菰野町地域防災計画

風水害等対策編

令和7年度修正

菰野町防災会議